勝浦市
-2020-
環境白書

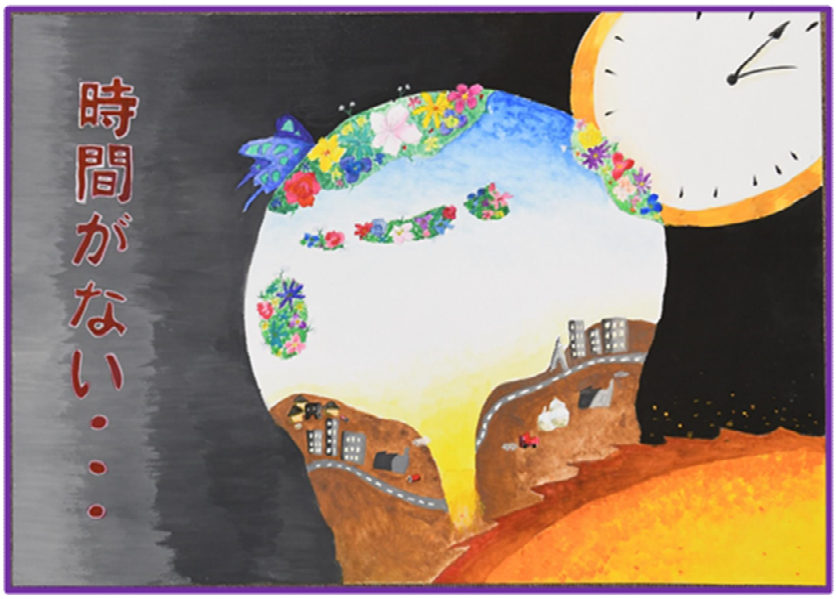

千 葉 県 勝 浦 市

表紙の絵は「２０１９年度環境ポスターコンクール」
市長賞受賞者の作品です。

「しぜんをたいせつに」	勝浦小学校	押田（おしだ） 心菜（ここな）
「自然を守ろう」	豊浜小学校	鈴木（すずき） 日菜乃（ひなの）
「時間がない…」	勝浦中学校	岩堀（いわほり） 妃来里（きらり）

敬称略

表紙の絵は上記の順に並んでいます。

はじめに

2019 年から中国武漢市で新型コロナウイルス（COVIT-19）感染症が流行しはじめ、日本を含め世界的流行（パンデミック）に拡大していきました。このため、全世界が都市封鎖（ロックダウン）や入国制限、日本では東京オリンピックの延期や緊急事態宣言など、我々が経験したことのない事態に陥っています。

勝浦市では、2020 年１月末に中国武漢市からの帰国者 191 人を国内で初めて受け入れました。未曽有の国難に人道上の立場からの受け入れでしたが、当初、新型コロナウイルスの情報が少なく、市民の皆様には不安と動揺があったこと、また風評被害による観光業などへの打撃も大きかったことと思います。しかし市民の皆様による帰国者の方々への激励や心温まる応援メッセージなど、「勝浦市は人命救助の街」なのだと改めて実感いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症の猛威により「かつうらビッグひな祭り」をはじめとする各種行事が中止となり、環境関連部門でも「クリーンキャンペーン」や「ゴミゼロ運動」、「環境コンクール」等の開催を断念せざるをえませんでした。現在本市では、新型コロナウイルス感染症の収束、それを受けての各種行事の再開を目指して、ワクチン接種をはじめとするさまざまな対策に取り組んでいるところです。

この環境白書 2020 は、主に 2019 年度における本市の環境の現状と環境保全に関する施策の概要をとりまとめたものです。

2019 年は９月の台風１５号による被害と大規模停電、１０月の台風１９号や２１号による豪雨・洪水など、立て続けに大きな災害に見舞われました。多発する自然災害に効果的な気候変動適応策の必要性が指摘されています。

これからも市民の安心で安全な生活を守るため、より一層、環境対策を推進してまいりたいと考えています。

市民の皆様におかれましても、本書を通じて環境問題を再認識していただければ幸いに存じます。

令和３年３月

勝浦市長　土屋　元

目　　次

第１章
勝浦市の概要

第１章　勝浦市の概要

１　沿　革

本市は、千葉県の南東部、都心から約75kmに位置し、東西延長14km、南北延長12.5km、周囲67kmで、面積は93.96 km^{2}となっています。

また、海岸線延長は約30kmを有し、勝浦沖を黒潮が流れ、温暖な気候から豊富な海の幸を受けるとともに南房総国定公園にも指定され、海岸線は岩礁・砂浜と変化に富んだ風光明媚なところであります。なかでも、深い入江と海食岩が連続するリアス式海岸の「鵜原理想郷」をはじめ、海食と風化によってできた神秘的な形を醸し出す尾名浦の「めがね岩」、海水浴場としても有名な日本の渚百選のひとつ「鵜原・守谷海岸」、日本の水浴場88選のひとつ「守谷海水浴場」、太平洋と勝浦湾をパノラマのように一望することができる「八幡岬公園」など見飽きることのない自然景観が広がっております。さらに鵜原地先には、東洋一の海中展望塔を有する勝浦海中公園があり、海中展望室からは海底の岩場や生い茂る海草の海中景観のほか、周辺を泳ぎ回る魚たちを観察することができます。

市の北西部は、房総丘陵に属する海抜150～250mの丘陵性山地が広く分布し、市域のほぼ三分の二は山地となっています。

市街地中央部の下本町通りや仲本町通りでは、日本三大朝市のひとつで四百余年の伝統に育まれた「勝浦の朝市」が開かれ、早朝から約80軒もの露店が並び、水揚げされたばかりの新鮮な魚介類のほか、地元の農家で収穫したばかりの野菜や果物などが店頭を飾り、連日、多くの観光客が訪れ賑わいをみせております。

さらに、国際武道大学は我が国初の武道専門の大学として、昭和59年に開校し、現在では学科も増設され、活気あふれる学園都市を形成しております。

図１－１　勝浦市の位置

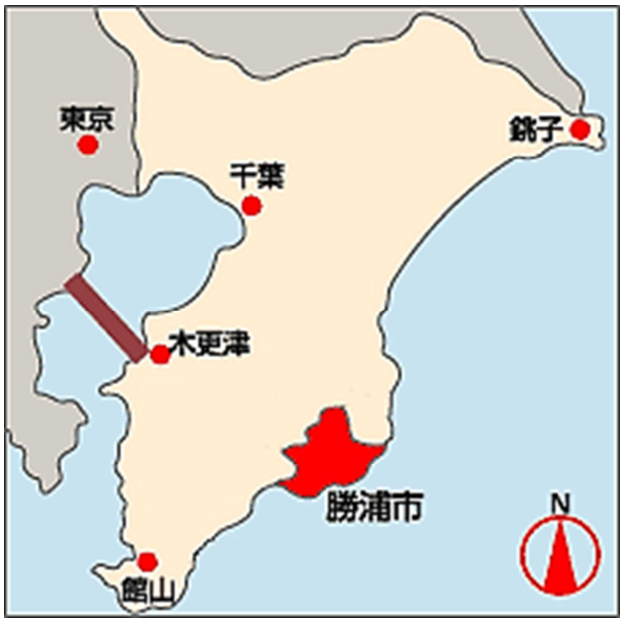

２　人　口

昭和33(1958)年、市制施行時の人口は31,400人でしたが、年々減少傾向にあり、令和元(2019)年には17,324人となっています。また、世帯数もここ数年減少傾向にあります。

図１－２　人口及び世帯数の経年変化（毎月常住人口調査から）

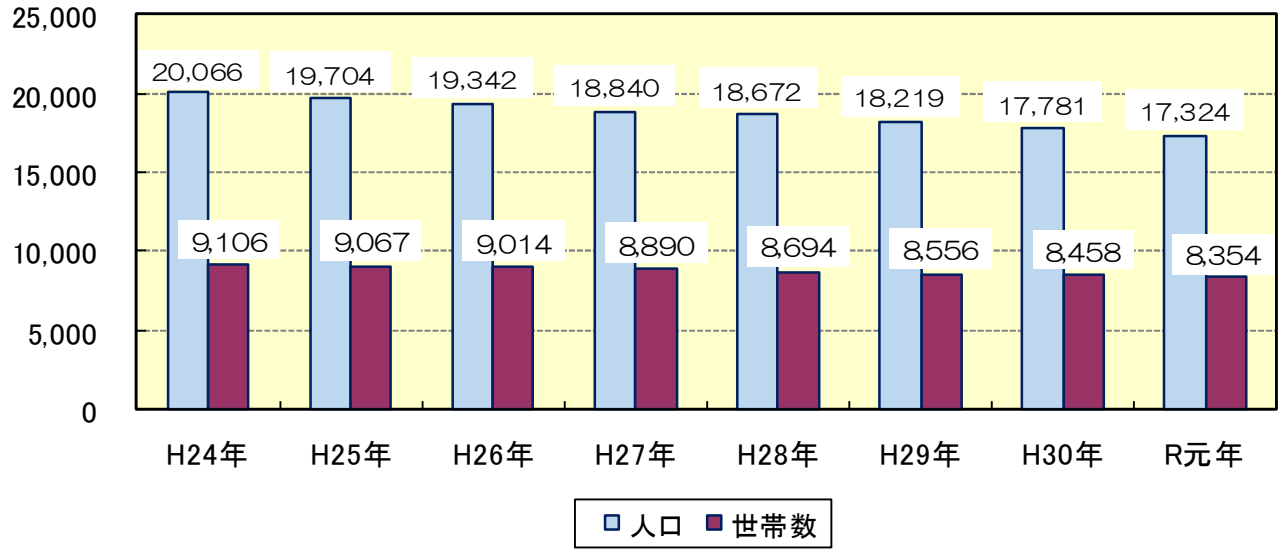

【毎年 10 月 1 日現在】

３　歴　史

自然豊かで気候温暖な勝浦では、古くから漁業や農業を中心として人々の暮らしが営まれてきました。往古の姿は定かではありませんが、夷隅川に沿って縄文早期等の小規模な集落が確認されており、また奈良では興津（木簡では置津）からアワビを運んだ記録が発見され都との関係がうかがえます。

戦国時代には安房里見氏の武将正木氏（正木時忠）が勝浦城に入り一帯を領有していました。天正18(1590)年、正木氏が北条氏とともに滅びると、代わって徳川家康の幕臣である植村土佐守泰忠が勝浦城に入城し、家臣団を中心とした町屋を営み、これが現在の中心市街地の基礎となっています。泰忠は農漁業を奨励し、朝市を開設するなど地元の産業振興に尽力しました。その後大岡忠光による支配を経て、岩槻藩領となり明治維新を迎えます。

興津地区は興津郷と呼ばれ、江戸時代は幕府の直轄領であり、妙覚寺に仙台藩取締所が置かれていたため、江戸と東北を結ぶ重要港として栄えました。

昭和30(1955)年、町村合併促進法により、勝浦町、興津町、上野村、総野村が合併し勝浦町となり、昭和33(1958)年10月１日、市制施行で勝浦市となりました。平成30(2018)年10月１日には市制60周年を迎えました。

４　イベント

かつうらビッグひな祭り

徳島県勝浦町から譲り受けたひな人形と全国から寄せられたひな人形の20,000体以上が、まちのいたるところに飾られ、遠見岬神社の石段も雛壇となります。かわいらしいひな行列や各種団体によるイベントなどが、ひな祭りを盛り上げます。

勝浦港カツオまつり

全国有数のカツオの水揚げを誇る勝浦で、勝浦産の新鮮なカツオの販売やカツオのタタキ、きんめ汁、勝運カツなどの模擬店、ところてんの早食い競争等々、「食べる」「飲む」「遊ぶ」を満喫できるイベントです。

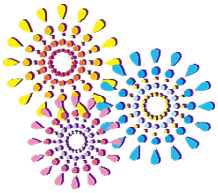

かつうら若潮まつり

遊漁船による勝浦湾体験乗船等さまざまなイベントが繰り広げられる夏の一日。まつりの最後を飾るのは、夜空に打ち上げられる色とりどりの花火。波穏やかな海面に美しく映えます。

秋まつり『勝浦大漁まつり』

４日間にわたって繰り広げられる秋の一大イベントです。荒々しい海の男の御輿や山車、屋台が街中を練り歩きます。

勝浦鳴海駅伝

海と緑に囲まれた自然豊かな勝浦の美しいリアス式海岸線を、海風に吹かれながら走ります。

５　気　象

本市は、房総半島の南東部太平洋側に位置し、平坦地の少ない地形です。また、黒潮の影響を受けやすいため、真夏日・真冬日が少ない海岸気候で一年を通じて温暖な気候となっております。なお、風は海上からの南よりの風が強く吹く傾向にあり、風向が東または南東のときの降水量が多いのが特徴です。

過去30年(1989～2018)の平均気温は16.0℃、平均降水量は2,004.0㎜となっています。令和元年(2019)の平均気温は16.7℃であり、最高気温は32.0℃(９月８日)、最低気温は0.4℃(２月１０日)でした。

表１－１　気温の経月変化（令和元年）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
最高気温(℃)	16.6	20.1	21.3	21.4	25.9	27.6	30.3	31.9	32.0	29.9	22.5	21.5
最低気温(℃)	0.8	0.4	1.3	1.7	10.5	14.6	17.6	22.7	18.4	12.7	1.9	4.0
平均気温(℃)	7.2	8.3	11.2	13.4	18.7	20.9	23.2	26.9	24.8	20.6	14.6	10.6
過去平均(℃)	6.7	7.1	10.0	14.3	17.9	20.8	23.9	25.8	23.4	18.8	14.2	9.3

図１－３　気温の経月変化

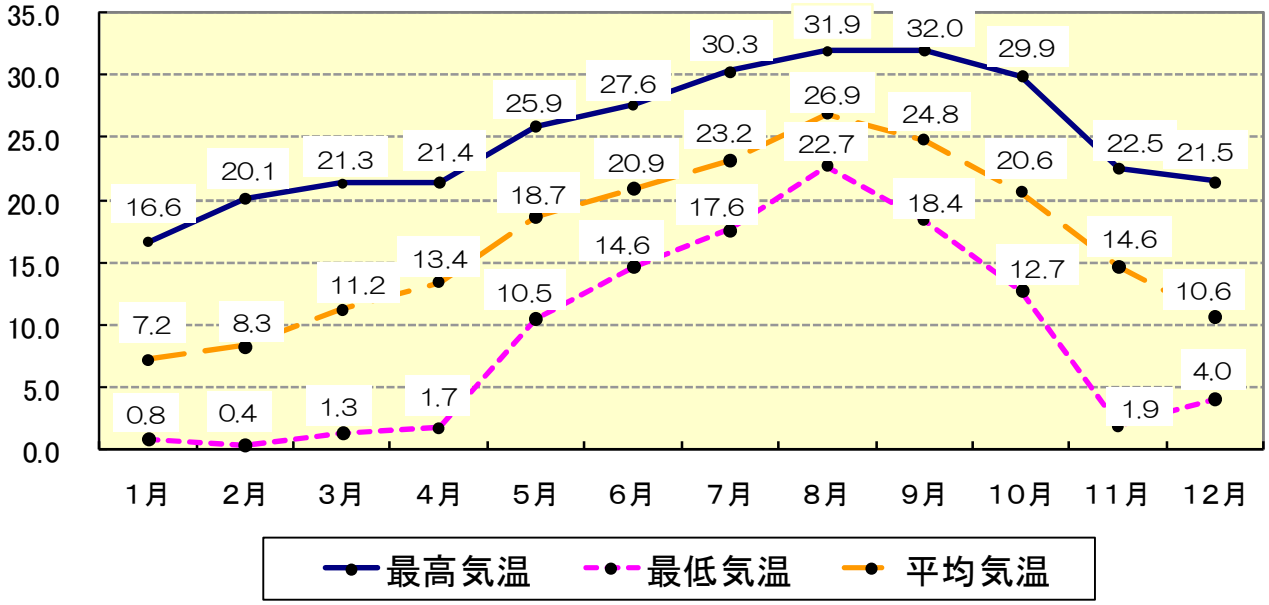

令和元年の年間降水量は 2,395.5mm であり、最も降水量の多い月は 10 月(469.5mm)で、最も少なかったのは１月(31.0mm)でした。

表１－２　降水量の経月変化（令和元年）　（単位：㎜）

	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	合計
令和元年	31.0	83.0	159.5	205.0	96.5	357.0	314.5	60.5	198.5	469.5	279.0	141.5	2,395.5
過去平均	103.9	111.0	175.6	155.6	168.5	220.1	148.6	122.3	253.0	292.8	171.2	86.2	2,004.0

図１－４　降水量の経月変化

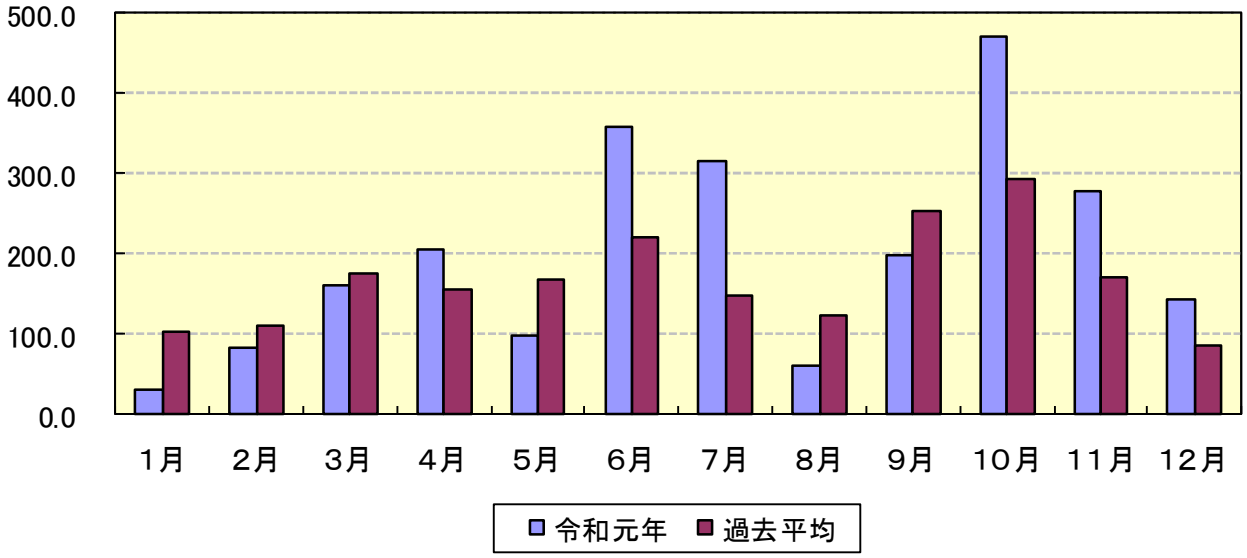

第２章
環境行政の概要

第２章　環境行政の概要

１　機　構

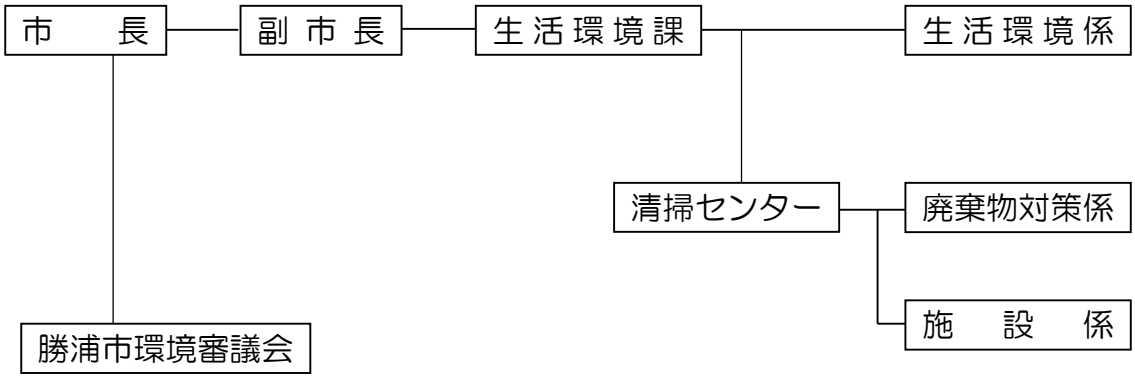

２　予算決算

（１）環境に関する予算

表２－１　環境関係予算額の推移　（単位：千円）

項　　目	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
環境衛生費	19, 354	18, 643	16, 511	14, 514
清掃総務費	126, 622	122, 262	125, 889	119, 897
塵芥処理費	186, 736	325, 054	183, 095	184, 699
し尿処理費	112, 997	113, 510	116, 290	119, 174
計	445, 709	579, 469	441, 785	438, 284

図２－１　環境関係予算額の推移

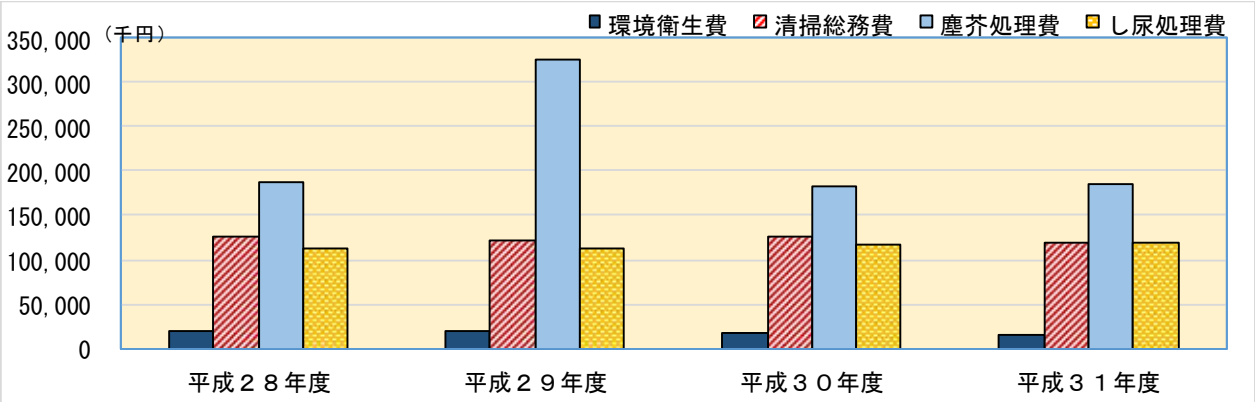

（２）環境に関する決算

表２－２　環境関係決算額の推移　（単位：円）

項　　目	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
環境衛生費	10, 388, 010	9, 137, 647	9, 506, 054	9, 848, 729
清掃総務費	123, 147, 650	121, 141, 426	125, 999, 660	124, 240, 628
塵芥処理費	212, 740, 717	356, 873, 206	230, 060, 004	243, 431, 750
し尿処理費	135, 114, 821	140, 553, 334	170, 106, 443	123, 822, 671
計	481, 391, 198	627, 705, 613	535, 672, 161	501, 343, 778

図２－２　環境関係決算額の推移

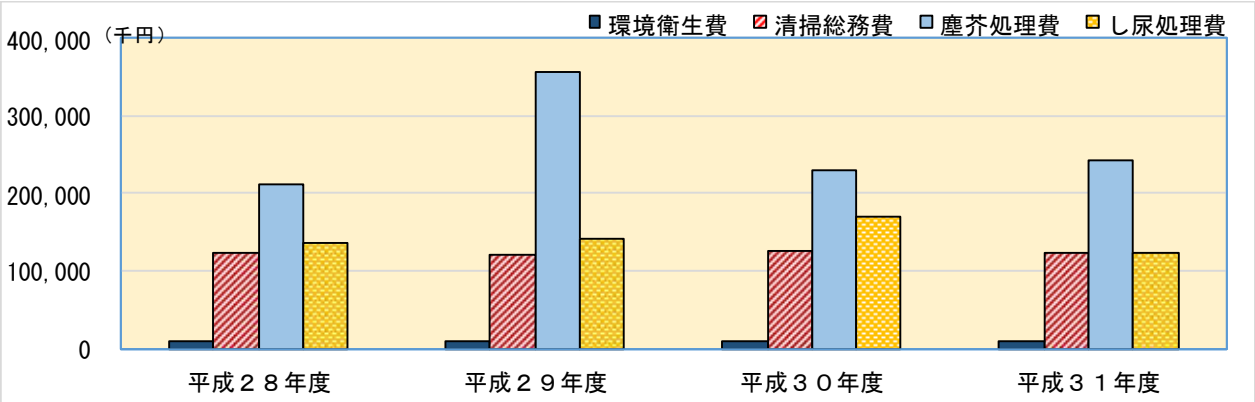

３　審議会

勝浦市環境審議会は、環境対策に関する事項を調査、審議する市長の諮問機関です。審議会は、８名の委員で組織され、委員は市議会議員、学識経験者、団体等の役員で構成され、任期は２年間となっています。

表２－３　環境審議会委員（令和２年４月１日現在）

構成及び定数	氏　　名	役　　職　　等
市議会議員　２名	照川　由美子	市議会議員
	久我　恵子	市議会議員
学識経験者　３名	髙田　雅雄	南外房環境クラブ理事
	山本　洋子	勝浦市海岸売店組合組合長
	本城　一隆	元大多喜高等学校校長
団体等の役員　３名	渡邉　幸治	新勝浦市漁業協同組合代表理事組合長
	青木　亨	いすみ農業協同組合勝浦支所長
	渡辺　幸男	勝浦市観光協会会長

４　環境関連組織等

（１）勝浦市空家等対策協議会

勝浦市空家等対策の促進に関する条例第６条の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項のほか、特定空家等に対する措置について協議するため、平成２９年７月１日に設置した協議会です。委員は市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、その他市長が必要と認める者のうち６名以内に委嘱し活動しています。

（２）勝浦市不法投棄監視員

勝浦市不法投棄監視員制度

一般廃棄物、産業廃棄物や残土等の不法投棄防止のため、市民12名に委嘱し監視活動を実施しています。

（３）勝浦市環境市民会議

勝浦市環境基本条例第15条の規定に基づき、環境の保全に関する施策に市民の意見を反映させるために設置した会議です。委員は公募により募集を行い、10名に委嘱し活動を実施しています。

（４）浜勝浦川浄化対策推進協議会

市街地を流れる浜勝浦川の水質浄化に関して調査研究、情報収集を行い、浜勝浦川の環境整備の啓蒙、普及や水質浄化対策の推進を図るために設置した協議会です。委員は、関係行政区長、関係行政機関の職員、関係団体の代表者で組織し、12名に委嘱し活動しています。

（５）勝浦市放置自動車廃物判定委員会

勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例第43条の規定に基づき、放置自動車の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するために設置した委員会です。委員は、自動車等について専門知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者の中から６名に委嘱し活動しています。

（６）夷隅川等浄化対策推進協議会

夷隅川等河川の現状に鑑み、夷隅川等河川に関する企業及び団体等が一体となり、有機的な連携を保ち、夷隅川等河川の浄化対策を積極的に図るとともに、地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的とし、昭和48年９月26日に設立されました。

（７）千葉県環境衛生促進協議会

市町村の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに、事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施すべく、会員相互の知識普及と技術の向上を図り、生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とし、昭和37年６月５日に設立されました。

（８）千葉県浄化槽推進協議会

千葉県における合併処理浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、平成３年８月29日に設立されました。平成21年5月28日に、千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会から千葉県浄化槽推進協議会に名称を変更しました。

（９）管内産業廃棄物及び残土等の不適正処理対策連絡会議

夷隅地域振興事務所管内における、産業廃棄物の不法投棄及び残土等の不適正処理対策を迅速かつ適正に講ずることを目的とし、関係機関の緊密な連絡調整機能を有する会議として、平成16年４月23日に設立されました。

第3章
大 気 汚 染

第３章　大気汚染

１　大気汚染の現状

大気汚染は、主に工場・事業場等から排出されるばい煙や粉じん、または、自動車から排出される排気ガス等により引き起こされます。

このような大気汚染を防止するために、昭和43年 に 従来の「ばい煙の規制等に関する法律」に代わって「大気汚染防止法」が制定・施行されてから四十年近くが経過し、この間、様々な大気汚染が発生し、これに対処するため規制地域の拡大、規制基準の強化、規制方式の改正等が行われてきました。また、石綿の飛散防止対策の強化を目的として、平成25年６月に「大気汚染防止法」の一部が改正され、解体等工事の事前調査及び説明の義務付けや都道府県知事等による立入検査等の対象を拡大しました。

県においても、昭和46年12月にばいじんと有害物質について法に基づくいわゆる上乗せ条例を制定し、規制の強化を図るとともに、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」、「千葉県炭化水素対策指導要綱」等の制定や「千葉県環境保全条例」を改正し、平成15年４月１日から自動車の駐停車時のアイドリング・ストップを義務づけました（千葉県環境保全条例第56条の6）。また、平成19年10月には「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（ＶＯＣ条例）」が制定され、一定規模以上の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）を取り扱う事業者は知事への報告が義務付けられました。

また、平成28年2月に「水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護すること」を目的とした水銀に関する水俣条約が締結され、水銀の大気排出規制を行うため、大気汚染防止法が改正され、水銀排出施設（石炭火力発電所や廃棄物焼却施設など）に係る届出制度や水銀排出基準の遵守、水銀濃度の測定の実施などが定められました（平成30年4月施行）。この法改正により市の清掃センターも規制対象施設となりましたので、水銀含有廃棄物の取り扱いなど対策を講じ、水銀排出基準を遵守します。

２　大気汚染防止の対策

「大気汚染防止法」では、工場、事業場などにおいて、ばい煙や粉じん等を発生させる一定規模以上の施設を設置する場合には届出が必要であり、様々な基準を遵守するよう定められています。

市では公用車の買い換えについては率先して低公害車の導入を図り、市の管理する駐車場においてはアイドリング・ストップを呼びかける看板を設置するとともに、エコドライブも積極的に推進し、大気環境保全に取り組んでいます。エコドライブは自動車運転に起因して排出される大気汚染物質の削減や CO_2 の削減になり、さらに燃費向上や交通安全にもつながります。

その他、県による一般環境大気測定局が市内に１箇所設置されており、詳細な大気環境の情報が得られるようになっていますので、今後は大気汚染の防止に向けて、得られた情報を有効に利用したいと考えます。

表３－１　低公害車導入実績　　令和２年３月末現在

車　　種	台　数	用　　途
低公害車	４２	軽自動車、普通自動車

表３－２　アイドリング・ストップの効果

１日１０分間アイドリング・ストップを行ったときの効果（環境省資料より）			
代表的な車種	燃料消費量(ℓ／年)	節約できる燃料費(円／年)	二酸化炭素排出量(kｇ／年)
乗用車 (2000cc ｶﾞｿﾘﾝ車)	５１．１	約 6,900	32.85
大型トラック (10t 積ディーゼル車)	80.3～109.5	約 9,300～ 約 12,600	58.4～80.3

３　野外焼却（野焼き）の禁止

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から「廃棄物処理及び清掃に関する法律」により、どんど焼きやたき火、農業者による稲わら等の焼却など、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却（野焼き）は禁止されています。また廃棄物焼却炉の構造基準の規制強化に伴い、家庭用の小型焼却炉などは使用できなくなりました。

本市の場合、大気汚染に関する苦情は、廃棄物や除草した草、伐採した樹木などの野外焼却による煙が大半を占めています。平成３１年度中も通報により、警察や県とともに出動しました。繰り返される野外焼却に対する苦情や火災につながるケースなど年々増加しています。市では、行為者に直接指導はもちろん、市の広報などを通じて、野外焼却の禁止について啓発活動に努めています。

野焼きの現場

大規模な野焼き

４　アスベスト（石綿）の対策

アスベストはやわらかく耐熱、対摩耗性に優れていることから、自動車のブレーキ、パイプの被覆や建築材などに広く利用されてきました。しかし、繊維が非常に細かいため、吸引により体内に取り込まれ肺に刺さると肺ガンや中皮種の原因になることが明らかになり、世界保健機関（ＷＨＯ）ではアスベストを発ガン性物質と断定し、日本では、大気汚染防止法により平成元年に「特定粉じん」に指定され使用が制限されるとともに、石綿による健康被害の救済に関する法律が平成８年２月に制定されました。

勝浦市では、平成17年９～10月にかけて市内の公共施設の108施設を対象に一斉調査を行い、そのうち６施設からアスベストの含有が確認されましたが、平成17～18年度においてその対策が実施されました。

５　微小粒子状物質（ＰＭ２.５）による大気汚染

ＰM2.5 は粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、様々な健康への影響の可能性が懸念されており、国は平成 21 年９月９日に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準」（**１年平均値 15μg/m³（ﾏｲｸﾛｸﾞﾗﾑ/立方ﾒｰﾄﾙ）以下、１日平均値 35μg/m³ 以下**）を設定しました。

また、千葉県が設置する一般環境大気測定局が勝浦市（小羽戸）にあり、より一点的な視点で PM2.5 の値を捉えることができています。県および市では、PM2.5 濃度の一日平均の値が 70μm/㎥を超えると予想される場合に、市民に向けて注意喚起を行っています。なお、平成 31 年度中に注意喚起はありませんでした。

表３－３　平成 31 年度　勝浦市・小羽戸　PM2.5 月別数値及び基準値超過日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間値
月平均値	7.1	9.5	6.4	5.8	8.1	6.7	6.3	6.1	6.1	4.5	4.4	5.1	**6.4**
日平均値の最小値	0.6	3.2	0.6	0.8	0.9	1.5	1.8	−0.1	2.0	0.7	−0.4	0.3	**−0.4**
日平均値の最大値	20.4	30.1	18.3	17.5	28.1	14.8	12.8	21.8	12.3	13.1	12.4	13.5	**30.1**
基準値超過日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	**0**

６　光化学スモッグ注意報

県では「大気汚染防止法」に基づく「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」を定め、毎年光化学スモッグの発生しやすい４月～10 月までの間、オキシダント濃度注意報等の発令基準以上になった場合、「光化学注意報」を発令しています。光化学スモッグは風が弱く、晴れまたは薄曇りで最高気温 25℃以上の条件で発生しやすいと言われています。

平成 31 年度の注意報発令状況は、県内で９日ありました。長生・夷隅地域において発令はありませんでした。

７　空間放射線量の測定の休止

市では、平成 23 年３月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の大規模な放射能漏れ事故後、同年７月から公共施設等における空間放射線量の測定をし、市民が安心して生活できるよう取り組んできました。しかし、測定値も放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針の１時間当たり０．２３マイクロシーベルトを下回った値で安定していることから、平成３０年度末をもって定期的な空間放射線量の測定を休止いたしました。

第4章
水 質 汚 濁

第４章　水質汚濁

１　水質汚濁の現状

水は、地球上で活動する生物全ての源であり、私達の体にいたっては、その約６割以上が水分であるといわれています。

この大切な水が、人間の生産活動などにより汚染されることを、水質汚濁といいます。水質汚濁の主な原因としては、炊事や洗濯などの日常生活により排出される生活雑排水による「生活系」、工場及び事業場などから排出される排水による「事業系」、その他「農畜産系」、「自然系」に分類することができます。

水質汚濁が進行すると、魚や貝が住めなくなったり、ヘドロの堆積による悪臭の発生、また、有機水銀やカドミウムなどの有害物質で汚染された魚や農作物を長期間摂取することによる健康被害など様々な悪影響が引き起こされます。

本市においては、一部河川で家庭雑排水に起因すると思われる悪臭なども確認されています。市では、このような水質汚濁を防止するために、河川浄化対策、合併処理浄化槽の普及啓発及び汚染状況把握のための河川水質検査などを実施しています。

２　水質汚濁防止の対策

（１）市内主要河川の水質検査結果

市では、市内主要河川の汚染状況を把握するため、浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名）、墨名川／小家名橋（墨名）、串浜西ノ谷川／串浜３号橋（串浜）、稲子川／稲子橋（部原）、坪田川／興津３号橋（興津）、興津都市下水路／東橋（興津）、守谷川／州崎橋（守谷）、苗代川／清海橋（鵜原１号橋）（鵜原）、鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）、夷隅川／仲川橋（名木）、夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）、夷隅川／折節橋（松野）の計12箇所において年２回の水質検査を実施し、また、浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）においては年６回の水質検査を実施しています。

検査結果としては、直接海に流入する河川では、基準値を上回る項目も見受けられ、これらの原因は家庭から排出される生活雑排水などに影響されているものと考えられます。

市内13箇所において行っている水質検査の経年変化は、次の表のとおりです。

表４－１　　採水点　浜勝浦川・墨名川合流点／港橋（墨名）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	30.0	7.5	11.0	9.4	5.8	1.10	4.3	1.0	54,000
H15. 1.30	7.5	7.5	7.8	4.1	4.9	0.41	8.7	0.9	4,000
H15. 7.23	21.0	7.8	4.1	7.0	4.1	0.60	5.1	1.0	14,000
H16. 1.26	8.0	7.6	17.0	8.7	8.0	1.00	4.5	0.9	4,200
H16. 7.08	26.5	7.7	10.0	7.2	4.5	1.10	4.3	1.0	15,000
H17. 1.18	11.0	7.9	7.4	10.0	4.0	0.44	7.9	0.8	6,600
H17. 7.21	25.0	8.2	6.4	7.2	5.5	0.75	8.3	0.4	12,000
H18. 1.24	7.5	7.4	11.0	5.8	6.6	0.66	7.5	0.6	12,000
H18. 8.04	27.0	7.5	14.0	5.0	4.7	1.40	4.4	0.9	23,000
H19. 1.23	11.0	7.2	14.0	6.5	6.8	0.92	5.0	1.2	17,000
H19. 7.26	23.0	7.4	5.9	2.1	5.3	0.86	5.0	1.0	12,000
H20. 1.31	9.0	7.4	20.0	6.8	8.5	1.50	3.6	2.2	34,000
H20. 7.28	28.0	7.7	5.9	5.9	3.5	0.79	4.8	0.6	26,000
H21. 1.27	10.0	6.9	14.0	6.6	7.4	1.00	6.0	1.3	26,000
H21. 7.14	24.0	7.6	6.2	3.3	4.6	0.87	5.2	0.6	54,000
H22. 1.25	10.6	7.8	8.9	4.3	7.4	0.94	4.4	1.1	30,000
H22. 7.26	30.8	7.8	31.0	16.0	4.2	2.00	7.2	1.4	130,000
H23. 1.17	7.8	7.2	12.0	4.3	7.6	1.10	4.7	0.9	6,000
H23. 7.26	24.9	7.4	8.0	3.8	5.3	1.10	1.7	0.9	70,000
H24. 1.19	9.2	7.7	12.0	6.9	9.8	1.20	5.7	1.6	48,000
H24. 7.26	28.9	7.4	3.7	8.8	4.5	0.80	8.3	0.8	90,000
H25. 1.31	9.9	7.4	23.0	12.0	8.2	1.60	3.8	1.3	11,000
H25. 7.24	23.5	7.8	8.9	7.7	5.2	1.40	5.8	0.7	20,000
H26. 1.16	7.8	7.3	18.0	11.0	7.0	1.80	5.5	0.9	5,400
H26. 7.23	27.1	7.6	8.7	7.4	5.0	1.40	8.8	1.2	220,000
H27. 1.30	7.2	7.4	7.4	13.0	2.6	0.45	10.0	0.7	20,000
H27. 7.29	27.0	7.5	15.0	8.5	4.5	1.30	6.9	1.8	38,000
H28. 1.22	10.1	7.4	4.7	3.1	5.6	0.82	7.2	0.6	4,200
H28. 7.26	24.0	7.3	7.0	5.4	4.4	0.93	3.1	1.1	52,000
H29. 1.20	9.0	7.4	9.7	5.8	6.1	0.89	6.8	1.1	6,400
H29. 7.26	22.7	7.0	31.0	32.0	4.0	1.10	1.8	1.9	620,000
H30. 1.25	6.1	7.4	6.7	3.4	5.6	0.78	6.2	0.8	14,000
H30. 7.30	25.8	7.4	7.4	10.0	4.8	1.00	4.9	1.4	62,000
H31. 1.23	10.8	8.2	3.3	4.3	5.6	0.72	11.0	0.7	3,900
R 1. 7.18	21.5	7.7	2.6	8.3	3.2	0.42	8.7	0.7	36,000
R 2. 1.21	10.8	7.8	3.7	1.9	4.5	0.55	8.3	0.7	6,800
平　均	17.3	7.5	10.8	7.6	5.5	1.0	6.0	1.0	50208.3

図 4-1　浜勝浦川・墨名川合流点/港橋（墨名）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

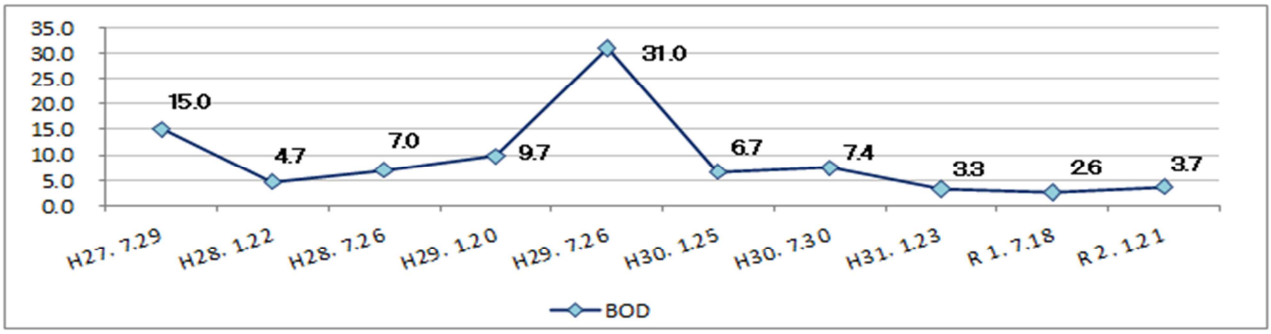

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

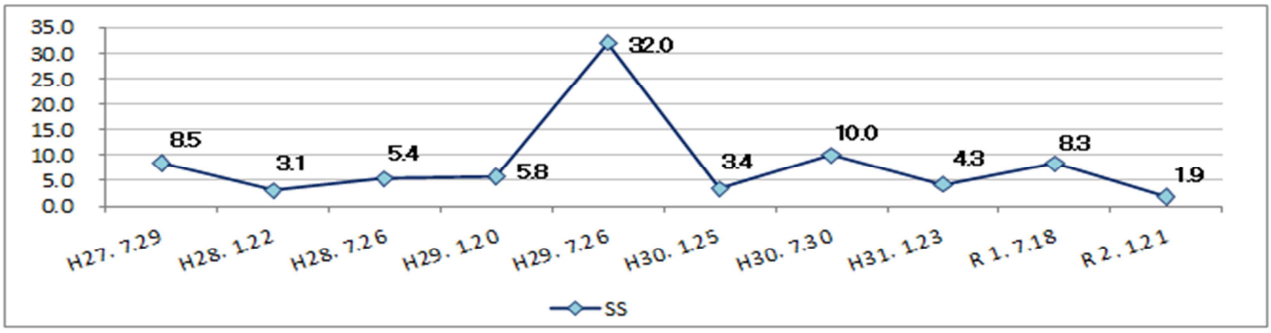

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

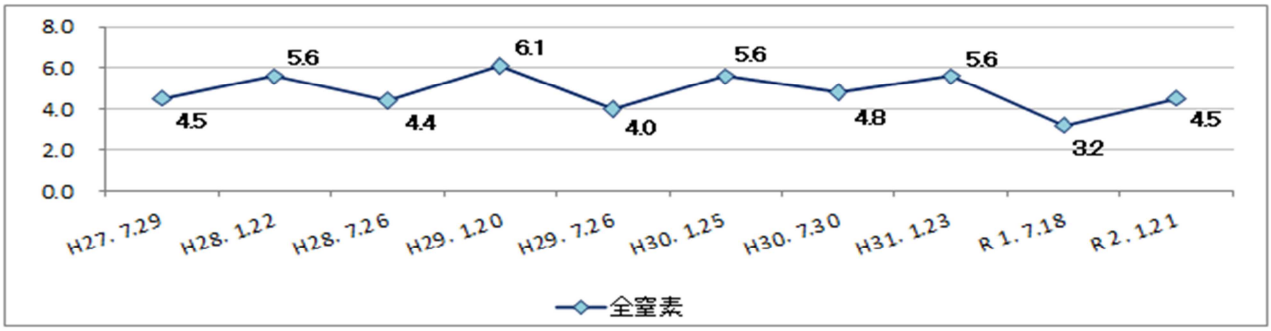

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

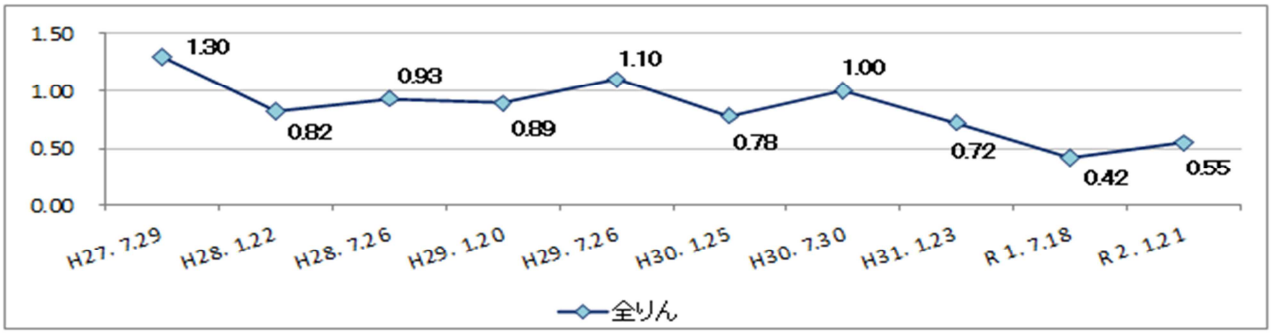

表４－２　　採水点　墨名川／小家名橋（墨名）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	26.0	7.9	6.2	6.0	4.8	0.66	7.1	0.9	4,200
H15. 1.30	8.5	7.6	9.5	4.7	5.2	0.40	6.9	1.0	6,000
H15. 7.23	20.5	7.9	2.0	4.1	3.8	0.52	6.7	0.8	6,000
H16. 1.26	8.5	7.6	9.1	4.8	8.0	0.86	3.5	0.8	3,500
H16. 7.08	26.0	7.9	5.0	6.1	3.5	0.73	6.5	0.9	43,000
H17. 1.18	10.0	8.0	10.0	5.8	4.0	0.39	8.1	0.9	7,600
H17. 7.21	24.0	8.1	5.0	3.9	4.2	0.55	10.0	0.4	7,600
H18. 1.24	8.0	7.4	12.0	4.8	5.0	0.59	6.8	0.7	14,000
H18. 8.04	25.0	7.9	3.7	1.8	5.0	0.72	12.0	1.0	10,000
H19. 1.23	10.5	7.3	8.6	3.1	5.6	0.60	5.5	1.0	7,600
H19. 7.26	23.0	7.5	3.3	2.8	3.9	0.54	5.8	0.8	15,000
H20. 1.31	9.0	7.6	8.0	3.1	6.2	0.72	4.7	0.7	10,000
H20. 7.28	26.0	8.0	5.7	6.5	3.6	0.66	9.6	0.5	6,800
H21. 1.27	10.0	7.1	7.8	2.9	7.3	0.84	4.9	0.9	9,000
H21. 7.14	25.0	8.0	3.4	2.0	4.0	0.62	7.2	0.3	1,000
H22. 1.25	10.6	8.0	14.0	9.1	8.3	0.94	6.6	1.6	10,000
H22. 7.26	30.3	7.9	5.8	6.5	4.8	0.73	11.0	0.6	40,000
H23. 1.17	8.6	7.4	7.6	2.5	6.3	0.83	6.4	0.8	4,000
H23. 7.26	24.0	7.6	4.2	4.7	4.4	0.67	3.8	0.6	48,000
H24. 1.19	10.0	8.0	9.4	4.4	7.2	1.00	8.6	1.0	28,000
H24. 7.26	27.6	8.1	2.2	5.6	4.2	0.73	11.0	0.6	40,000
H25. 1.31	9.9	7.4	23.0	12.0	8.2	1.60	3.8	1.3	11,000
H25. 7.24	23.0	8.3	3.7	6.8	4.2	0.96	8.4	0.5	3,800
H26. 1.16	8.5	7.9	6.4	2.5	6.4	0.70	8.2	0.5	5,200
H26. 7.23	25.2	8.4	2.1	3.5	3.1	0.77	13.0	0.7	24,000
H27. 1.30	6.0	7.7	2.5	5.7	2.9	0.22	10.0	0.5	200,000
H27. 7.29	26.4	8.4	5.1	6.8	5.2	0.97	13.0	1.2	50,000
H28. 1.22	10.6	7.7	4.2	2.3	5.8	0.67	7.4	0.6	7,200
H28. 7.26	22.9	7.9	3.8	4.0	3.7	0.75	7.9	0.8	54,000
H29. 1.20	8.8	7.7	7.5	3.9	6.6	0.84	9.1	1.0	2,800
H29. 7.26	20.0	7.4	11.0	8.8	5.6	0.81	2.6	1.7	150,000
H30. 1.25	6.8	7.7	5.8	2.1	5.7	0.71	9.0	0.9	14,000
H30. 7.30	24.4	7.7	6.2	4.9	4.3	0.79	8.2	1.0	98,000
H31. 1.23	10.2	8.0	6.3	2.1	5.5	0.77	9.6	0.5	4,500
R 1. 7.18	20.8	7.8	2.5	4.3	2.4	0.32	8.2	0.6	16,000
R 2. 1.21	11.3	7.8	3.6	1.7	4.5	0.54	8.8	0.8	4,600
平　均	16.8	7.8	6.6	4.6	5.1	0.7	7.8	0.8	26844.4

図４－２　　墨名川／小家名橋（墨名）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

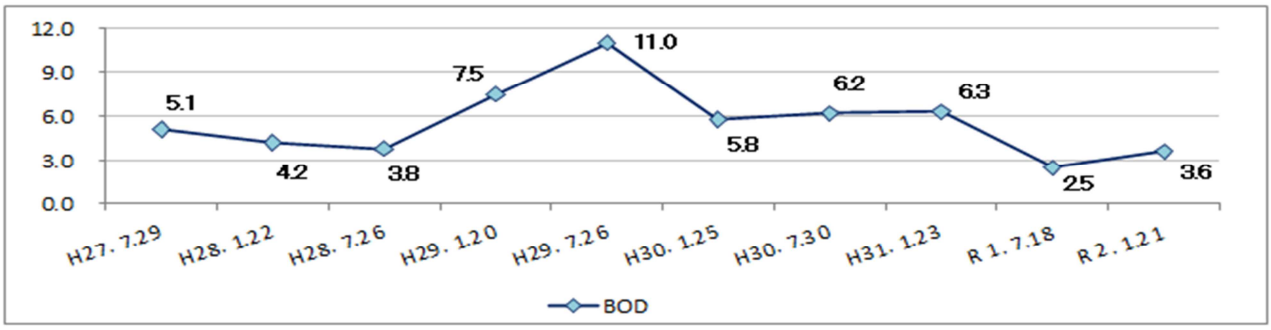

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

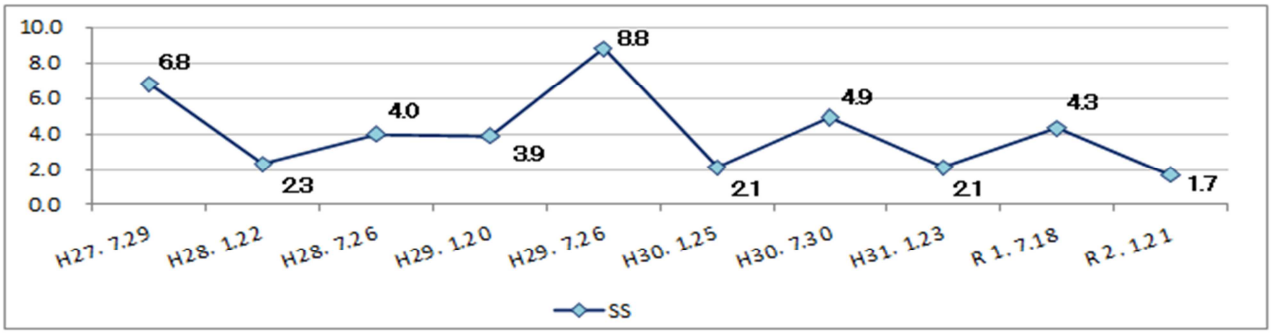

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

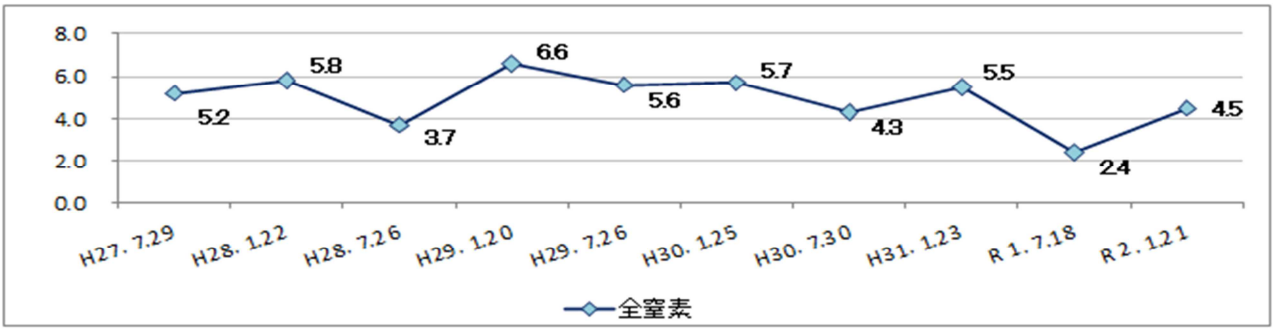

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

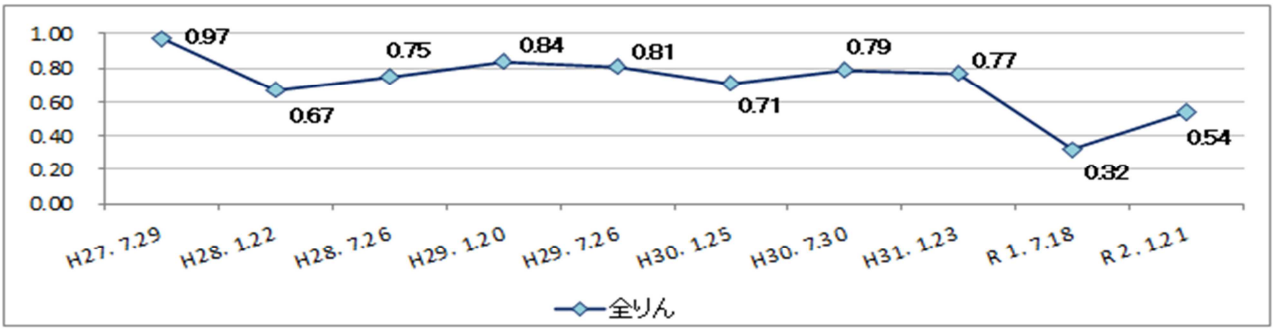

表４－３　　採水点　串浜西ノ谷川／串浜３号橋（串浜）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	30.0	9.3	5.7	7.2	2.6	0.54	9.7	0.9	920
H15. 1.30	7.0	7.4	13.0	4.1	4.1	0.46	9.0	0.9	20,000
H15. 7.23	21.0	8.8	4.3	2.7	2.7	0.51	12.0	0.8	14,000
H16. 1.26	6.0	7.6	25.0	14.0	8.9	1.10	4.6	1.0	6,200
H16. 7.08	26.5	7.4	16.0	6.0	2.2	0.73	0.5	1.4	29,000
H17. 1.18	10.0	8.0	7.6	14.0	2.0	0.28	9.9	0.7	16,000
H17. 7.21	24.0	9.0	5.5	5.6	2.7	0.54	9.6	0.4	14,000
H18. 1.24	5.0	7.6	10.0	6.3	4.9	0.39	13.0	0.6	14,000
H18. 8.04	28.0	8.6	10.0	1.3	2.8	0.47	11.0	1.0	7,200
H19. 1.23	11.0	7.2	11.0	6.3	3.6	0.68	7.3	0.9	13,000
H19. 7.26	22.5	7.5	2.0	1.3	4.3	0.97	6.9	0.6	5,000
H20. 1.31	8.0	8.1	22.0	7.4	5.6	0.70	11.0	1.5	220,000
H20. 7.28	31.0	8.0	3.1	1.9	1.5	0.34	8.9	0.6	1,600
H21. 1.27	8.0	8.1	7.2	3.1	3.2	0.44	15.0	0.7	1,000
H21. 7.14	27.0	9.5	2.7	1.8	1.8	0.33	16.0	0.5	540
H22. 1.25	8.4	9.2	7.5	2.5	3.8	0.39	14.0	1.2	12,000
H22. 7.26	31.2	7.9	3.6	8.9	1.4	0.17	11.0	0.6	540
H23. 1.17	4.8	8.2	2.4	1.6	3.1	0.39	9.3	0.4	500
H23. 7.26	24.4	8.1	3.1	5.4	1.8	0.30	8.2	0.5	860
H24. 1.19	7.1	9.0	8.4	3.1	3.5	0.45	13.0	0.6	2,600
H24. 7.26	34.0	10.0	1.6	7.8	1.4	0.28	16.0	0.8	5,400
H25. 1.31	7.2	8.5	5.5	3.5	3.6	0.50	12.0	0.6	1,800
H25. 7.24	24.5	8.8	5.0	4.6	1.4	0.47	6.7	0.5	520
H26. 1.16	5.0	9.1	2.3	0.9	3.1	0.41	12.0	0.3	150
H26. 7.23	30.1	9.1	2.7	3.7	1.7	0.45	8.2	0.8	2,400
H27. 1.30	5.5	8.0	1.0	23.0	1.3	0.14	12.0	0.7	6,400
H27. 7.29	29.7	9.2	5.9	11.0	2.6	0.56	9.5	1.0	4,000
H28. 1.22	10.8	7.8	1.6	1.8	2.2	0.49	9.0	0.2未満	1,200
H28. 7.26	23.5	9.0	6.0	18.0	1.9	0.44	9.8	0.8	20,000
H29. 1.20	7.8	8.4	3.9	2.9	2.5	0.34	12.0	0.7	4,600
H29. 7.26	22.6	7.4	11.0	7.6	2.2	0.51	3.2	1.2	1,500,000
H30. 1.25	3.7	8.9	0.7	1.4	1.6	0.13	15.0	0.5	1,400
H30. 7.30	26.5	9.0	4.5	3.7	2.0	0.42	7.7	1.0	160,000
H31. 1.23	7.8	8.7	10.0	3.7	2.0	0.24	15.0	0.6	140
R 1. 7.18	23.0	7.3	3.5	21.0	1.9	0.29	8.9	0.9	100,000
R 2. 1.21	8.2	8.5	2.4	2.1	1.7	0.20	12.0	0.6	1,000
平　均	17.0	8.4	6.6	6.1	2.8	0.4	10.2	0.8	60776.9

図４－３　　串浜西ノ谷川／串浜３号橋（串浜）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

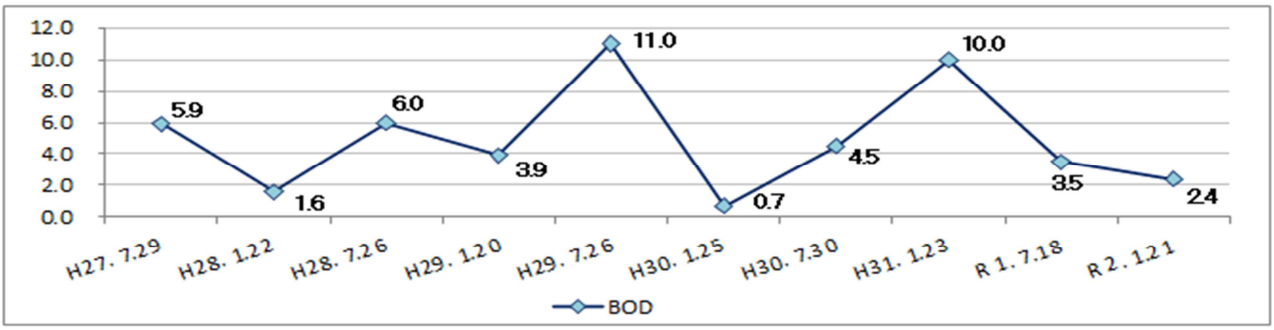

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

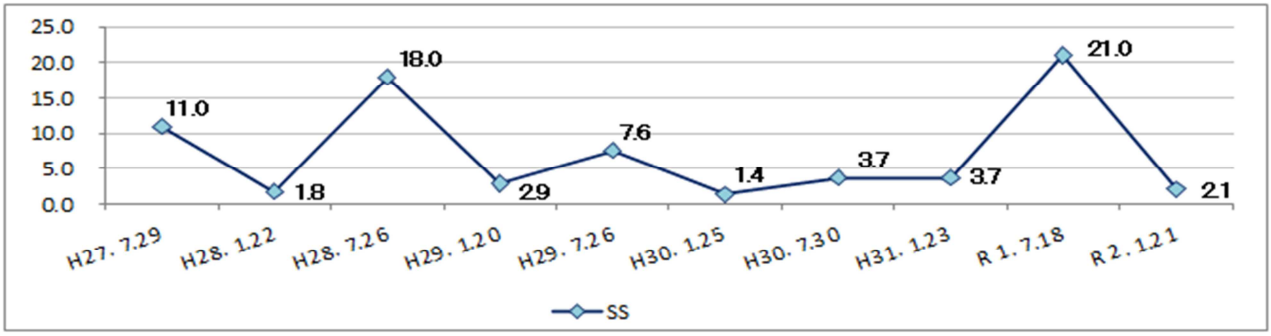

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

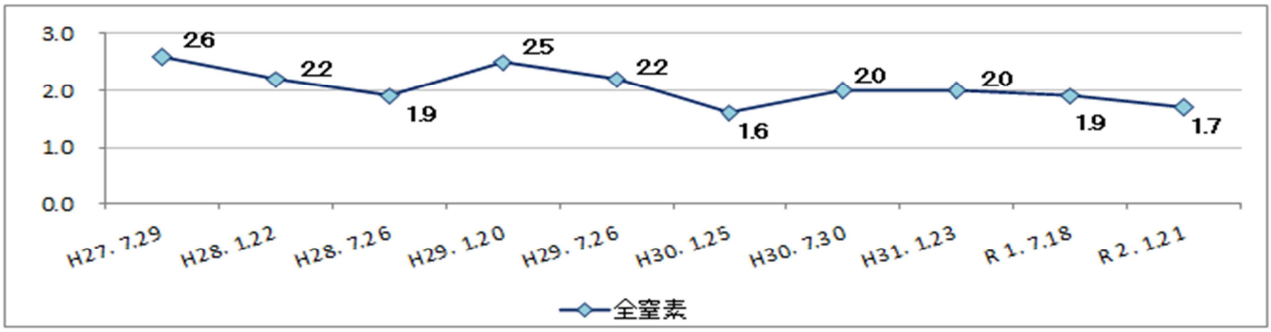

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

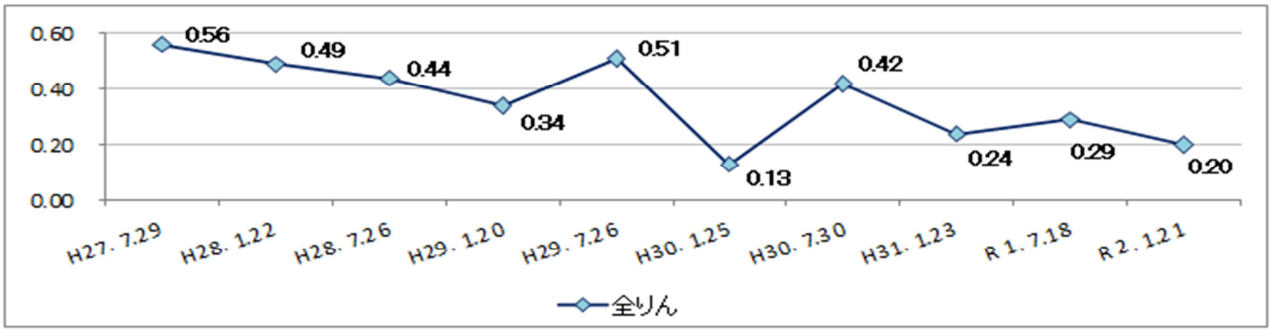

表４－４　　採水点　稲子川／稲子橋（部原）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	28.0	7.8	3.3	6.0	2.2	0.35	6.5	0.5	1,100
H15. 1.30	6.8	7.9	1.5	2.2	2.0	0.11	10.0	0.3	720
H15. 7.23	21.5	7.7	2.0	6.4	2.1	0.34	6.9	0.5	6,800
H16. 1.26	4.0	8.0	7.5	5.0	5.0	0.50	9.0	0.5	540
H16. 7.08	28.0	7.6	11.0	17.0	4.4	0.90	3.9	1.5	16,000
H17. 1.18	9.0	7.8	1.9	3.6	1.7	0.14	12.0	0.4	1,600
H17. 7.21	26.0	8.5	3.4	8.8	2.1	0.28	11.0	0.2	3,100
H18. 1.24	6.0	7.6	5.7	4.5	4.4	0.35	12.0	0.4	1,000
H18. 8.04	28.0	7.9	3.0	8.4	1.5	0.35	11.0	0.9	4,600
H19. 1.23	7.5	7.3	3.4	2.0	2.7	0.23	12.0	0.8	2,200
H19. 7.26	25.0	8.0	2.2	5.8	1.5	0.20	11.0	0.9	5,600
H20. 1.31	8.5	7.9	5.1	3.1	3.3	0.31	11.0	0.3	4,200
H20. 7.28	28.0	7.6	7.2	7.6	2.3	0.52	5.9	0.6	36,000
H21. 1.27	7.0	7.3	5.0	3.3	3.7	0.38	10.0	0.6	5,200
H21. 7.14	24.0	8.2	1.8	3.1	1.5	0.24	9.4	不検出	3,600
H22. 1.25	9.0	8.3	7.1	2.6	5.3	0.51	9.4	1.0	2,000
H22. 7.26	31.1	7.8	4.3	11.0	1.9	0.43	12.0	0.6	7,400
H23. 1.17	4.0	7.6	2.4	1.8	3.3	0.31	9.7	0.4	1,000
H23. 7.26	25.8	8.0	3.0	5.0	1.9	0.33	9.0	0.5	3,600
H24. 1.19	6.9	8.4	3.6	2.5	4.0	0.33	12.0	0.4	8,400
H24. 7.26	27.3	7.7	1.6	2.3	20.0	0.34	4.6	0.4	6,400
H25. 1.31	6.1	8.1	4.2	2.1	3.3	0.31	11.0	0.5	3,000
H25. 7.24	24.0	7.8	2.3	5.0	2.4	0.38	3.8	0.3	7,600
H26. 1.16	4.2	8.0	4.0	2.9	2.8	0.35	11.0	0.3	2,800
H26. 7.23	25.5	7.7	1.8	3.8	1.6	0.34	5.4	0.5	7,000
H27. 1.30	6.8	7.7	2.5	2.8	2.2	0.15	10.0	0.6	3,400
H27. 7.29	25.6	7.9	2.1	3.3	1.7	0.30	5.2	0.7	3,400
H28. 1.22	5.6	7.8	2.5	2.8	3.0	0.24	9.5	0.5	3,600
H28. 7.26	22.8	7.6	1.9	9.1	1.8	0.28	5.5	0.3	4,800
H29. 1.20	5.0	7.8	6.9	2.5	3.3	0.30	11.0	0.7	7,200
H29. 7.26	22.4	7.5	3.0	5.3	2.1	0.33	4.4	0.6	58,000
H30. 1.25	2.5	7.8	4.4	3.2	2.6	0.25	11.0	0.6	20,000
H30. 7.30	24.6	7.6	2.6	4.7	2.6	0.34	5.3	0.8	28,000
H31. 1.23	4.5	8.2	1.8	3.0	3.1	0.29	11.0	0.5	640
R 1. 7.18	20.7	7.7	0.8	3.6	0.9	0.11	8.3	0.6	26,000
R 2. 1.21	8.5	7.9	1.8	3.0	2.1	0.19	10.0	0.5	9,000
平　均	15.8	7.8	3.6	4.7	3.1	0.3	8.9	0.6	8486.1

図４－４　稲子川／稲子橋（部原）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

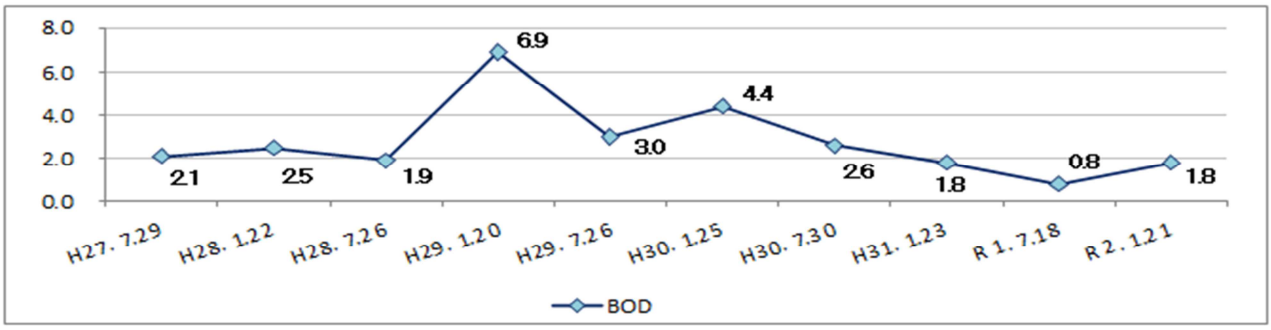

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

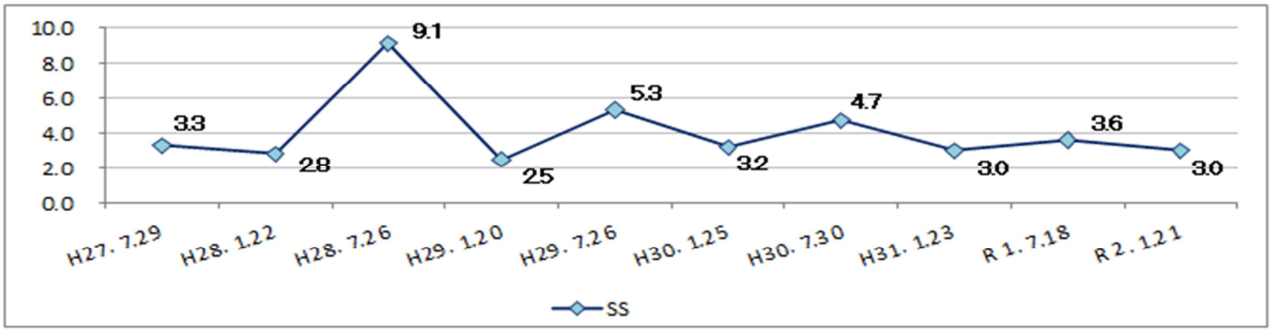

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

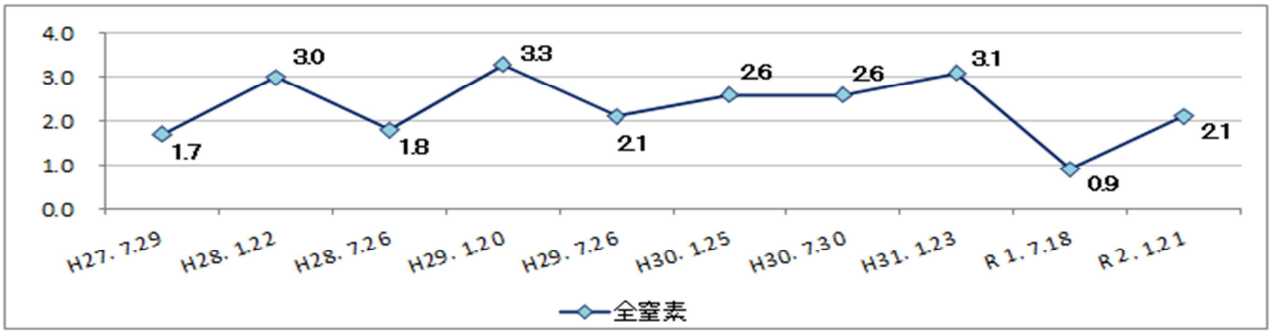

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

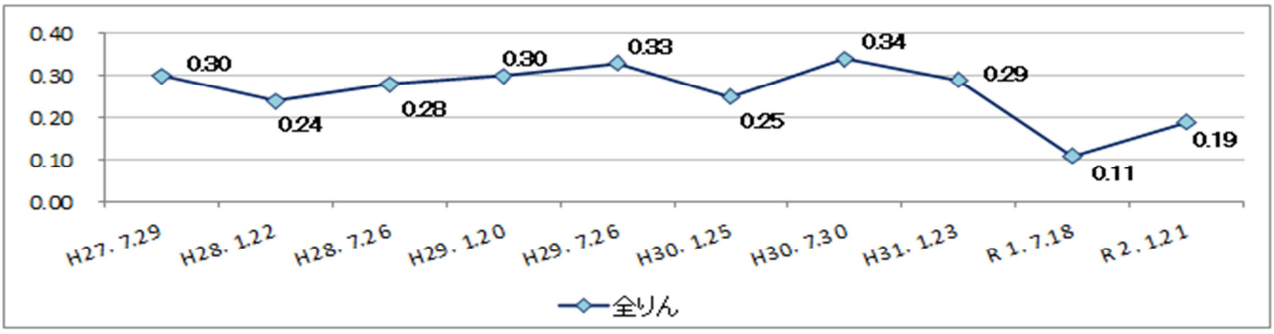

表４－５　　採水点　坪田川／興津３号橋（興津）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	27.5	7.5	8.6	8.3	3.8	0.55	7.3	1.8	72,000
H15. 1.30	5.8	7.2	9.2	4.0	3.0	0.27	11.0	0.4	10,000
H15. 7.23	21.0	7.4	6.4	3.2	2.6	0.42	8.4	1.1	19,000
H16. 1.26	5.0	7.6	17.0	10.0	5.7	0.48	7.0	1.0	4,600
H16. 7.08	28.0	7.2	12.0	7.4	2.1	0.61	2.3	1.1	20,000
H17. 1.18	8.0	7.7	18.0	11.0	2.2	0.24	10.0	0.9	5,600
H17. 7.21	27.0	7.7	11.0	12.0	2.2	0.44	8.8	0.2	11,000
H18. 1.24	5.0	7.2	12.0	3.7	4.6	0.35	11.0	0.6	4,600
H18. 8.04	25.0	7.4	5.9	4.0	3.8	0.53	8.5	1.5	8,800
H19. 1.23	8.0	7.4	23.0	6.8	4.4	0.55	8.7	1.3	70,000
H19. 7.26	24.0	7.2	13.0	3.7	2.3	0.50	7.7	1.5	17,000
H20. 1.31	9.5	7.9	8.6	4.4	2.4	0.29	8.2	0.6	6,400
H20. 7.28	29.0	8.1	13.0	5.2	2.3	0.54	12.0	1.0	94,000
H21. 1.27	7.5	7.1	13.0	4.9	3.4	0.45	7.6	0.7	39,000
H21. 7.14	24.5	8.0	6.6	3.1	1.8	0.49	11.0	0.6	40,000
H22. 1.25	8.6	8.2	18.0	4.7	3.7	0.43	9.3	1.5	42,000
H22. 7.26	30.2	7.8	7.0	5.4	1.9	0.53	11.0	0.6	6,200
H23. 1.17	5.4	7.4	19.0	6.0	4.1	0.56	8.7	1.0	12,000
H23. 7.26	25.5	7.6	5.7	2.6	1.6	0.53	4.7	0.6	22,000
H24. 1.19	7.1	8.1	11.0	10.0	1.8	0.24	10.0	0.6	8,200
H24. 7.26	28.0	7.8	1.2	5.4	1.0	0.18	6.9	0.3	8,400
H25. 1.31	6.5	8.4	1.0	0.9	0.7	0.12	14.0	0.2	300
H25. 7.24	23.0	8.0	1.4	6.5	0.6	0.18	6.8	0.3	1,200
H26. 1.16	5.4	8.3	2.5	2.0	1.3	0.22	12.0	0.3	560
H26. 7.23	26.7	7.9	4.6	3.6	0.8	0.20	10.0	0.2	2,800
H27. 1.30	5.5	7.9	1.1	5.6	1.0	0.10	11.0	0.3	2,200
H27. 7.29	25.8	8.0	2.0	2.2	0.7	0.19	9.0	0.4	1,400
H28. 1.22	6.2	8.2	0.8	1.1	0.6	0.12	12.0	0.3	3,200
H28. 7.26	22.8	7.8	1.2	7.1	0.7	0.16	7.6	0.4	2,400
H29. 1.20	8.0	8.0	0.8	2.5	0.9	0.13	9.4	0.5	520
H29. 7.26	22.1	7.6	2.6	4.2	1.4	0.22	3.4	0.6	120,000
H30. 1.25	3.2	7.9	2.0	2.5	1.2	0.13	10.0	0.6	580
H30. 7.30	24.2	7.8	1.4	5.9	1.1	0.14	6.2	0.8	1,800
H31. 1.23	9.0	8.2	0.9	7.4	0.6	0.08	9.9	0.4	360
R 1. 7.18	22.8	8.1	1.4	3.1	1.0	0.18	11.0	0.6	2,400
R 2. 1.21	7.8	7.9	5.8	1.9	2.0	0.31	10.0	0.7	40,000
平　均	16.1	7.8	7.5	5.1	2.1	0.3	9.0	0.7	19458.9

図４－５　　坪田川／興津３号橋（興津）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

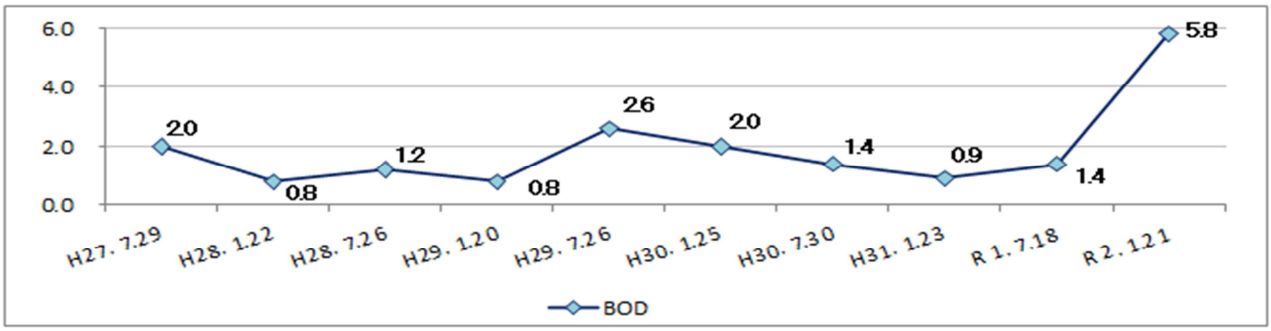

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

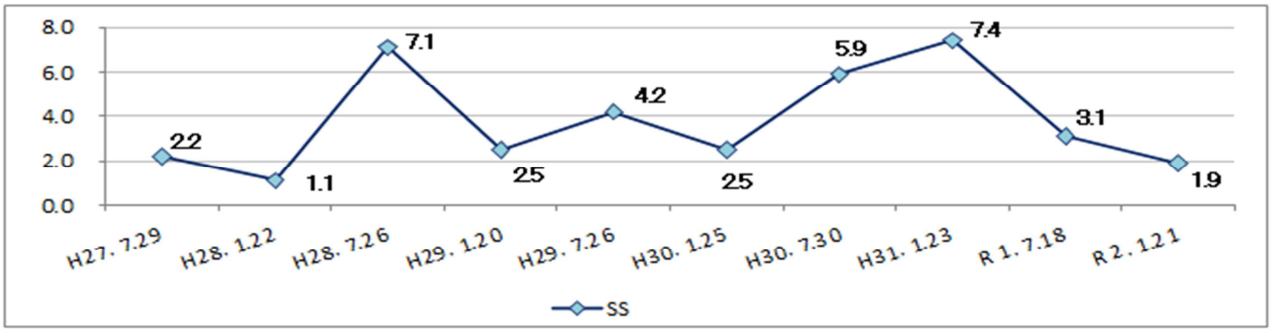

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

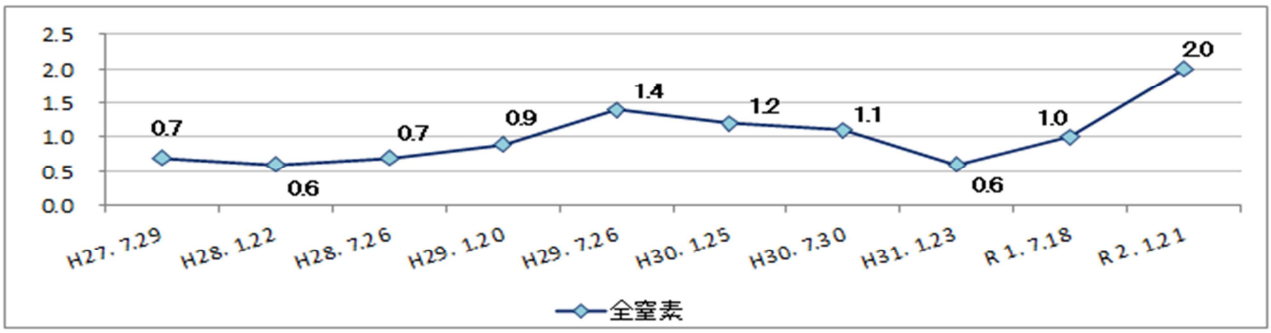

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

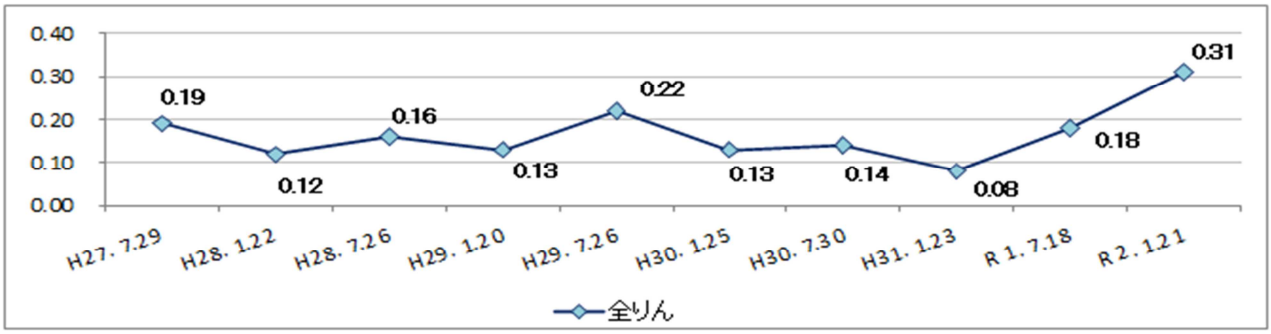

表４－６　　採水点　興津都市下水路／東橋（興津）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	27.5	7.3	12.0	11.0	4.6	0.97	4.8	1.8	190,000
H15. 1.30	6.5	7.2	13.0	5.2	5.1	0.45	8.7	0.9	15,000
H15. 7.23	21.5	7.4	8.7	5.6	8.1	1.20	4.7	1.9	10,000
H16. 1.26	9.0	8.2	5.7	5.3	2.6	0.28	6.8	0.4	2,200
H16. 7.08	27.0	7.6	15.0	11.0	5.8	1.20	3.6	1.7	49,000
H17. 1.18	10.0	7.8	4.9	32.0	2.0	0.21	8.4	1.0	2,800
H17. 7.21	26.0	7.8	12.0	10.0	4.3	1.00	8.2	0.9	29,000
H18. 1.24	9.0	7.5	5.2	6.3	3.5	0.23	7.6	0.6	3,400
H18. 8.04	26.0	7.4	16.0	2.8	4.7	1.20	6.4	2.0	48,000
H19. 1.23	12.0	7.3	4.8	4.4	2.1	0.26	8.4	0.9	2,600
H19. 7.26	24.0	7.2	13.0	3.7	2.3	0.50	7.7	1.5	17,000
H20. 1.31	9.5	7.9	8.6	4.4	2.4	0.29	8.2	0.6	6,400
H20. 7.28	28.0	7.6	18.0	7.4	5.9	1.30	5.4	1.2	200,000
H21. 1.27	7.5	7.1	18.0	8.4	6.7	0.91	7.2	1.3	88,000
H21. 7.14	23.5	7.9	3.4	3.7	1.9	0.34	5.0	0.3	16,000
H22. 1.25	11.5	8.4	6.7	4.4	2.2	0.26	7.1	1.2	90,000
H22. 7.26	30.5	7.9	14.0	16.0	4.5	0.88	5.8	0.8	110,000
H23. 1.17	10.5	7.5	12.0	6.3	3.6	0.51	5.9	1.0	20,000
H23. 7.26	26.4	7.6	4.0	10.0	2.7	0.65	4.3	0.6	26,000
H24. 1.19	12.4	8.2	2.3	8.1	1.2	0.12	6.5	0.4	42,000
H24. 7.26	29.2	7.6	6.0	6.1	3.3	0.78	7.0	0.6	100,000
H25. 1.31	6.8	7.7	18.0	9.2	5.2	0.73	7.8	0.9	19,000
H25. 7.24	24.8	7.8	7.4	8.3	5.4	0.88	4.2	0.5	32,000
H26. 1.16	6.8	7.5	15.0	3.6	3.8	0.66	7.2	0.6	11,000
H26. 7.23	25.2	7.5	9.2	4.9	4.4	1.10	6.9	1.1	800,000
H27. 1.30	6.8	7.8	2.5	14.0	1.3	0.18	9.9	0.3	10,000
H27. 7.29	26.8	8.7	5.2	3.2	3.2	0.93	14.0	0.8	16,000
H28. 1.22	8.3	7.5	6.6	3.5	4.0	0.57	7.9	0.8	22,000
H28. 7.26	21.4	7.7	4.2	7.1	2.4	0.51	5.9	0.7	160,000
H29. 1.20	10.2	8.0	1.9	4.1	1.3	0.12	6.3	0.4	2,200
H29. 7.26	23.4	7.1	16.0	12.0	4.4	0.69	3.5	1.5	1,200,000
H30. 1.25	7.5	8.0	2.4	4.1	1.6	0.15	6.8	0.4	4,800
H30. 7.30	24.9	7.6	5.7	9.0	3.2	0.63	5.2	1.0	58,000
H31. 1.23	10.2	7.9	23.0	9.8	3.7	0.60	6.5	0.8	17,000
R 1. 7.18	23.0	7.8	1.9	6.4	1.1	0.22	8.7	1.0	62,000
R 2. 1.21	9.2	7.8	10.0	6.2	3.7	0.53	9.5	1.1	62,000
平　均	17.3	7.7	9.2	7.7	3.6	0.6	6.9	0.9	98427.8

図 4-6　　興津都市下水路／東橋（興津）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

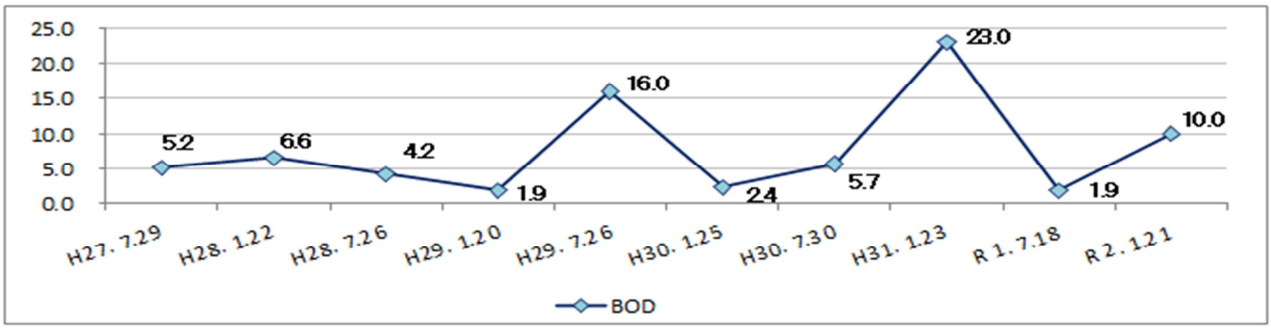

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

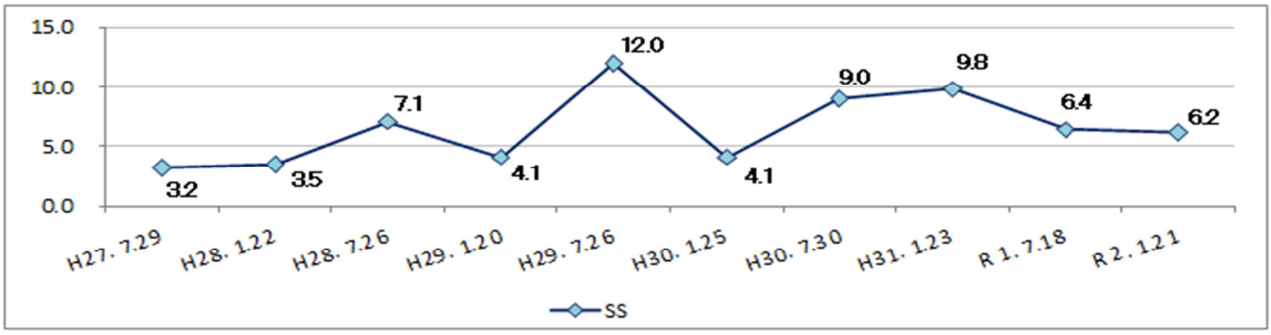

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

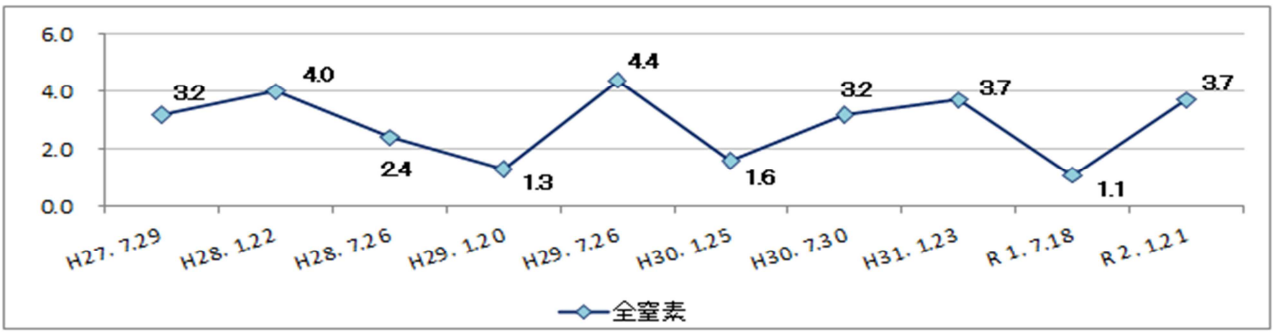

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

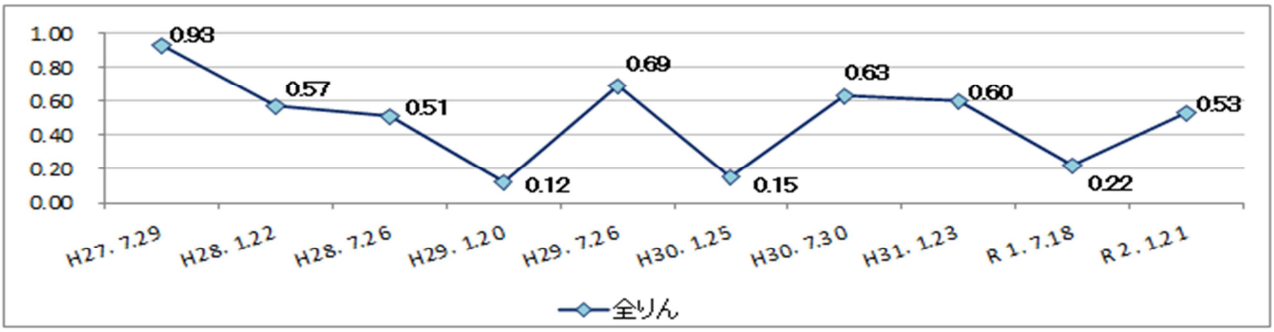

表４－７　　採水点　守谷川／洲崎橋（守谷）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	25.5	7.6	2.5	3.8	2.0	0.31	5.6	0.7	30,000
H15. 1.30	6.0	7.5	2.3	2.6	1.7	0.15	11.0	0.3	1,600
H15. 7.23	20.5	7.8	1.7	2.0	1.9	0.21	7.8	0.8	1,000
H16. 1.26	5.5	7.8	7.1	3.3	2.6	0.32	7.3	0.5	1,200
H16. 7.08	27.5	8.0	3.1	3.4	1.7	0.32	5.4	0.8	5,600
H17. 1.18	8.0	7.9	2.8	4.0	1.4	0.17	11.0	0.5	4,400
H17. 7.21	24.0	8.1	2.0	2.6	1.3	0.25	9.5	0.4	1,300
H18. 1.24	5.5	7.6	3.0	1.9	2.1	0.17	12.0	0.4	1,600
H18. 8.04	24.0	7.9	1.9	2.6	1.4	0.26	11.0	1.1	780
H19. 1.23	11.0	7.1	2.1	2.4	1.6	0.18	6.8	0.7	820
H19. 7.26	22.5	7.2	1.6	2.3	1.2	0.19	7.1	1.0	1,000
H20. 1.31	8.5	7.9	4.2	2.1	2.1	0.22	10.0	0.4	4,000
H20. 7.28	29.0	8.1	2.9	4.6	1.3	0.27	11.0	0.4	5,400
H21. 1.27	7.5	7.1	4.0	2.2	1.9	0.23	7.6	0.5	5,600
H21. 7.14	23.5	8.0	1.5	1.5	1.1	0.22	8.0	0.4	3,000
H22. 1.25	8.8	8.0	8.3	4.1	2.6	0.33	8.1	1.3	10,000
H22. 7.26	28.6	8.1	2.6	4.9	1.1	0.30	11.0	0.6	11,000
H23. 1.17	5.4	7.6	4.3	2.2	2.3	0.23	8.8	0.5	3,800
H23. 7.26	24.8	7.8	3.1	7.1	1.5	0.38	7.4	0.6	2,400
H24. 1.19	8.2	8.1	3.5	3.4	2.4	0.31	9.2	0.5	3,000
H24. 7.26	28.4	8.0	1.6	5.4	1.1	0.29	9.0	0.4	2,200
H25. 1.31	6.3	7.9	3.0	1.8	1.7	0.20	9.2	0.4	480
H25. 7.24	22.5	7.8	1.9	3.5	1.2	0.27	6.2	0.2未満	4,600
H26. 1.16	6.0	8.1	3.3	2.0	1.6	0.24	10.0	0.2	4,800
H26. 7.23	26.5	8.2	2.3	8.4	1.5	0.33	8.1	0.2	620
H27. 1.30	4.9	7.8	1.6	6.6	1.0	0.10	11.0	0.4	9,200
H27. 7.29	24.5	7.8	2.0	4.3	1.4	0.31	6.1	0.5	3,600
H28. 1.22	7.0	7.9	1.6	1.6	1.6	0.22	9.3	0.6	520
H28. 7.26	22.8	7.9	1.8	4.5	1.1	0.25	8.6	0.5	5,200
H29. 1.20	6.8	7.8	3.6	1.8	1.4	0.18	10.0	0.5	1,200
H29. 7.26	23.7	7.6	4.3	8.2	1.8	0.34	4.9	1.0	9,600
H30. 1.25	3.8	7.9	1.1	1.2	1.0	0.12	11.0	0.3	280
H30. 7.30	23.8	7.7	1.3	1.8	1.1	0.12	5.2	0.9	1,600
H31. 1.23	8.0	7.9	2.0	4.3	1.8	0.17	9.6	0.7	420
R 1. 7.18	22.0	7.9	1.0	4.5	0.8	0.10	9.1	0.6	4,200
R 2. 1.21	9.5	7.8	2.1	2.1	1.2	0.14	9.8	0.5	920
平　均	15.9	7.8	2.8	3.5	1.6	0.2	8.7	0.6	4081.7

図４－７　　守谷川／洲崎橋（守谷）における直近１０回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

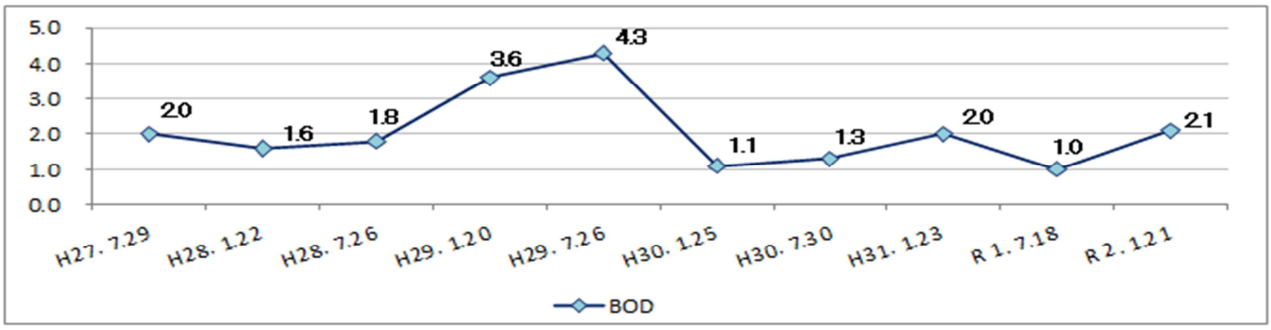

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

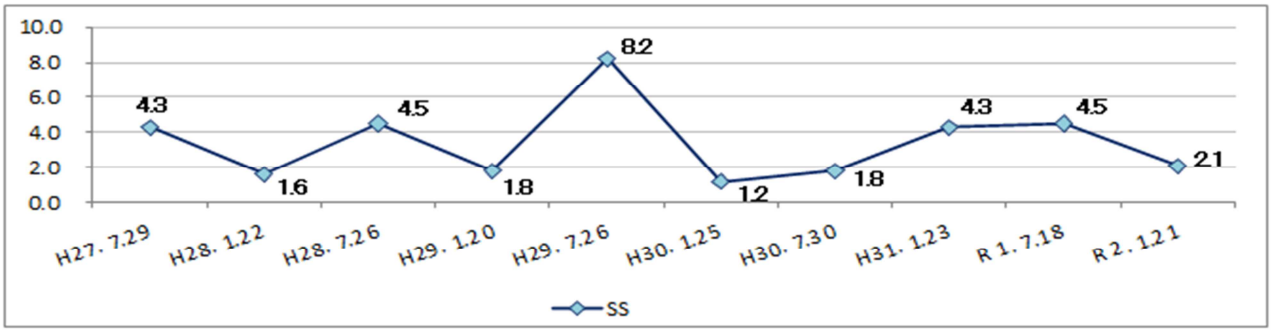

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

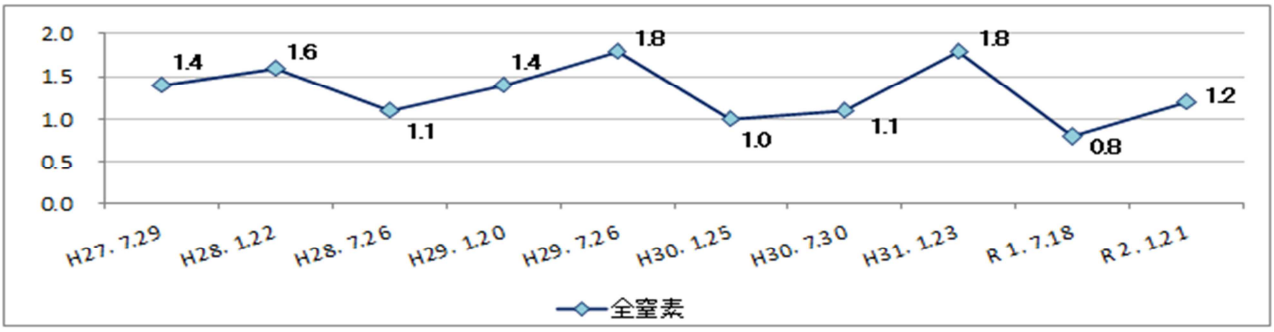

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

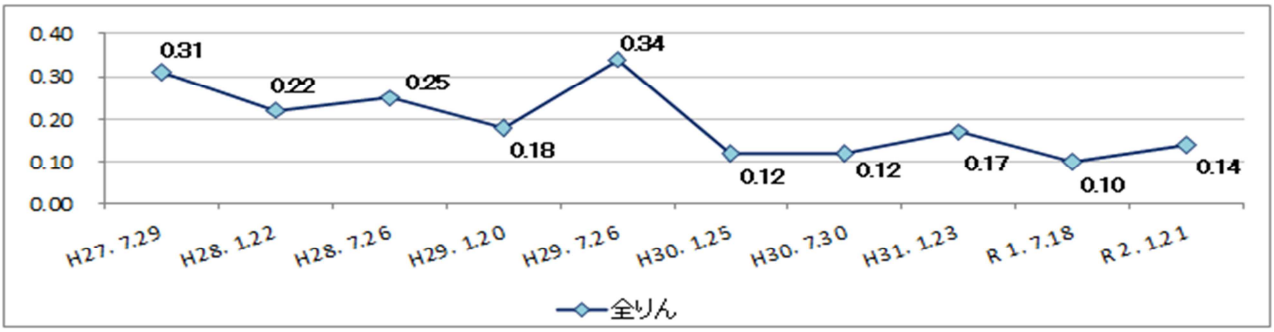

表４－８　　採水点　苗代川／清海橋（鵜原１号橋）（鵜原）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	26.0	7.5	6.7	8.8	2.1	0.36	4.6	0.8	68,000
H15. 1.30	5.0	7.5	3.3	2.5	1.9	0.16	10.0	0.6	1,800
H15. 7.23	20.5	7.8	2.8	3.2	1.7	0.26	7.3	1.0	25,000
H16. 1.26	3.5	7.9	6.2	3.8	1.8	0.25	7.8	0.6	2,200
H16. 7.08	26.0	7.9	2.9	8.6	1.6	0.39	6.5	0.8	2,200
H17. 1.18	9.0	7.8	1.5	4.9	1.1	0.15	8.8	0.5	1,400
H17. 7.21	25.0	8.1	1.8	2.8	1.4	0.23	8.5	0.3	2,600
H18. 1.24	5.0	7.6	3.6	4.2	2.4	0.20	12.0	0.4	4,800
H18. 8.04	25.0	7.8	2.3	8.5	2.4	0.33	7.9	0.9	23,000
H19. 1.23	7.0	7.2	4.4	3.4	1.9	0.26	11.0	0.8	2,600
H19. 7.26	23.5	7.8	1.6	2.9	1.3	0.25	8.5	0.9	24,000
H20. 1.31	8.0	8.2	4.1	2.2	1.8	0.25	11.0	0.5	2,000
H20. 7.28	29.0	8.3	3.0	4.2	1.0	0.24	12.0	0.2	3,400
H21. 1.27	7.0	7.7	3.4	4.3	1.6	0.22	12.0	0.6	2,400
H21. 7.14	25.0	8.2	1.8	3.1	1.1	0.21	8.2	不検出	52,000
H22. 1.25	9.1	8.6	4.7	5.2	1.8	0.29	12.0	1.3	500
H22. 7.26	31.2	8.3	3.4	4.8	1.1	0.32	14.0	0.3	5,400
H23. 1.17	4.2	8.3	4.9	3.9	2.0	0.27	13.0	0.5	600
H23. 7.26	25.2	7.9	3.1	11.0	1.5	0.40	6.6	0.5	4,600
H24. 1.19	7.5	8.4	5.2	4.2	2.3	0.35	11.0	0.4	8,000
H24. 7.26	29.5	7.8	1.8	13.0	1.5	0.32	7.1	0.4	7,400
H25. 1.31	6.0	8.1	2.0	2.7	1.7	0.26	11.0	0.3	960
H25. 7.24	25.0	8.0	1.7	8.9	0.9	0.23	6.0	0.4	420
H26. 1.16	6.6	8.1	4.4	2.3	1.9	0.27	11.0	0.3	3,000
H26. 7.23	26.4	8.4	3.1	11.0	1.3	0.32	8.7	0.4	24,000
H27. 1.30	4.9	7.7	1.8	7.3	1.3	0.12	11.0	0.3	1,400
H27. 7.29	26.2	9.3	9.2	33.0	3.0	0.34	12.0	0.6	800
H28. 1.22	6.9	7.9	0.9	1.7	1.3	0.23	10.0	0.3	840
H28. 7.26	24.6	8.1	2.0	6.5	1.3	0.30	9.8	0.6	2,000
H29. 1.20	5.8	7.9	1.3	1.7	1.3	0.20	10.0	0.4	520
H29. 7.26	22.7	7.9	4.0	6.8	1.3	0.33	4.8	0.7	9,800
H30. 1.25	3.0	7.8	1.0	1.4	1.3	0.11	10.0	0.4	260
H30. 7.30	24.9	7.2	1.3	2.5	1.5	0.13	6.2	0.7	4,200
H31. 1.23	7.0	8.4	2.0	2.3	1.4	0.25	12.0	0.5	80
R 1. 7.18	24.5	8.0	0.9	4.1	0.8	0.14	9.6	0.5	1,600
R 2. 1.21	9.5	7.9	7.5	1.6	1.2	0.12	11.0	0.6	860
平　均	16.0	8.0	3.2	5.6	1.6	0.3	9.5	0.6	8184.4

図４－８　　苗代川／清海橋（鵜原）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

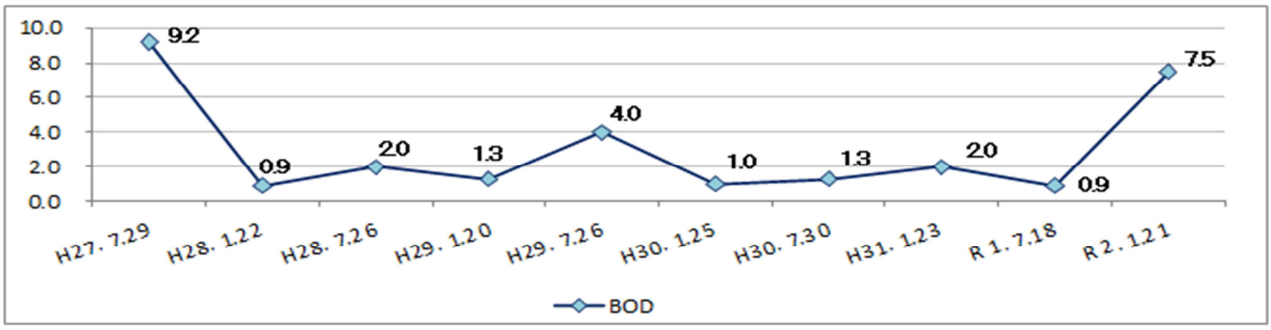

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

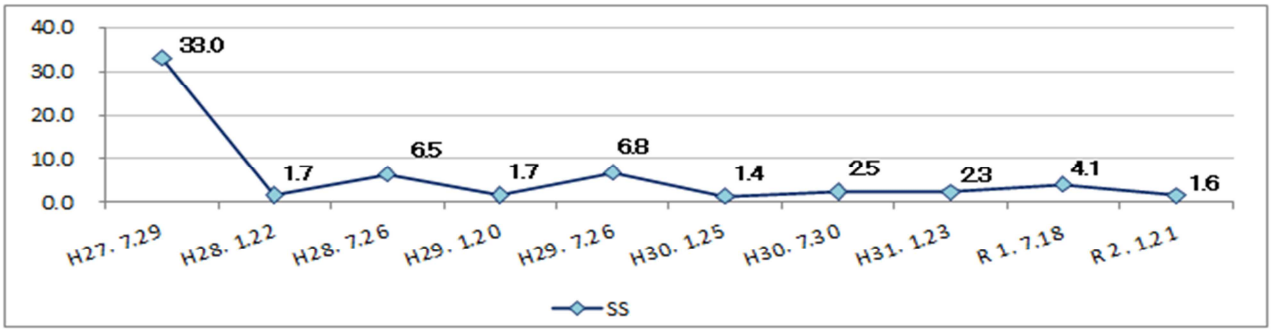

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

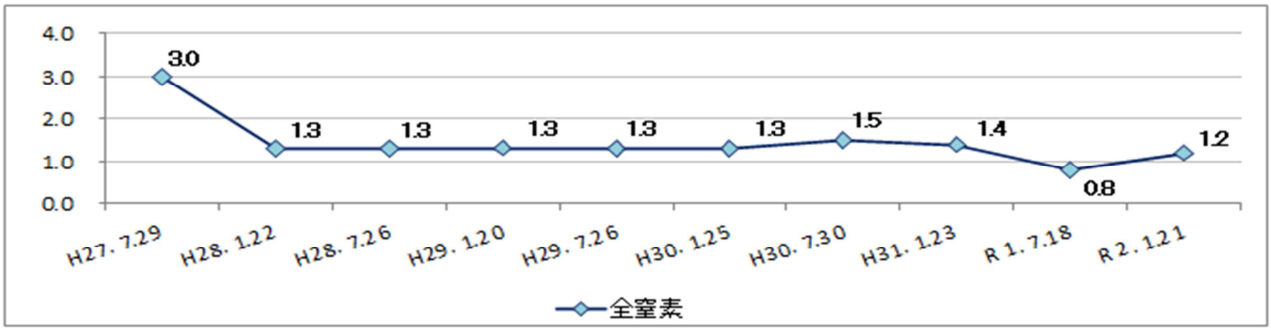

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

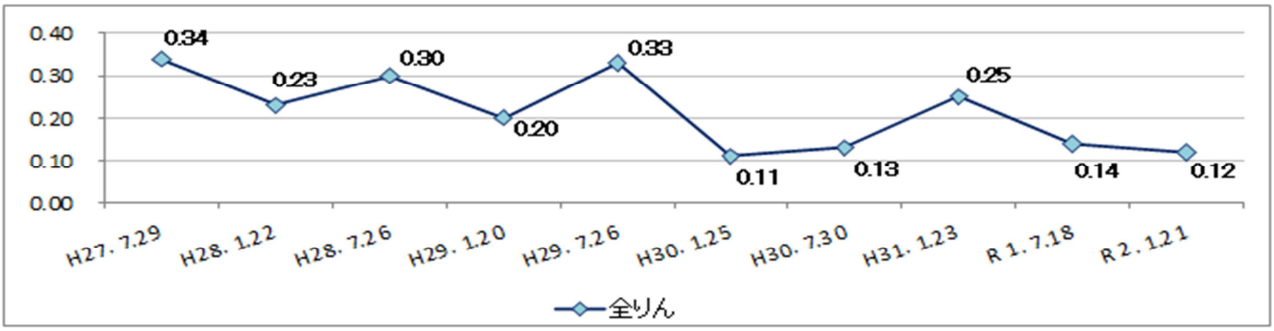

表４－９　　採水点　鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	28.5	7.3	15.0	11.0	4.9	0.94	7.5	1.5	42,000
H15. 1.30	5.5	7.4	8.1	3.7	4.4	0.44	10.0	1.0	12,000
H15. 7.23	21.0	7.8	7.2	4.4	5.2	0.81	10.0	1.4	23,000
H16. 1.26	5.0	7.5	36.0	11.0	9.8	1.10	4.4	1.8	1,300
H16. 7.08	26.5	8.3	8.5	8.0	4.6	0.76	7.4	0.9	5,000
H17. 1.18	10.0	8.0	10.0	5.1	4.1	0.46	11.0	0.8	5,400
H17. 7.21	24.0	8.3	9.6	7.2	3.7	0.78	9.1	0.5	13,000
H18. 1.24	7.0	7.2	9.2	5.0	5.0	0.44	12.0	0.6	2,400
H18. 8.04	25.0	7.3	8.8	8.2	5.6	0.83	9.6	1.0	7,600
H19. 1.23	9.0	7.2	7.2	2.2	4.8	0.46	8.2	0.8	22,000
H19. 7.26	23.0	7.1	8.0	3.3	3.8	0.77	9.1	1.1	40,000
H20. 1.31	8.0	7.9	25.0	8.7	5.6	0.62	8.4	1.2	4,000
H20. 7.28	29.0	7.5	20.0	7.6	3.7	0.92	3.6	1.1	230,000
H21. 1.27	8.0	6.9	23.0	7.2	7.3	1.00	3.8	1.5	52,000
H21. 7.14	26.0	8.1	7.4	1.0	3.5	0.69	10.0	0.7	62,000
H22. 1.25	8.9	7.8	65.0	10.0	22.0	3.10	6.6	9.2	56,000
H22. 7.26	30.6	7.3	64.0	21.0	2.4	0.81	2.7	1.8	140,000
H23. 1.17	5.5	7.3	17.0	5.2	6.5	0.78	4.9	1.3	3,400
H23. 7.26	25.2	6.5	71.0	34.0	4.5	0.99	2.4	2.2	130,000
H24. 1.19	8.8	7.6	130.0	28.0	32.0	4.30	4.4	9.7	110,000
H24. 7.26	30.0	7.6	6.1	8.0	1.7	0.05	12.0	0.8	96,000
H25. 1.31	7.2	7.7	19.0	2.6	7.7	1.10	6.5	0.9	960
H25. 7.24	24.1	8.2	18.0	22.0	1.6	0.37	7.3	1.2	7,000
H26. 1.16	6.2	7.7	12.0	3.4	4.7	0.55	8.8	0.6	3,800
H26. 7.23	29.5	7.4	16.0	7.3	4.8	1.00	7.1	0.9	92,000
H27. 1.30	6.0	7.6	2.0	7.1	1.7	0.15	11.0	0.9	6,600
H27. 7.29	26.9	8.0	12.0	13.0	3.9	0.79	10.0	1.2	56,000
H28. 1.22	8.4	7.4	5.4	5.5	3.5	0.47	8.4	0.9	38,000
H28. 7.26	23.2	7.7	7.4	2.6	2.9	0.67	8.8	0.7	58,000
H29. 1.20	6.8	7.5	4.1	2.0	3.6	0.50	8.7	0.7	2,400
H29. 7.26	23.3	7.3	9.9	7.4	4.1	0.47	3.6	1.3	190,000
H30. 1.25	4.2	7.5	11.0	3.5	4.5	0.50	9.7	0.6	14,000
H30. 7.30	24.3	7.5	6.9	4.0	4.4	0.73	6.0	1.0	58,000
H31. 1.23	8.8	8.2	10.0	3.9	4.9	0.67	10.0	0.8	30,000
R 1. 7.18	21.5	7.8	4.7	4.6	1.7	0.31	12.0	0.6	12,000
R 2. 1.21	9.4	7.9	0.9	2.1	2.9	0.41	8.5	0.6	7,200
平　均	16.5	7.6	19.3	8.1	5.6	0.8	7.9	1.5	45362.8

図４－９　　鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

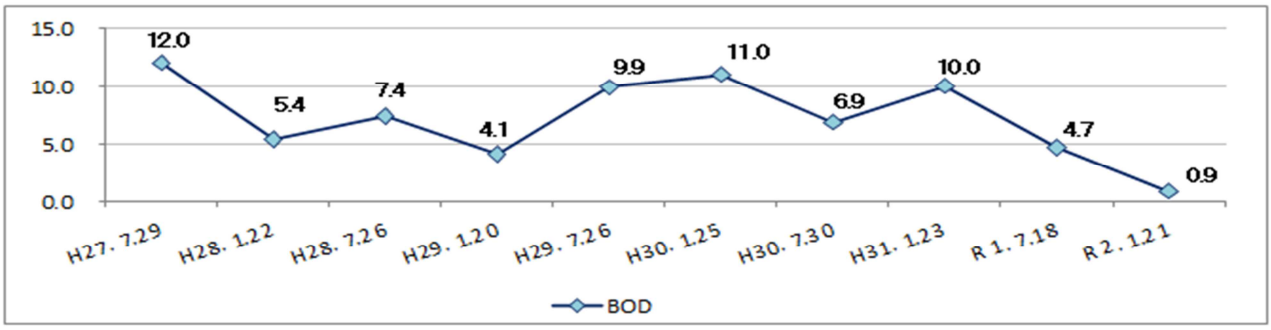

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

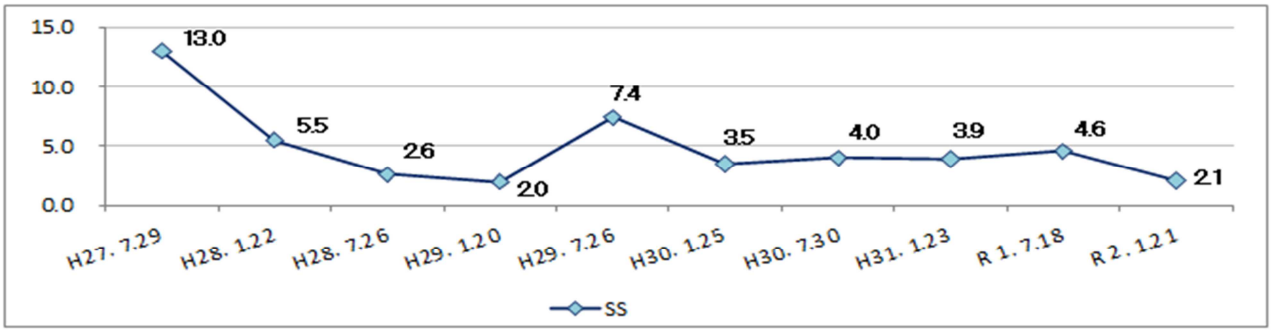

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

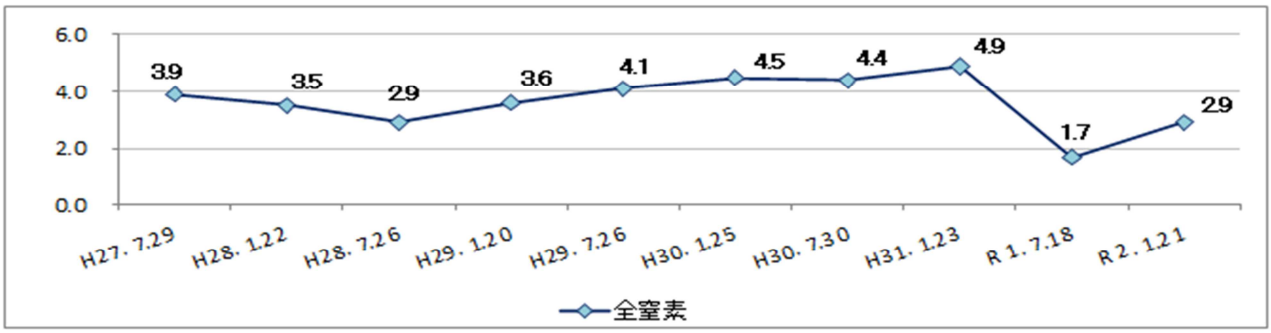

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

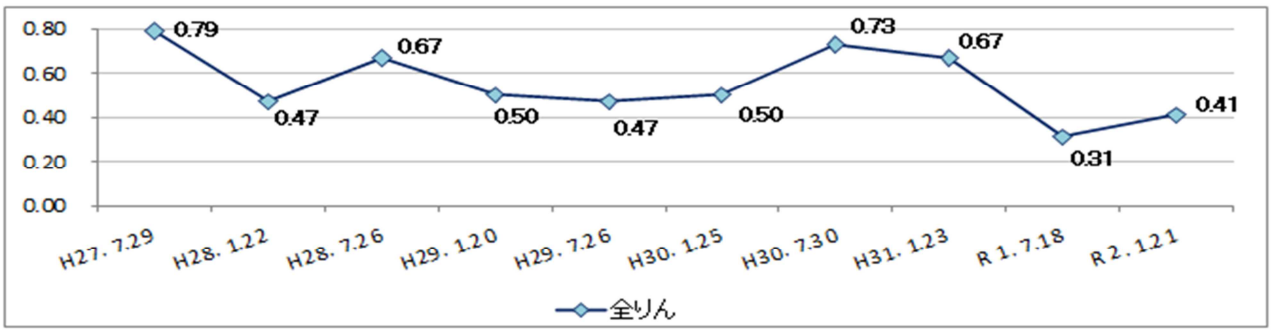

表４－１０　　採水点　夷隅川／仲川橋（名木）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	24.0	7.4	1.5	3.3	1.7	0.05	7.4	不検出	960
H15. 1.30	5.0	7.2	0.8	1.7	2.2	0.04	12.0	0.2	220
H15. 7.23	19.5	7.4	0.9	4.9	1.1	0.05	8.8	0.3	420
H16. 1.26	3.0	7.6	1.6	0.8	1.8	0.03	9.3	不検出	84
H16. 7.08	25.0	7.2	1.5	1.7	0.7	0.06	6.5	0.5	380
H17. 1.18	7.0	6.9	0.8	2.1	1.4	0.03	12.0	0.4	240
H17. 7.21	22.0	7.6	1.1	1.6	1.7	0.03	8.9	不検出	800
H18. 1.24	3.0	6.8	1.5	0.9	1.7	0.10	14.0	0.3	110
H18. 8.04	21.0	7.4	1.0	2.3	1.7	0.04	8.4	1.0	520
H19. 1.23	7.0	7.1	0.8	0.9	1.8	0.03	13.0	0.5	86
H19. 7.26	22.0	7.4	0.9	3.0	1.4	0.04	8.3	0.7	200
H20. 1.31	6.5	7.5	0.5	0.6	1.0	0.04	12.0	不検出	740
H20. 7.28	25.0	7.5	0.9	3.7	0.6	0.05	7.8	不検出	300
H21. 1.27	6.0	7.0	0.6	1.8	1.0	0.04	12.0	不検出	120
H21. 7.14	23.0	7.8	0.9	2.8	1.0	0.03	8.3	不検出	340
H22. 1.25	6.0	8.1	0.9	0.9	1.2	0.04	12.0	1.0	200
H22. 7.26	28.2	7.8	1.1	2.3	1.3	0.04	7.4	0.2	300
H23. 1.17	4.6	7.4	0.9	1.1	1.1	0.05	12.0	不検出	220
H23. 7.26	22.9	7.5	1.0	3.2	0.6	0.03	8.1	0.3	2,200
H24. 1.19	5.8	7.9	0.6	2.0	0.7	0.06	12.0	0.2	840
H24. 7.26	24.4	7.5	0.5	4.4	0.8	0.04	7.7	0.3	1,000
H25. 1.31	5.2	7.8	0.5	0.9	0.8	0.05	13.0	0.2	80
H25. 7.24	21.5	8.0	1.3	2.9	1.4	0.04	8.0	0.3	120
H26. 1.16	3.9	7.9	0.9	1.1	1.0	0.03	12.0	0.2未満	700
H26. 7.23	23.2	7.5	0.8	3.2	0.7	0.05	7.5	0.3	2,200
H27. 1.30	5.9	7.5	0.6	3.7	0.9	0.03	11.0	0.2	620
H27. 7.29	23.5	7.7	0.5未満	4.1	2.4	0.04	7.5	0.3	180
H28. 1.22	5.4	7.6	1.1	2.0	1.0	0.07	12.0	0.6	580
H28. 7.26	20.9	7.6	0.8	4.2	0.4	0.04	8.7	0.3	360
H29. 1.20	5.8	7.6	0.7	4.2	0.9	0.03	12.0	0.4	1,100
H29. 7.26	21.8	7.6	0.9	2.8	0.5	0.05	7.2	0.5	800
H30. 1.25	3.0	7.5	0.7	1.4	0.7	0.02	12.0	0.3	1,600
H30. 7.30	23.7	7.5	1.3	3.4	0.7	0.06	7.5	0.7	1,800
H31. 1.23	4.5	7.9	0.8	5.2	0.5	0.03	12.0	0.3	60
R 1. 7.18	20.5	7.6	0.8	11.0	0.6	0.04	8.8	0.6	640
R 2. 1.21	7.1	7.9	0.9	2.2	0.5	0.02	11.0	0.3	280
平　均	14.1	7.5	0.9	2.7	1.1	0.0	9.9	0.4	594.4

図４－１０　　夷隅川／仲川橋（名木）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

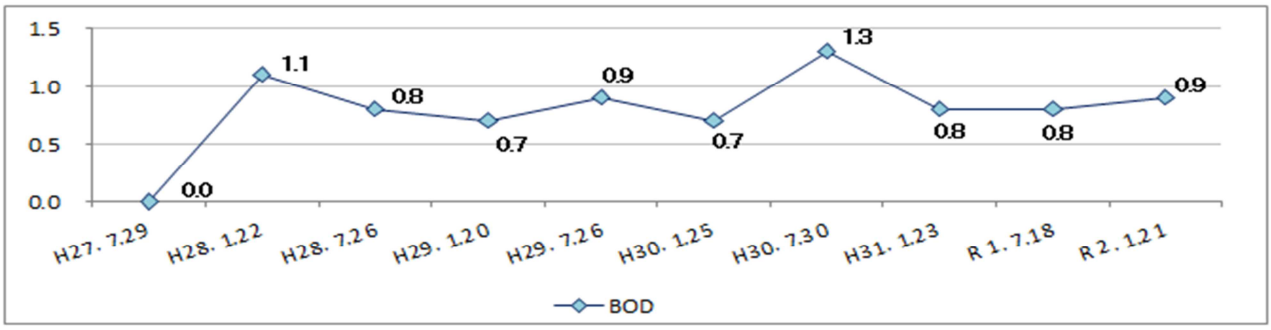

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

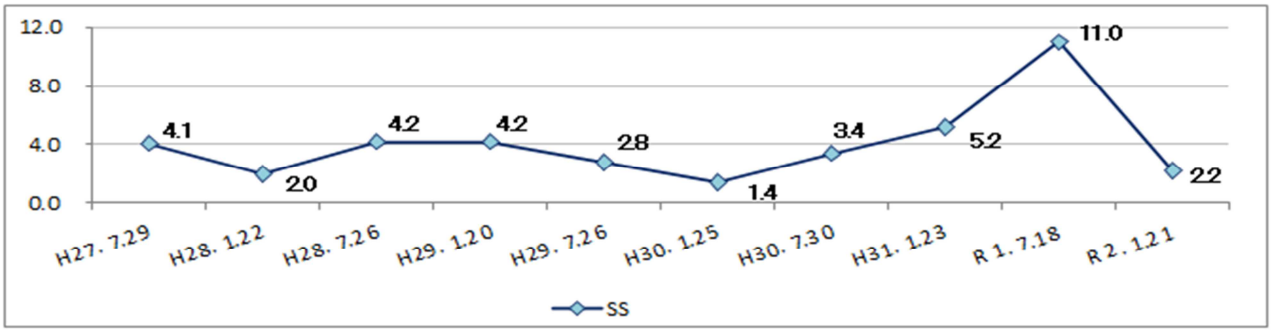

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

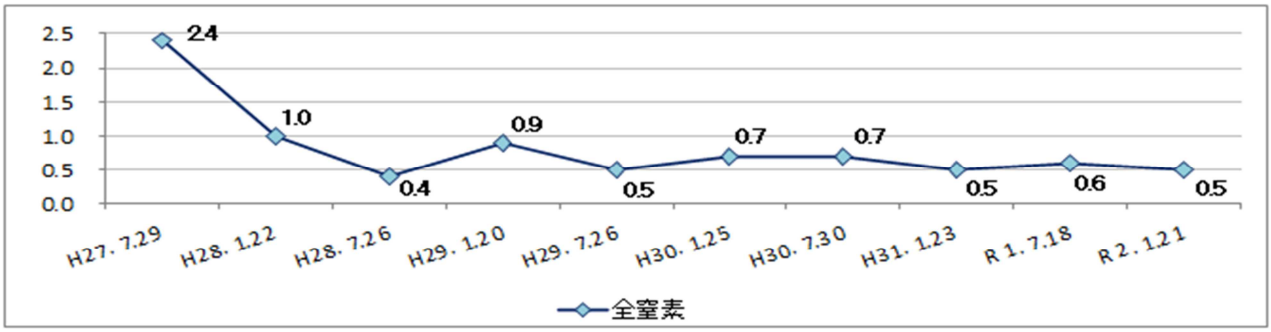

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

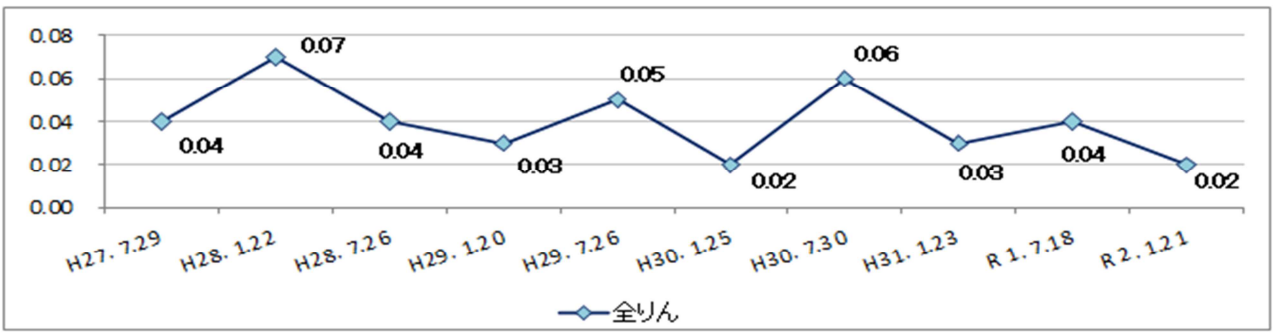

表４－１１　　採水点　夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	27.0	7.6	1.4	2.3	1.4	0.12	7.3	0.4	66
H15. 1.30	4.2	7.2	0.7	1.7	1.4	0.06	11.0	0.2	480
H15. 7.23	20.5	7.7	1.6	3.2	1.9	0.24	8.1	0.6	78
H16. 1.26	2.0	7.9	2.1	1.0	1.9	0.08	9.6	0.3	64
H16. 7.08	26.5	7.6	1.5	2.5	1.4	0.14	6.2	0.5	170
H17. 1.18	7.0	6.9	0.7	3.4	1.1	0.06	12.0	0.4	740
H17. 7.21	24.0	7.7	1.5	1.3	1.2	0.08	9.4	0.2	280
H18. 1.24	2.0	6.9	1.1	1.6	1.9	0.08	14.0	0.4	1,000
H18. 8.04	24.0	7.5	1.7	2.1	1.5	0.11	8.8	1.0	260
H19. 1.23	6.0	7.3	1.2	2.0	1.4	0.08	13.0	0.7	680
H19. 7.26	23.5	7.7	1.4	1.9	1.2	0.10	8.2	0.9	1,300
H20. 1.31	5.0	7.7	0.9	1.0	1.6	0.07	12.0	不検出	400
H20. 7.28	28.0	7.7	1.6	3.0	1.0	0.11	7.4	0.3	320
H21. 1.27	5.0	7.1	0.9	1.4	1.5	0.08	12.0	0.2	400
H21. 7.14	24.0	8.1	1.3	1.0	1.1	0.10	8.1	0.2	440
H22. 1.25	5.2	8.5	1.1	0.5	0.6	0.04	13.0	0.5	260
H22. 7.26	30.0	8.0	1.7	3.6	0.8	0.08	8.9	0.4	440
H23. 1.17	2.0	7.9	1.2	0.9	0.9	0.06	13.0	0.3	260
H23. 7.26	25.1	8.3	1.1	5.6	0.5	0.08	9.9	0.3	400
H24. 1.19	4.3	8.5	0.5	0.5	0.9	0.03	12.0	0.2	460
H24. 7.26	27.3	7.9	1.6	2.3	0.9	0.08	8.3	不検出	400
H25. 1.31	4.3	8.3	0.5	1.2	0.9	0.03	14.0	0.3	40
H25. 7.24	23.0	8.0	1.4	3.0	1.6	0.07	7.7	0.4	160
H26. 1.16	3.4	8.1	1.0	1.6	1.3	0.07	12.0	0.3	96
H26. 7.23	24.7	7.8	0.9	3.2	0.8	0.08	7.9	0.4	260
H27. 1.30	4.8	7.8	1.0	3.1	0.9	0.04	12.0	0.2未満	660
H27. 7.29	26.1	8.0	1.1	3.7	2.8	0.09	8.5	0.7	300
H28. 1.22	4.8	7.9	1.1	2.2	1.0	0.08	12.0	0.8	500
H28. 7.26	22.8	7.9	1.0	3.8	0.5	0.09	8.6	0.4	120
H29. 1.20	4.2	8.0	0.5	1.4	0.9	0.07	12.0	0.3	180
H29. 7.26	22.2	7.9	1.2	3.4	0.6	0.08	6.6	0.6	320
H30. 1.25	2.8	7.7	0.7	1.5	0.7	0.04	12.0	0.4	720
H30. 7.30	24.0	7.8	1.6	5.1	1.3	0.06	7.6	0.7	440
H31. 1.23	3.8	8.4	0.7	0.9	0.6	0.07	13.0	0.4	70
R 1. 7.18	20.5	7.8	0.5	6.9	0.8	0.05	8.8	0.4	860
R 2. 1.21	6.3	7.9	0.9	1.5	0.6	0.04	11.0	0.5	960
平　均	14.5	7.8	1.1	2.4	1.1	0.1	10.2	0.4	405.1

図４－１１　　夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

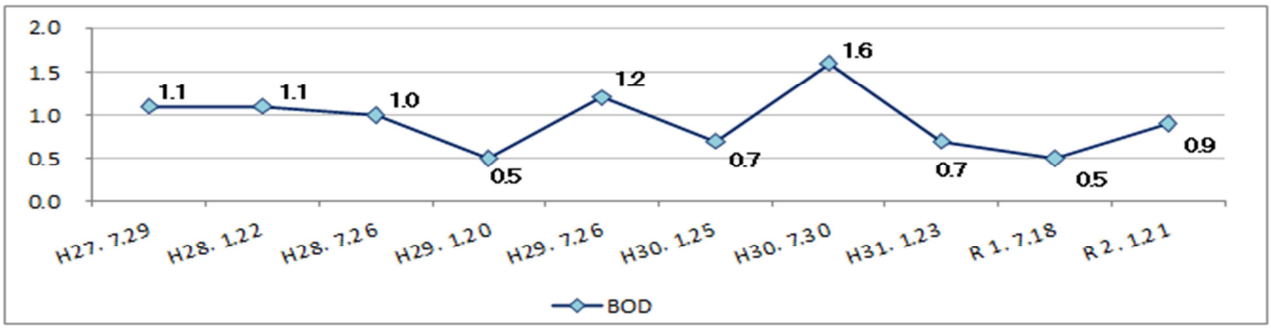

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

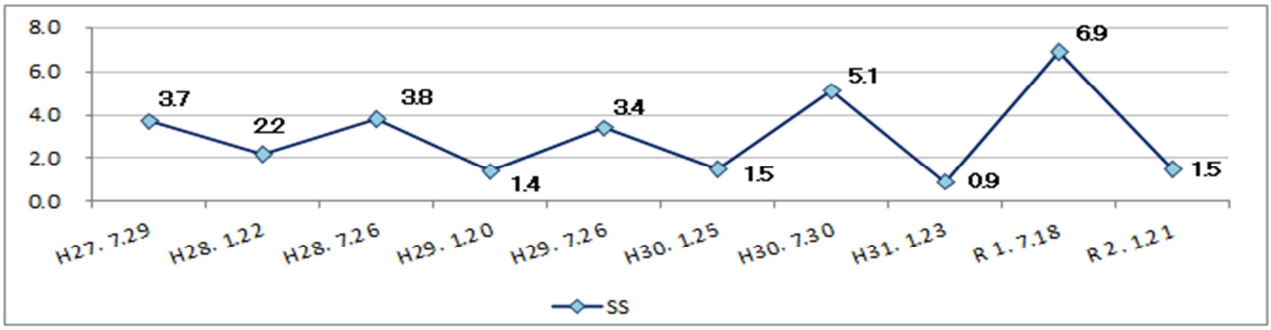

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

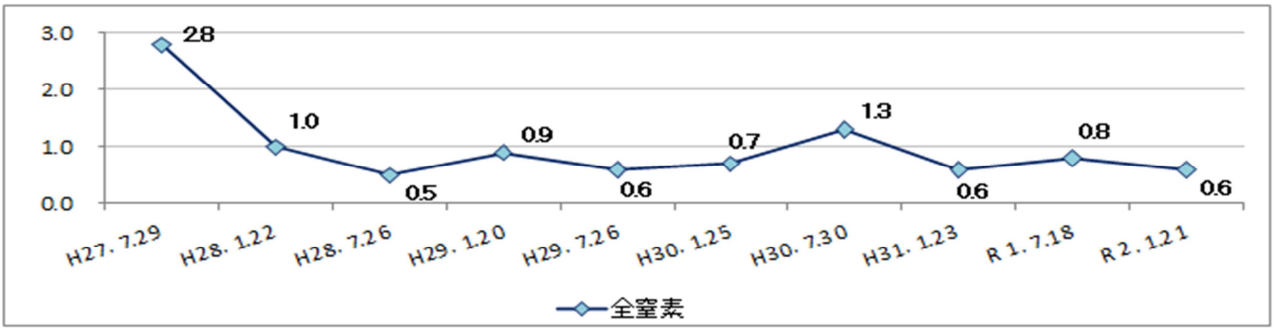

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

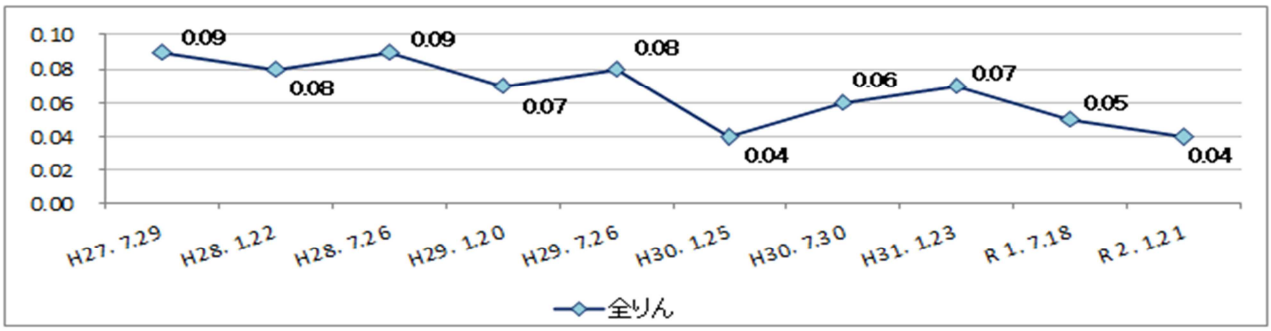

表４－１２　　採水点　夷隅川／折節橋（松野）

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H14. 7.22	25.5	7.5	1.4	4.3	1.3	0.12	7.5	0.4	120
H15. 1.30	4.0	7.0	0.8	2.0	1.4	0.06	12.0	0.2	210
H15. 7.23	20.5	7.5	2.5	5.4	2.8	0.44	8.1	1.0	180
H16. 1.26	3.5	8.0	2.1	0.9	1.4	0.06	10.0	0.3	14
H16. 7.08	27.0	7.6	1.1	2.8	0.9	0.12	5.1	0.7	40
H17. 1.18	7.0	6.8	0.5	2.5	1.1	0.06	12.0	0.4	660
H17. 7.21	24.0	7.6	1.0	3.7	1.2	0.07	7.4	0.3	180
H18. 1.24	1.5	6.5	1.0	1.5	1.8	0.07	14.0	0.4	380
H18. 8.04	23.0	7.4	1.4	3.9	1.0	0.11	7.6	0.9	94
H19. 1.23	6.0	7.3	1.0	1.0	1.3	0.07	12.0	0.7	170
H19. 7.26	23.0	7.6	1.2	3.3	1.1	0.08	8.2	0.9	5,000
H20. 1.31	5.5	7.4	1.0	1.3	1.1	0.05	12.0	0.2	300
H20. 7.28	28.0	7.5	1.6	4.2	0.9	0.11	6.0	0.3	180
H21. 1.27	5.0	7.0	1.1	1.4	1.3	0.07	11.0	0.3	300
H21. 7.14	24.5	7.9	1.0	1.8	0.9	0.08	7.0	0.2	220
H22. 1.25	5.1	8.5	1.1	0.4	0.5	0.03	12.0	0.4	1,800
H22. 7.26	27.2	7.8	1.4	4.8	0.8	0.10	7.0	0.3	500
H23. 1.17	2.3	7.8	1.0	1.6	0.8	0.05	13.0	0.2	520
H23. 7.26	25.7	8.0	1.1	4.5	0.7	0.09	8.4	0.3	300
H24. 1.19	5.0	8.9	0.6	0.9	0.6	0.04	12.0	0.3	420
H24. 7.26	26.7	7.7	1.2	2.5	0.9	0.08	6.7	不検出	640
H25. 1.31	5.0	8.1	0.5	0.9	1.0	0.03	13.0	不検出	180
H25. 7.24	23.5	8.0	1.3	3.6	1.1	0.08	6.8	0.5	40
H26. 1.16	3.7	8.1	1.1	1.3	1.3	0.08	12.0	0.2	220
H26. 7.23	26.3	7.8	0.8	3.1	1.0	0.09	6.0	0.4	220
H27. 1.30	4.9	7.7	0.7	1.8	0.9	0.09	12.0	0.2	360
H27. 7.29	25.9	7.8	1.1	7.4	0.7	0.09	6.7	0.8	60
H28. 1.22	5.6	7.7	2.2	2.7	1.0	0.06	11.0	0.3	460
H28. 7.26	22.4	7.7	1.0	4.4	0.7	0.08	7.3	0.4	140
H29. 1.20	3.8	7.9	0.8	1.8	0.9	0.07	12.0	0.3	180
H29. 7.26	23.5	7.9	1.3	2.8	0.6	0.07	7.1	0.6	80
H30. 1.25	2.9	7.7	0.9	1.6	0.7	0.04	12.0	0.4	860
H30. 7.30	24.0	7.6	1.6	5.9	1.2	0.08	7.2	0.6	420
H31. 1.23	3.2	8.5	0.5	0.9	0.4	0.04	12.0	0.3	38
R 1. 7.18	20.7	7.8	0.9	5.9	0.5	0.04	8.9	0.5	520
R 2. 1.21	5.1	7.8	1.1	1.5	0.6	0.04	11.0	0.4	320
平　均	14.5	7.7	1.1	2.8	1.0	0.1	9.6	0.4	453.5

図４－１２　　夷隅川／折節橋（松野）における直近 10 回の水質検査の結果

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

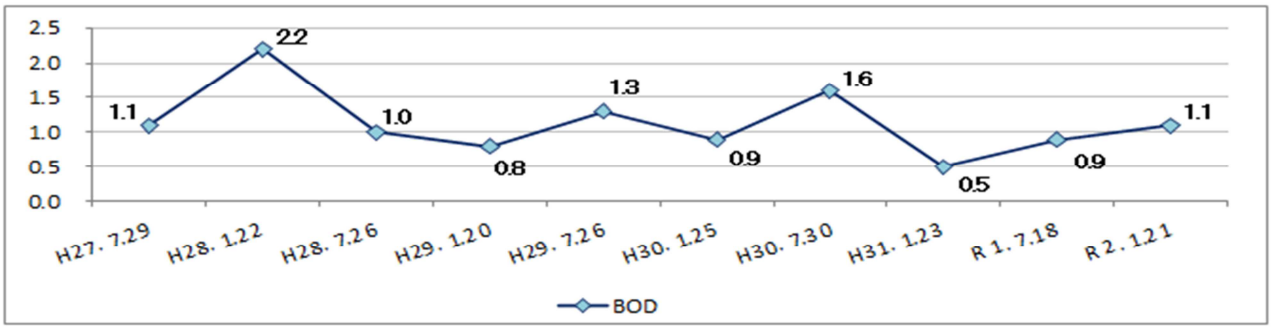

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

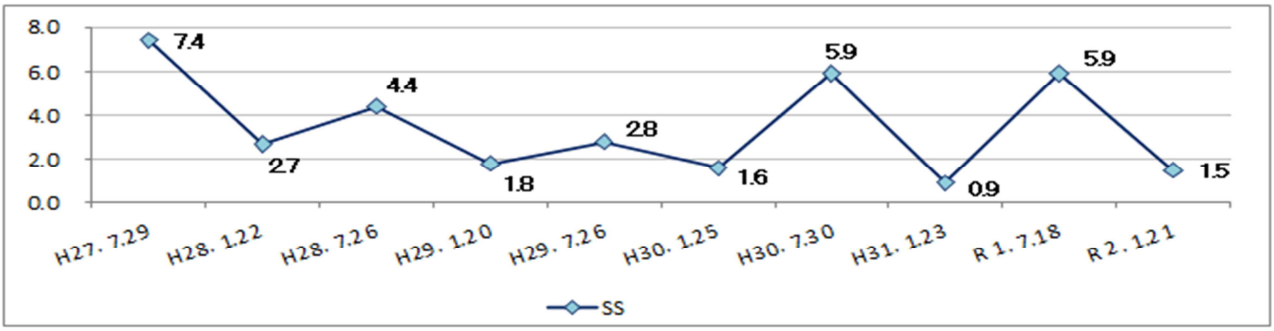

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

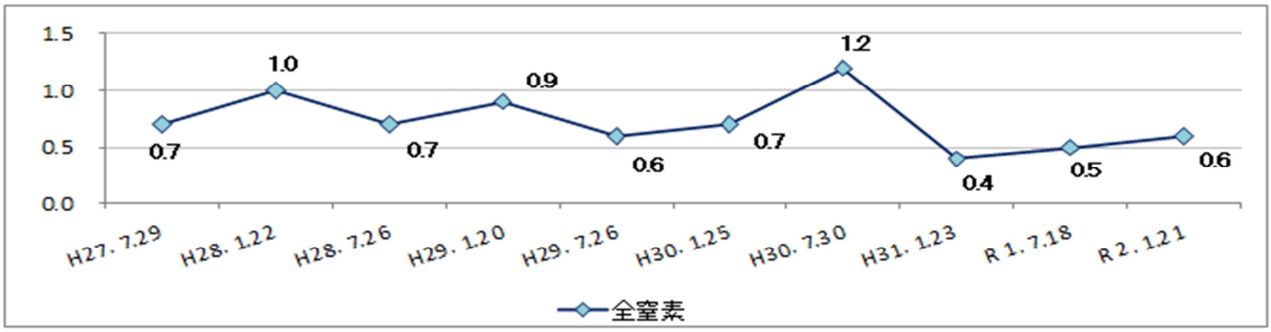

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

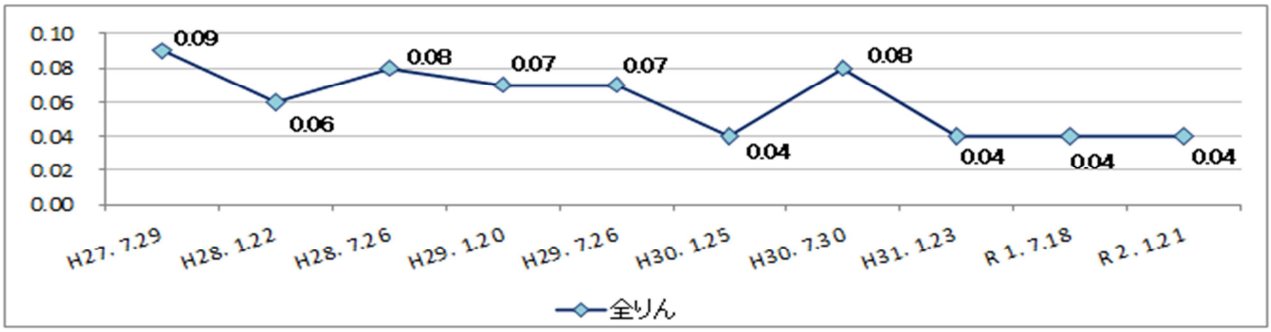

表４－１３　　採水点　浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）※Ｈ26年10月まで浜勝浦橋

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H20. 2.18	8.0	7.2	34.0	16.0	10.0	1.60	5.7	2.9	24,000
H20. 4.24	17.0	7.2	27.0	18.0	7.1	1.60	5.4	3.2	34,000
H20. 6.18	22.0	7.3	27.0	13.0	6.6	2.50	3.2	2.8	34,000
H20. 8.27	26.0	7.1	82.0	30.0	12.0	3.80	0.2以下	6.4	110,000
H20.10.22	19.5	7.5	16.0	11.0	4.6	1.40	1.2	0.9	38,000
H20.12.16	12.5	6.8	18.0	16.0	4.7	1.00	6.0	不検出	18,000
H21. 2.25	11.0	6.7	12.0	7.3	5.7	1.10	2.8	1.1	14,000
H21. 4.28	16.5	7.8	52.0	18.0	18.0	2.90	5.0	4.6	50,000
H21. 6.23	21.5	7.3	58.0	20.0	12.0	4.70	2.3	7.3	180,000
H21. 8.20	26.0	7.3	22.0	14.0	7.2	1.80	1.3	1.5	180,000
H21.10.22	19.8	7.5	13.0	12.0	4.7	1.40	2.3	2.0	110,000
H21.12.21	9.9	7.0	130.0	29.0	20.0	6.10	2.6	7.3	60,000
H22. 2.04	8.3	7.3	66.0	46.0	17.0	6.00	5.5	9.9	28,000
H22. 4.30	18.8	6.6	150.0	38.0	22.0	8.10	2.2	5.3	9,800
H22. 6.18	21.7	7.0	96.0	42.0	18.0	6.30	1.4	3.5	16,000
H22. 8.26	30.2	7.5	37.0	20.0	8.3	3.20	0.5	1.3	84,000
H22.10.18	20.6	7.6	51.0	20.0	10.0	3.60	1.0	2.6	100,000
H22.12.20	15.4	7.4	63.0	17.0	12.0	4.20	1.2	4.2	36,000
H23. 2.25	13.8	7.3	23.0	14.0	5.1	1.40	2.4	1.0	46,000
H23. 4.25	16.0	6.6	150.0	46.0	15.0	5.80	不検出	9.2	34,000
H23. 6.23	22.8	6.9	92.0	19.0	16.0	6.30	不検出	9.3	70,000
H23. 8.22	23.6	7.0	69.0	31.0	6.3	2.20	1.6	4.2	86,000
H23.10.18	18.9	7.3	82.0	39.0	13.0	4.20	1.5	6.6	84,000
H23.12.12	12.5	6.9	140.0	55.0	15.0	6.20	不検出	13.0	100,000
H24. 2.20	7.2	7.5	31.0	10.0	8.1	1.80	3.7	2.1	48,000
H24. 4.23	14.5	7.3	26.0	28.0	5.7	1.70	2.0	2.8	48,000
H24. 6.20	18.0	7.0	18.0	22.0	3.7	1.50	5.8	0.7	42,000
H24. 8.16	26.2	7.3	19.0	7.0	7.7	2.60	0.6	1.8	120,000
H24.10.17	19.5	7.4	16.0	19.0	3.9	1.30	0.4	1.0	34,000
H24.12.12	7.0	7.3	33.0	16.0	6.6	1.90	4.9	1.0	11,000
H25. 2.27	8.5	6.9	42.0	31.0	7.7	1.60	7.0	3.9	17,000
H25. 4.30	17.0	7.2	63.0	22.0	11.0	4.10	0.2	7.5	170,000
H25. 6.24	20.0	6.9	140.0	58.0	22.0	8.20	4.2	4.1	140,000
H25. 8.26	26.5	6.9	160.0	46.0	49.0	7.80	0.2未満	3.4	920,000
H25.10.22	19.0	7.1	3.3	10.0	2.7	1.40	3.1	1.3	120,000
H25.12.16	8.5	7.2	8.9	5.7	5.8	1.30	5.7	0.6	6,600
H26. 2.18	8.5	7.3	65.0	41.0	12.0	4.10	4.0	2.1	7,200

＊＊＊

採水年月日	水温	pH	BOD	SS	T-N	T-P	DO	O-N	大腸菌
H26. 4.28	11.0	7.4	48.0	13.0	9.6	3.90	1.5	2.1	66,000
H26. 6.17	22.0	7.2	29.0	17.0	6.6	2.60	3.4	3.1	42,000,000
H26. 8.25	25.8	6.9	65.0	21.0	11.0	3.70	0.2未満	1.9	480,000
H26.10. 9	20.0	7.0	43.0	23.0	8.1	3.10	1.4	1.2	620,000
H26.12.18	8.6	7.4	69.0	28.0	14.0	3.20	4.9	7.2	11,000
H27. 2.19	8.6	6.9	52.0	21.0	8.4	2.40	4.1	5.2	13,000
H27. 4.17	16.0	7.1	120.0	41.0	12.0	4.40	3.0	7.3	6,600
H27. 6.30	19.7	6.8	59.0	21.0	8.7	3.30	1.0	2.6	42,000
H27. 8.19	24.8	7.3	12.0	11.0	5.0	1.60	1.6	2.1	100,000
H27.10.21	18.9	7.5	6.6	7.5	3.6	0.87	1.3	0.7	18,000
H27.12.10	14.3	7.1	53.0	20.0	8.0	2.80	1.4	2.1	20,000
H28. 2.16	10.2	7.4	9.5	4.7	6.5	1.10	4.9	1.1	3,800
H28. 4.19	16.8	7.2	20.0	11.0	5.2	1.50	3.7	2.4	32,000
H28. 6.15	20.3	7.0	13.0	4.9	3.9	1.60	2.6	2.3	18,000
H28. 8.26	24.2	7.1	27.0	12.0	3.5	1.40	1.5	1.1	220,000
H28.10.13	19.0	7.5	13.0	5.6	5.7	1.70	3.2	1.2	38,000
H28.12.13	14.0	7.5	6.6	3.6	5.1	0.61	6.6	0.9	46,000
H29. 2.16	9.0	7.3	15.0	5.8	6.2	1.30	5.0	1.2	26,000
H29. 4.20	14.5	7.3	11.0	6.4	3.9	0.77	5.5	0.7	5,600
H29. 6.23	21.0	7.2	87.0	33.0	8.9	3.40	2.0	3.2	40,000
H29. 8.15	24.0	7.4	13.0	8.0	5.6	1.60	0.2未満	1.6	100,000
H29.10.24	16.0	7.2	7.5	9.1	3.1	0.51	4.8	1.0	220,000
H29.12.18	8.8	7.2	33.0	14.0	6.3	2.20	3.8	4.1	90,000
H30. 2.20	9.8	7.3	27.0	12.0	7.0	2.00	2.4	2.9	14,000
H30. 4.17	15.0	7.1	46.0	14.0	8.4	2.30	0.2	4.2	7,200,000
H30. 6.28	20.5	7.3	55.0	11.0	8.1	3.50	0.3	6.1	36,000
H30. 8.30	25.5	7.4	23.0	7.3	4.6	1.80	1.3	1.2	66,000
H30.10.23	17.8	7.3	8.5	5.2	4.2	0.90	2.0	0.8	11,000
H30.12.11	11.5	7.5	5.1	4.8	3.7	0.63	4.7	0.8	24,000
H31. 2.19	11.1	7.3	9.1	11.0	4.9	0.97	2.2	0.8	5,000
H31. 4.16	14.0	7.2	24.0	8.2	5.3	0.76	7.7	1.3	2,600
R 1. 6.19	22.5	7.1	30.0	7.4	6.3	1.20	5.3	1.8	20,000,000
R 1. 8. 2	23.0	7.4	5.2	1.9	7.8	1.60	5.5	0.8	34,000
R 1.10. 7	21.8	7.3	4.2	5.9	5.1	0.95	4.2	1.0	22,000
R 1.12.12	13.8	7.6	2.8	1.9	3.9	0.50	6.0	0.7	6,000
R 2. 2.20	11.8	7.3	5.8	1.8	4.6	0.90	5.8	1.0	3,800
平　均	17.0	7.2	43.7	18.4	8.9	2.7	3.2	3.1	1,025,616

図４－１３　　浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）における直近 10 回の水質検査の結果
※H26 年 10 月まで浜勝浦橋

BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表します。一般に、値が大きいほど、水質は悪いと言えます。

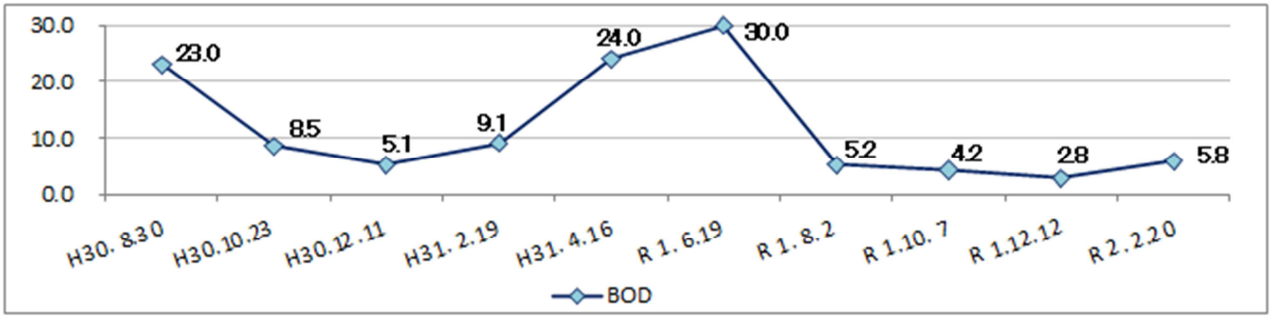

SS（浮遊物質）：水中に浮遊している粒子物質のことで、見た目のにごりの原因となります。

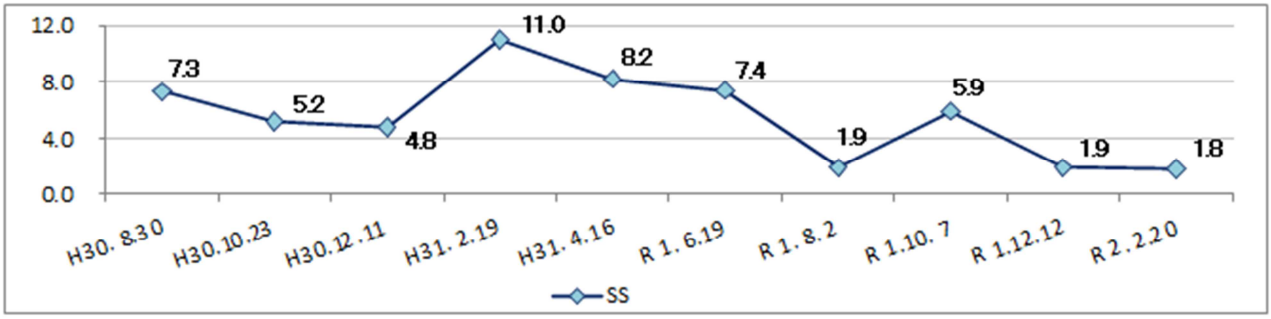

T-N(全窒素)：水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。多いとアオコ等が発生する原因となってしまい、思うように水質改善が進みません。

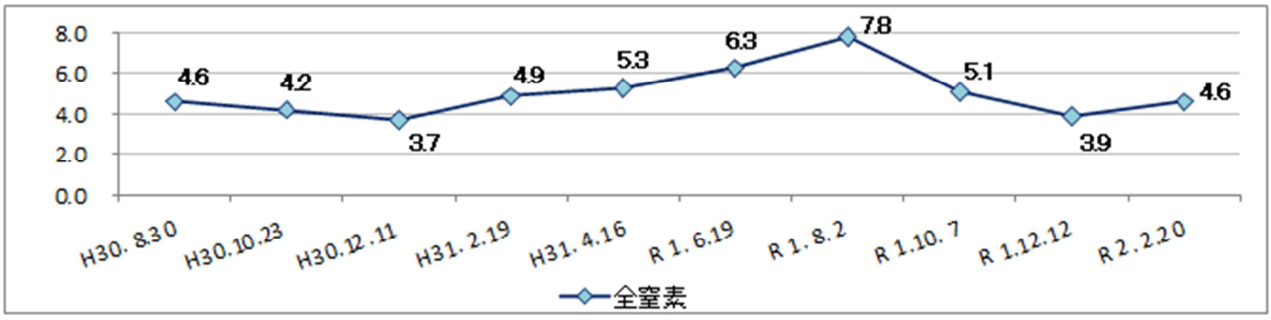

T-P(全リン)：水中に含まれるリン化合物全体のことをいいます。過剰に存在すると、藻類やプランクトンが爆発的に繁殖し生物多様性が失われます。

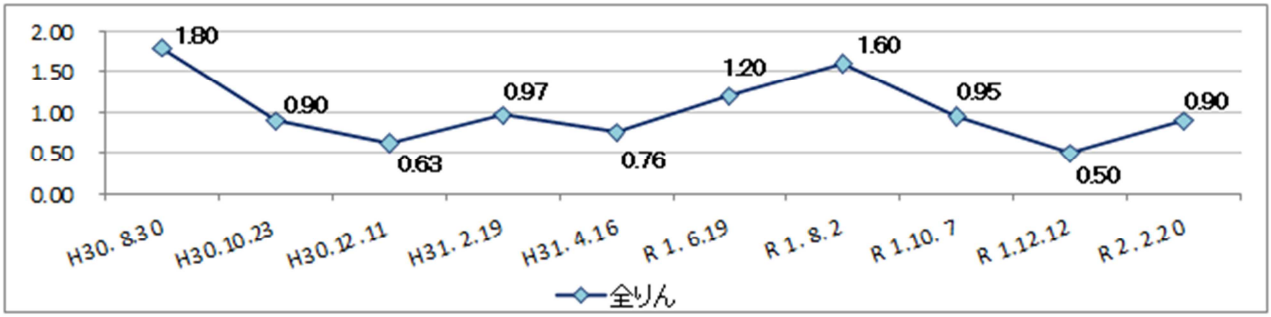

（２）浜勝浦川浄化対策

市街地を流れる浜勝浦川には、確たる水源がなく、各家庭からの生活排水や水産加工場からの事業排水が流れ込み、水質や底質の悪化、また悪臭による苦情が多く寄せられています。

この河川の流域には日本の三大朝市のひとつに数えられる「勝浦の朝市」や「かつうらカツオ祭り」、「かつうら若潮まつり」などの各種イベントが開催され、観光客を迎え入れる玄関となっています。また、平成 25 年９月には「Ｂ－１グランプリ」も開催されました。

市では浜勝浦川の汚濁や悪臭といった問題に対して、地域の方と一緒に浄化対策を進めていくため、平成 15 年に「浜勝浦川浄化対策推進協議会」を立ち上げ、平成 16 年度からはＥＭ活性液の直接投入による浄化対策（平成 25 年４月から休止、平成 29 年度中止判断）を実施するとともに、河川パトロールや清掃活動、様々な啓蒙活動を展開してきました。また平成 26 年度には浜勝浦橋付近の暗渠化工事も行いました。

ＥＭ活性液の直接投入を中止して以降、木酢液や竹炭パウダーなど、様々な浄化対策について情報収集しておりましたが、令和元年度から試験的に「バイオ資材」の直接投与による浄化対策について検証をはじめたところです。

今後も住民の方々にご協力いただきながら、浜勝浦川の水質改善・浄化対策に取り組んでいきます。

①有用微生物（ＥＭ）による河川浄化（平成 16 年６月～平成 25 年３月）

ＥＭとは自然界に存在する光合成細菌・乳酸菌・酵母菌を主とした微生物が混じり合った液体であり、水質汚濁の原因となる有機物などを分解してくれます。

平成16年６月から平成25年3月まで、年20回、市で培養したＥＭ活性液を流域の地域に配布をするとともに、河川上流部（6箇所）への直接投入も実施しました。投入から２～３ヶ月で川底のヘドロの減少や悪臭の減少といった感覚的な効果は現れますが、この河川が潮の干満の影響が大きく現れる感潮域であり、海から海草類が流れ込み、河川内で腐敗することもあるため、水質など河川の状況は、一進一退を繰り返していました。

平成25年4月に事業を一旦休止、そのことによる河川への影響を分析・検証した結果、休止前後で水質に大きな変化が見られなかったことなどから、平成29年度に正式に中止の判断をしました。

②清掃活動による河川浄化

市では、浜勝浦川の河川浄化対策の一環として、河川環境の向上を図るため、河川およびその周辺の清掃活動を行っています。平成 25 年９月には市職員および浜勝浦川流域の住民に呼びかけ、川周辺のゴミ拾いや壁面の掃除、オイル吸着マットによる水面の油を吸い取る作業などのボランティア清掃を実施するとともに、浚渫工事を行い、川底に堆積している汚泥等の除去や壁面クリーニングを実施しました。

・クリーンキャンペーン in 南房総

平成 11 年度から毎年実施（令和２年は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止）しています「クリーンキャンペーン」において、市職員による浜勝浦川の清掃も実施しました。「浜勝浦川浄化作戦実施中」ののぼり旗を設置し、河川周辺の草刈りやゴミ拾いをするとともに、川面に降りて川底の汚泥や壁面の汚れをデッキブラシ、高圧洗浄機等を使って除去しました。また、クリーンキャンペーン参加者に河川周辺のゴミ拾いについて協力を呼びかけました。

③浜勝浦川暗渠化工事

平成 26 年度に浜勝浦橋付近の暗渠化工事を実施しました。今後、暗渠化したことに伴い、水質環境の変化や河川周辺への影響について、詳しく検証していく必要があります。

【浜勝浦川暗渠化工事】

	
暗渠化工事の状況	工事後の浜勝浦橋付近

④バイオ資材を用いた浄化対策

有用微生物（ＥＭ）による浄化対策が中止となって以降、浜勝浦川の水質汚濁や悪臭等の問題に対する調査・研究をすすめていました。平成 31 年４月にバイオ資材による川の底質改善に着目し、使用実績のある自治体や漁業関係者への調査及びサンプルによる実験を経て、令和元年５月から浜勝浦川へのバイオ資材の実験的投与を開始しました。

令和元年５月（２回）、７月、令和２年２月と４回投与した結果（令和２年は５月、８月の２回）、夏季に集中する悪臭に関する苦情が減少し、年６回（偶数月）実施している水質検査でも生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の数値が改善傾向を示すなど、比較的良好な成果が表れています。今後も経過を注視していきたいと考えています。

しかし悪臭や水質の一部が改善傾向を示す中、河川へのゴミのポイ捨て等は後を絶たず、ゴミを回収しても翌日にはゴミが浮いている状態に戻ってしまいます。

また清掃や保守点検不足の浄化槽からの生活雑排水の流入もみられます。

浜勝浦川をきれいな川にするために、「ゴミのポイ捨て禁止」や家庭でできる排水対策など、市としても啓発してまいりますので、市民の皆様にも引き続きご協力をお願いいたします。

【バイオ資材投入時の様子】

	
バイオ資材投入時	定点観察地点

⑤粗大ゴミの引き揚げ作業

浜勝浦川の汚濁や悪臭の一因に、予てから浜勝浦川へのゴミの投棄があり、家庭ごみやペットボトルといったポイ捨てゴミや粗大ゴミの不法投棄が問題となっていました。たびたび市職員や住民によるゴミ拾いを実施してきましたが、大型の粗大ゴミについては人力での回収作業が難しいため、令和元年７月に業者によるクレーン車での引き上げ作業を行いました。引き上げられたゴミは、バイク部品や魚網等の大型廃棄物でした。

【浜勝浦川の粗大ゴミの引き揚げ作業】

	
粗大ゴミの状況	引き揚げ作業
	
引き揚げ作業	引き揚げ後の浜勝浦川

⑥廃食用油回収（リサイクル）事業

平成 26 年 12 月から市内４ヵ所において、廃食用油の回収（リサイクル）事業を開始しました。平成 31 年１月には回収箇所を増設し、市内５ヵ所としました。

廃食用油の回収は、油の垂れ流しによる汚染から海や河川を守ります。また、回収された廃食用油は、燃料精製プラントでディーゼル自動車や重油ボイラーなどの燃料に精製されます。

表４－１４　廃食用油回収実績　　（単位：ℓ）

回収場所／回収日	スーパーハヤシ	御　門	JAいすみ勝浦支所	JAいすみ勝浦地区購買店舗	ファミリーレストランこだま	合　計
平成31年度	800	440	520	420	100	2,280
平成30年度	620	360	580	480		2,040
平成29年度	576	345	770	376		2,067
平成28年度	557	364	364	272		1,557
平成27年度	610	297	175	225		1,307
平成26年度	70	41	12	90		213
合　計	3,233	1,847	2,421	1,863	100	9,464

※H31年1月に増設した「ファミリーレストランこだま」の回収実績はH31年4月以降になります。

＜回収した廃食用油＞

表４－１５　河川の水質汚濁に係る環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環告第 59 号

改正　昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123・平 20 環告 40・平 21 環告 78・平 23 環告 94・平 24 環告 84・環告 127・平 25 環告 30・平 26 環告 39・平 26 環告 126・平 28 環告 37・平 31 環告 46

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度（ｐH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥ以下の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

（３）地下水の水質検査

地下水汚染は、地下に浸透した有害物質により引き起こされます。地下の環境は、大気や表流水の環境とは異なり汚染物質が蓄積しやすく、目に見えないところで汚染物質が蓄積・拡散するため、発見が困難となります。

また、発見された場合でも、汚染原因の究明、汚染物質の除去対策などが非常に困難でありますので、未然の防止が重要となります。

毎年、水質汚濁防止法第16条の規定に基づく県の水質検査を市内数カ所の地下水を対象に実施しています。平成31年度は定点観測地点（勝浦市清掃センター）および移動観測地点２箇所の計３箇所で実施しました。

市でも定点観測地点２箇所（串浜五廻橋、串浜新田）において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物による地下水の汚染状況について、水質検査を実施しています。

これらの物質の多くは、水よりも比重が重く、粘性が低く、難分解性であるため、地層粒子の間に浸透し土壌・地下水を汚染します。1970年代初頭から、火災・爆発などの危険性の少ない高性能な溶剤として、機械部品や半導体の洗浄に、また、身近なところではドライクリーニングなどに多く利用されていましたが、吸入により頭痛やめまいを引き起こしたり、近年では、発ガン性などの危険性が指摘されています。当時は安全な物質であると考えられていたため、規制する法律などもなく土壌に大量に廃棄されており、近年、再開発などによる汚染事例が数多く判明し社会問題となっています。

なお、本市においては、いずれの観測地点においても地下水の水質汚濁に係る環境基準を上回る項目は検出されていません。

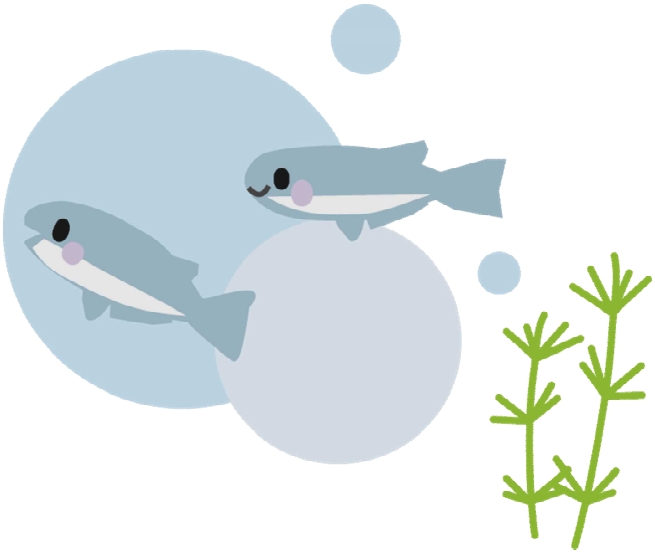

表４－１６　地下水の水質汚濁に係る環境基準等

平成９年３月13日環告第10号

改正　平10環告23・平11環告16・平20環告41・平21環告79・平23環告95・平24環告85・平26環告40・平26環告127・平28環告31・平31環告54・令２環告35

物　質　名	環　境　基　準
カドミウム	０．００３　ｍｇ／ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	０．０１　ｍｇ／ℓ以下
六価クロム	０．０５　ｍｇ／ℓ以下
砒素	０．０１　ｍｇ／ℓ以下
総水銀	０．０００５　ｍｇ／ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	０．０２　ｍｇ／ℓ以下
四塩化炭素	０．００２　ｍｇ／ℓ以下
クロロエチレン	０．００２　ｍｇ／ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	０．００４　ｍｇ／ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	０．１　ｍｇ／ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	０．０４　ｍｇ／ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	１　ｍｇ／ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	０．００６　ｍｇ／ℓ以下
トリクロロエチレン	０．０１　ｍｇ／ℓ以下
テトラクロロエチレン	０．０１　ｍｇ／ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	０．００２　ｍｇ／ℓ以下
チウラム	０．００６　ｍｇ／ℓ以下
シマジン	０．００３　ｍｇ／ℓ以下
チオベンカルブ	０．０２　ｍｇ／ℓ以下
ベンゼン	０．０１　ｍｇ／ℓ以下
セレン	０．０１　ｍｇ／ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１０　ｍｇ／ℓ以下
ふっ素	０．８　ｍｇ／ℓ以下
ほう素	１　ｍｇ／ℓ以下
1,4-ジオキサン	０．０５　ｍｇ／ℓ以下

（４）合併処理浄化槽設置補助

近年、「川や側溝から悪臭がする！」といった内容の苦情が数多く寄せられています。
このような苦情の原因は、各家庭から排出される生活雑排水等に起因するものが大半であると考えられます。
水質汚濁を防止するために有効な手段としては、下水道の整備があげられますが、本市の場合は、地形的要件などの様々な問題から下水道は整備されておりません。
このため、市では、単独処理浄化槽または汲取り式便所から、生活雑排水を総合的に処理することのできる合併処理浄化槽に転換する場合、設置費用等の一部を補助し、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

①　合併処理浄化槽の特徴

（ア）下水処理場の処理水並み（ＢＯＤ除去率 90%以上、放流水ＢＯＤ20 ㎎/ℓ以下）に排水を浄化します。
（イ）人口密度の比較的低い地域では公共下水道と比べて設置費が安く、地元負担も軽くなります。
（ウ）工期が約１週間程度と短期間で設置ができますので、投資効果がすぐ現れます。
（エ）コンパクトな施設ですので、駐車場１台分くらいの面積があれば設置できます。

②　今後の課題

平成13年４月１日の浄化槽法の改正に伴い、単独処理浄化槽の設置は原則禁止となり、新築時には合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ切り替えるように努めなければならなくなりました。
単独処理浄化槽は、し尿のみの処理しか出来ず、その他の生活雑排水については未処理のまま放流されますので、公共用水域にあたえる影響を考慮すると、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への速やかな切り替えが課題となります。
このため、市では平成 15 年度から合併処理浄化槽の普及を目的に、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置換えをされた方を対象に補助事業を実施しています。また、平成 20 年度からは、既設の汲取り便所から合併処理浄化槽へ設置換えをされた方を対象に補助金を交付しております。
平成 30 年度から宅内配管工事費分について 10 万円を上乗せ、令和２年度にはさらに 10 万円を増額し 20 万円としました。
今後も、公共用水域の水質汚濁を防止するため、市の広報誌などを通じて合併処理浄化槽の普及促進に積極的に取り組みます。

表４－１７　合併処理浄化槽設置補助金（令和２年４月１日現在）

・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換え補助

人槽区分	補助限度額（合計）	内訳		
		設置補助限度額	撤去等に係る補助限度額	宅内配管工事費補助限度額
５人槽	712,000円	332,000 円	180,000 円	200,000 円
７人槽	794,000円	414,000 円	180,000 円	200,000 円
１０人槽	928,000円	548,000 円	180,000 円	200,000 円

・汲取り便槽から合併処理浄化槽への設置換え補助

人槽区分	補助限度額（合計）	内訳		
		設置補助限度額	撤去等に係る補助限度額	宅内配管工事費補助限度額
５人槽	632,000円	332,000 円	100,000 円	200,000 円
７人槽	714,000円	414,000 円	100,000 円	200,000 円
１０人槽	848,000円	548,000 円	100,000 円	200,000 円

図４－１４　補助対象合併処理浄化槽設置基数

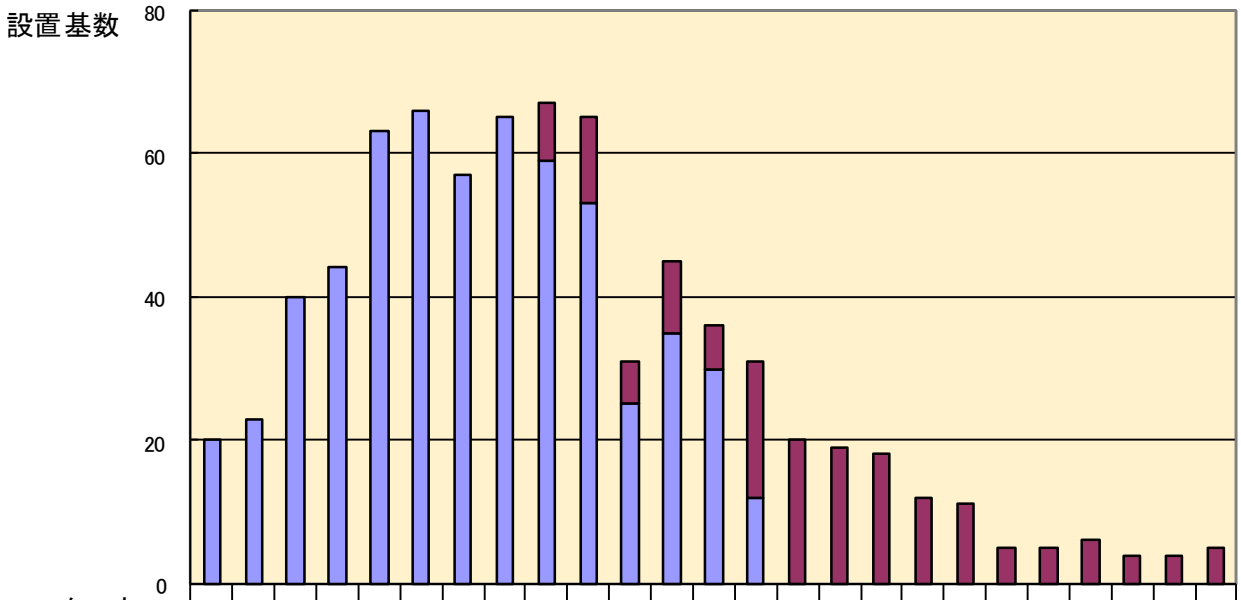

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
転換補助									8	12	6	10	6	19	20	19	18	12	11	5	5	6	4	4	5
通常設置補助	20	23	40	44	63	66	57	65	59	53	25	35	30	12											

※通常設置補助は平成 20 年度をもって廃止

＊＊

◆　家庭排水の汚濁負荷と生活排水対策　◆

これを流すと？		水がこれだけ汚れる BOD（ｇ）	魚がすめる水質（BOD 5mg/ℓ以下）にするには？ バスタブ（300ℓ）何杯分？
天ぷら油（使用済み）	２０mℓ	３０	２０
マヨネーズ大さじ１杯	１５mℓ	２０	１３
牛乳コップ１杯	２００mℓ	１６	１１
ビールコップ１杯	１８０mℓ	１５	１０
みそ汁お椀１杯	１８０mℓ	７	４．７
米のとぎ汁１回目	５００mℓ	６	４
煮物汁	１００mℓ	５	３．３
中濃ソース大さじ１杯	１５mℓ	２	１．３
シャンプー１回分	４．５mℓ	１	０．６７
台所用洗剤１回分	４．５mℓ	１	０．６７

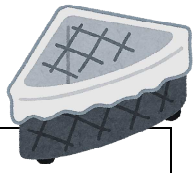

◆　家庭でできる排水対策　◆

場　所	排　水　対　策
台　所	１．食事や飲み物は必要な分だけ作り、飲み物は飲みきれる分だけ注ぎましょう。 ２．食器やナベを洗う前に、油汚れなどは拭き取りましょう。 ３．**水切りネットと三角コーナー**を利用し、野菜くずなどを流さないようにしましょう。 ４．残った油は継ぎ足しして使ったり、炒め物に使うなど、上手に活用しましょう。また捨てる際は吸収剤や新聞紙に吸わせて、流しには流さないようにしましょう。 ５．**廃食用油のリサイクル（市内５ヵ所）を利用しましょう！** ６．食器を洗うときは洗い桶などを利用し、洗剤は適量を水で薄めて使いましょう。
お風呂場	１．排水口に目の細かいネットを利用し、髪の毛などを排水口に流さないようにしましょう。 ２．シャンプー・リンスは適量をまもりましょう。 ３．お風呂の残り湯は洗濯に利用しましょう。
洗　濯	１．洗剤は計量スプーンを利用し、適量を使用しましょう。 ２．くず取りネットを利用し、細かいゴミを流さないようにしましょう。
トイレ	１．こまめに清掃をして、洗剤を使う回数を減らしましょう。

第5章
騒音・振動

第５章　騒音・振動

１　騒音・振動の現状

今日、私たちは、経済の発展に伴い豊かな生活を享受できるようになりましたが、その反面、都市への人口・産業の集中による生活環境の悪化が問題となるようになりました。典型７公害のなかでも、騒音・振動は、日常生活に密着した公害であります。

騒音は、一般的に「好ましくない音」、「ない方がいい音」とされており、その種類としては、「大きい音」は当然のことながら「音色の不愉快な音」や「生理的障害を引き起こす音」なども騒音と言え、一概に音の大小のみで判断することが難しく、聞く人の主観的な要素に強く影響される公害といえます。その発生場所は、建設作業現場、各種交通機関、また、近年ではクーラーや冷蔵庫、洗濯機の運転音などの生活騒音など多種多様であります。

振動は、工場・事業場、建設作業現場、道路交通などから発生する振動などがあり、その影響は、人の心理的、生理的な悪影響はもちろん、家屋等に対する物理的被害を発生させる恐れがあります。

近年の苦情の傾向としては、工場・事業場などから発生する騒音以外の、生活騒音などによる苦情が増える傾向にあります。このような騒音は、法律や条例の規制対象とならないことが多く、感覚的・心理的なものに大きく左右されるため、その感じ方に個人差が大きいことが特徴としてあげられます。また、このような生活騒音に対する苦情については行政からの指導よりも、お互いの話し合い、歩み寄りなどにより解消される場合があります。

２　騒音・振動防止の対策

（１）工場・事業場騒音

工場・事業場の生産活動により発生する騒音・振動については騒音規制法、振動規制法及び勝浦市環境保全条例により規制されることとなります。

本市の場合、騒音規制法及び振動規制法の規制地域に指定されています。指定地域とは、生活環境の保全の観点から、住居が集合している地域など、騒音・振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を知事が規制地域として指定することとされており、都市計画法に基づく用途地域がこれに該当します。指定地域内では、騒音規制法及び振動規制法により、また指定地域以外については、勝浦市環境保全条例により規制されています。

これらの法律・条例には、それぞれ規制基準が定められており、市では、住民の生活環境の保全のため、これらの基準値を超えないように指導しています。

また、法律・条例に規定される特定施設を設置しようとする工場・事業場においては、それぞれ届出を義務づけており、規制基準を超える騒音・振動を発生した際には改善勧告及び改善命令を出し、規制基準を遵守するよう指導しています。

（２）建設作業騒音・振動

建設作業騒音・振動とは、建設作業及び道路工事などに使用されるくい打機、さく岩機、空気圧縮機、ブルドーザーなどの重機により発生する騒音・振動をいいます。また、これらの著しい騒音・振動を伴う作業を「特定建設作業」といい、作業開始７日前までに届出を義務づけ、規制基準を遵守するよう指導しています。

（３）飲食店営業等における音響機器使用時間の制限

近年では、都市化に伴い飲食店等の深夜営業による、カラオケ、大声などの騒音に対する苦情も増加する傾向にあります。市では、騒音の発生により周辺環境が著しく損なわれていると認めるときは、騒音の発生者に対し騒音の防止について必要な措置を講ずるよう指導しています。また、拡声器の使用についても、規制基準、使用方法及び使用時間等について規則で定め、遵守するよう指導しています。

表５－１　騒音の規制基準（勝浦市環境保全条例施行規則第９条別表第４）

時間の区分 区域の区分	昼　　間 8:00～19:00	朝　　夕 6:00～8:00 19:00～22:00	夜　　間 22:00～6:00
第１種低層住居専用地域	５０デシベル	４５デシベル	４０デシベル
第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域	５５デシベル	５０デシベル	４５デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	６５デシベル	６０デシベル	５０デシベル
その他の地域	６０デシベル	５５デシベル	５０デシベル

表５－２　振動の規制基準（勝浦市環境保全条例施行規則第９条別表第４）

時間の区分 区域の区分	昼　　間 8:00～19:00	夜　　間 19:00～8:00
第１種低層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域	６０デシベル	５５デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	６５デシベル	６０デシベル
その他の地域	６０デシベル	５５デシベル

＊＊

表５－３　騒音レベルとその事例

騒音レベル	事　　例
１２０デシベル	航空機のエンジンの近く
１１０デシベル	自動車の警笛（前方２ｍ）
１００デシベル	電車が通るときのガードの下
９０デシベル	大声による独唱、騒がしい工場の中
８０デシベル	地下鉄の車内、掃除機の音、どなり声
７０デシベル	電話のベル、騒々しい事務所の中
６０デシベル	静かな乗用車、普通の会話
５０デシベル	静かな事務所
４０デシベル	市内の深夜、図書館
３０デシベル	郊外の深夜、ささやき声
２０デシベル	木の葉のふれあう音

表５－４　特定施設届出状況（令和２年４月１日現在）

（騒音）

特定施設の種類	工場及び事業場数（延べ数）	施　設　数
金属加工機械	４	１５
圧縮機	２８	１３４
送風機	１８	６４
粉砕機	２	４
木材加工機械	８	１７
合成樹脂用射出成形機	３	９
重油バーナー	２	４
集じん装置	１	１２
冷凍機	３	９
原動機	３	３
クーリングタワー	２	７
その他	８	１６
合計	８２	２９４

（振動）

特定施設の種類	工場及び事業場数（延べ数）	施　設　数
金属加工機械	１	１
圧縮機・送風機	２４	１３６
粉砕機	１	２
冷凍機	２	７
その他	２	２
合計	３０	１４８

（４）自動車騒音常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価等を行うものです。市では平成 24 年度から、主要幹線道路に面する地域のうち、住居等が存在する区域において、自動車騒音の影響が概ね一定と見なせる範囲を調査区域として実施しています。

調査は令和元年 11 月 29 日から 30 日に下記３路線で実施し、測定の結果、調査区域全てで、昼夜ともに環境基準値以下でした。

表５－５　平成 31 年度調査対象路線

No.	路線名	起点	終点	区間延長	車線数	道路構造
1	一般国道 297 号線	勝浦市串浜	勝浦市墨名	1.0km	2	平面
2	一般国道 297 号線	勝浦市墨名	勝浦市佐野	10.6km	2	平面
3	一般国道 297 号線	勝浦市新官	勝浦市串浜	0.9km	2	平面

表５－６　道路近傍騒音測定結果

No.	路線名	等価騒音レベル	
		昼　間	夜　間
1	一般国道 297 号線	６５．８デシベル （基準：70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）	５８．４デシベル （基準：65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）
2	一般国道 297 号線	６５．６デシベル （基準：70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）	５９．３デシベル （基準：65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）
3	一般国道 297 号線	６１．７デシベル （基準：70ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）	５５．０デシベル （基準：65ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）

表５－７　今後の調査予定

一連番号	路　線　名	道路種別	車線数	路線延長	評価区間の総延長（全体）	ローテーション年数	H30年度	令和元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(km)	(km)	年	(km) 実施	(km) 実施	(km) 計画	(km) 計画	(km) 計画	(km) 計画	(km) 計画
1	一般国道128号線(17060)	3	2	6.9	6.9	5					6.9		
2	一般国道128号線(17070)	3	2	3.4	3.4	5	3.4					3.4	
3	一般国道128号線(17080)	3	2	3.4	3.4	5				3.4			
4	一般国道128号線(17090)	3	2	1.6	1.6	5	1.6					1.6	
5	一般国道128号線(17160)	3	2	5.2	5.2	5			5.2				
6	一般国道297号線(20010)	3	2	1.0	1.0	5		1.0					1.0
7	一般国道297号線(20020)	3	2	10.6	10.6	5		10.6					10.6
8	一般国道297号線(20030)	3	2	1.5	1.5	5			1.5				
9	一般国道297号線(20090)	3	2	0.9	0.9	5		0.9					0.9
10	千葉県道82号天津小湊夷隅線(42540)	4	2	3.6	3.6	5	3.6					3.6	
11	千葉県道177号勝浦上野大多喜線(61310)	4	2	6.6	6.6	5				6.6			
12	千葉県道234号上総興津停車場線(61970)	4	2	0.1	0.1	5					0.1		
計				44.8	44.8		8.6	12.5	6.7	10.0	7.0	8.6	12.5

第6章
悪　　臭

第６章　悪　　臭

１　悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える代表的な感覚公害です。その感じ方は、天候、気温など様々な諸条件、あるいは感じる人の気分、体調などによって大きく左右される個人差のある公害です。近年、都市化に伴う住居の事業場への接近により、複雑多様化しています。

２　悪臭防止の対策

悪臭の原因となる物質は、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素など様々な物質があげられ、各物質ごとに基準値が設定されています。工場・事業場などから発生する悪臭を防止するため、悪臭防止法が昭和47年に施行され、現在、22種類が特定悪臭物質として指定されています。

本市は、悪臭防止法の規制地域に指定されています。この規制地域は、騒音規制法及び振動規制法と同様に、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域を悪臭物質の排出を規制する地域として知事が指定することとされており、都市計画法に基づく用途地域がこれに該当します。これにより本市では用途地域内においては悪臭防止法により、また、その他の地域では勝浦市環境保全条例により規制されています。悪臭の規制基準は、勝浦市環境保全条例の中で「悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し又は飛散する場所の周囲の人々の多数が著しく不快を感ずると認められない程度とする。」と規定されています。

本市における苦情の大半は、廃棄物の野外焼却における煙の臭いや、水産加工業者や畜産業者から発生する悪臭などですが、近年では住宅地における犬猫などの多頭飼育や放し飼いによる糞尿被害や、浄化槽の故障・整備不良による悪臭についてのトラブルも増加傾向にあります。

市では、夷隅健康福祉センター（保健所）や夷隅地域振興事務所などの関係機関と連携して、これらの悪臭発生者に対し悪臭の防止について適切に指導しています。

表６－１　悪臭物質の規制基準（悪臭防止法施行規則 別表第１）　　単位：ｐｐｍ

規　制　物　質	臭　気　の　種　類	規制基準	主な発生源
アンモニア	し尿のような臭い	1～5	畜産事業場、化製場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	0.002～0.01	ﾊﾟﾙﾌﾟ製造工場、化製場等
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02～0.2	畜産事業場、ﾊﾟﾙﾌﾟ製造工場等
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01～0.2	ﾊﾟﾙﾌﾟ製造工場、化製場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009～0.1	ﾊﾟﾙﾌﾟ製造工場、化製場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005～0.07	畜産事業場、化製場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	0.05～0.5	化学工場、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05～0.5	焼付け塗装工程を有する事業場等
ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009～0.08	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02～0.2	焼付け塗装工程を有する事業場等
ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009～0.05	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003～0.01	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9～20	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3～20	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ	刺激的なシンナーのような臭い	1～6	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのような臭い	10～60	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのような臭い	0.4～2	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	1～5	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	0.03～0.2	染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.001～0.006	畜産事業場、化製場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.0009～0.004	畜産事業場、化製場等
イソ吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.001～0.01	畜産事業場、化製場等

表６－２　特定施設届出状況（令和２年４月１日現在）
（悪臭）

特定施設の種類	工場及び事業場数(延べ数)	施　設　数
繊　維　工　業	２	２
廃棄物の処分の用に供する施設	１	１
そ　の　他	２９	３０
合　計	３２	３３

第7章
地 盤 沈 下

第７章　地盤沈下

１　地盤沈下の現状

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取、天然ガスかん水の採取、埋立地層や沖積層の圧密などが原因となって引き起こされます。被害の特徴としては、大地が徐々に沈下していくことによる浸水被害、不等沈下による建造物、ライフライン施設への被害など、様々な影響を与えます。また、被害が大きくなるまで公害として認識されにくいことや、一度発生すると回復が不可能に近いことなどの特徴を有しています。

県内では、過去に一部の地域で人口の増加及び産業の発達に伴う地下水及び天然ガスかん水の過剰採取により、１年間で約20㎝以上の地盤沈下を記録するなどの被害がありました。その後、法律や条例による地下水採取規制、天然ガスかん水の採取制限などにより、現在では沈静化の傾向を示しています。

２　地盤沈下の対策

（１）地下水採取規制

地下水の採取を規制する法律としては、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律があります。また、県では千葉県環境保全条例、千葉市においては千葉市環境保全条例が適用されます。

これらの法律及び条例では、それぞれ規制する指定地域を定めて、工業用、建築物用、水道用、農業用などの地下水の採取を許可制としています。

本市においては、これらの法律、条例の適用は受けませんが、ある一定規模以上の揚水施設を設置しようとする場合は、勝浦市環境保全条例に基づき届出をするよう規定しています。

（２）地盤沈下防止協定

天然ガスかん水採取については、天然ガス採取業者と千葉県との間で地盤沈下防止協定を締結し天然ガスかん水の地上排出量の削減等が行われています。

（３）千葉県精密水準測量の実施

県では、昭和35年から毎年、県内の地盤沈下の状況を把握するため、地盤変動量調査が実施されております。令和元年は令和２年１月１日を基準日とし、東葛地域、葛南地域、千葉・市原地域、君津地域、北総地域及び九十九里地域の47市町村（3,174.1㎢）、1,075地点の測量が実施されました。

平成31年1月1日と令和２年1月1日の標高の差から1年間の地盤変動状況をまとめたもので、本市においては市内22箇所で測量が実施されました。その結果、下記のとおり15地点において地盤地下が確認され、最大地盤沈下量は2.9㎜でした。

表７－１　千葉県水準測量結果（基準日：令和２年１月１日）

所在地			標高（m）		変動量
区名	番地	目標	平成 31 年１月	令和２年１月	(㎜)
守谷	816-2	守谷児童遊園	3.4363	3.4364	+0.1
鵜原	1684-3 地先	勝浦鵜原郵便局前道路付近	10.1695	10.1701	+0.6
串浜	737	（個人宅）	8.9768	8.9779	+1.1
勝浦	61 地先	おしゃれの店フクモト	9.0905	9.0908	+0.3
新官	179-1 地先	妙海寺駐車場付近	5.5267	5.5272	+0.5
部原	1921	滝口神社	6.8887	6.8899	+1.2
佐野	54	（個人宅）	48.8881	48.8852	-2.9
佐野	156	勝浦市佐野浄水場	48.6364	48.6345	-1.9
佐野	345	（個人宅）	70.4046	70.4037	-0.9
杉戸	916-4	（個人宅）	80.3164	80.3149	-1.5
松野	456	（個人宅）	62.0590	62.0579	-1.1
上植野	490-4	（個人宅）	100.7313	100.7293	-2.0
植野	500	（個人宅）	92.0445	92.0424	-2.1
中島	242	（個人宅）	88.0697	88.0680	-1.7
貝掛	356-1	山神社	85.1941	85.1933	-0.8
小羽戸	58-2	旧北中学校	96.9008	96.8997	-1.1
小羽戸	340 地先	（個人宅）付近	81.6713	81.6704	-0.9
大楠	2082	（個人宅）付近	76.5956	76.5950	-0.6
小松野	149-5	小松野集会所	72.9409	72.9396	-1.3
上野	72	山林	61.3868	61.3843	-2.5
興津	2465	新勝浦市漁業協同組合 興津支所付近	3.3593	3.3592	-0.1
興津	2461	興津港南側船溜場付近 （※不動点）	2.3587	2.3587	0.0
合計　２２地点					

第8章
公害苦情処理

第８章　公害苦情処理

１　公害苦情と対応

公害苦情とは、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などをはじめとする典型７公害に関する苦情のことです。発生する代表的な場所としては工場や事業場などがあげられますが、近年では、都市化に伴う人口の密集により、生活に密着した苦情が増える傾向にあります。

全国的にみると、大気汚染に関する苦情が最も多く、次いで騒音、悪臭となっています。本市の場合、廃棄物の不法投棄、空地に茂った雑草、空家の適正管理などについての苦情（典型７公害以外）が大部分を占めています。

苦情者にとっては、苦情原因を１日も早く解決したいと願っているはずです。このため、苦情を受け付けた際は、直ちに現地調査及び事情聴取などを行い、原因者に対し適切に助言や指導をするよう務めています。

表８－１　公害苦情受付状況

年度／苦情内容	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
大気汚染	３	—	—	—	—
水質汚濁	—	—	—	—	—
土壌汚染	—	—	—	—	—
騒音	—	—	—	１	３
振動	—	—	—	—	—
地盤沈下	—	—	—	—	—
悪臭	１	５	—	—	３
典型７公害以外	１４１	２２６	１４７	１０８	２１８
合計	１４６	２３１	１４７	１０９	２２４

図８－１　公害受付状況

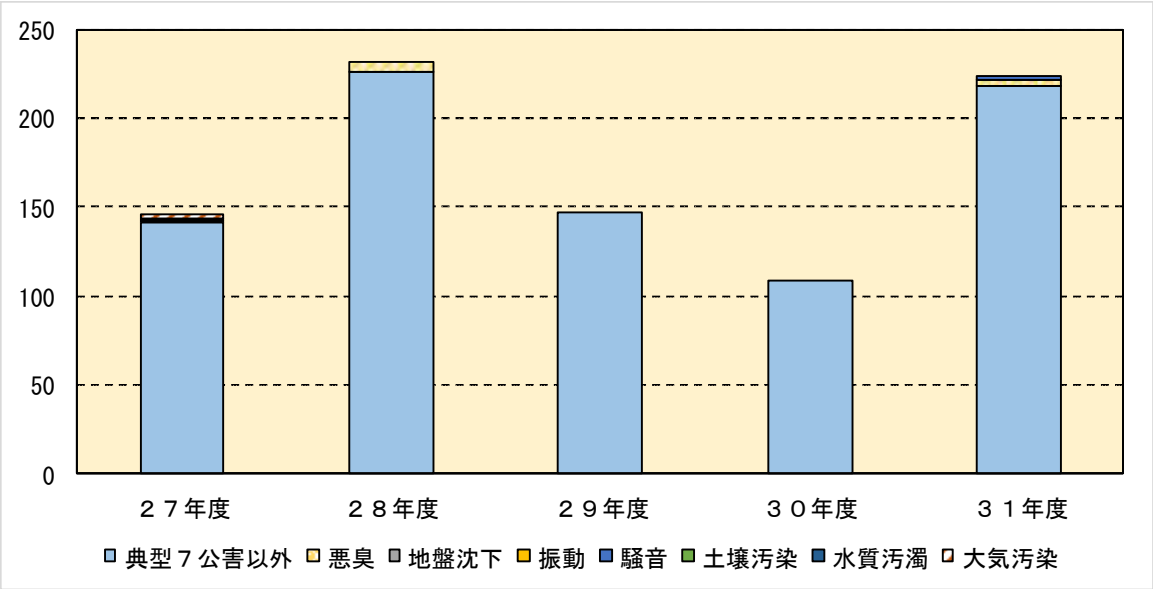

２　苦情対応の注意点

苦情の原因には、商売敵などの利害関係やご近所トラブルなどが潜在していることが少なくありません。このため、苦情の本質を見極めることも非常に重要となります。

また、このような問題から生じている苦情については、行政からの指導よりも、双方の話し合い、和解により解決することが望ましい場合もあります。

３　公害紛争処理制度

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に、公害紛争処理法に基づき公害紛争処理制度があります。行政機関による公害紛争処理機関として、国には公害等調整委員会、県には千葉県公害審査会が設置されています。

第9章
空地・空家

第９章　空地・空家

１　空地・空家の現状

市に寄せられる相談の中で、「空地に雑草が茂っている」「隣の家の木が敷地に入っている」「台風などの大風で空家が崩れて、物が飛んできて危ない」「空家に蜂の巣があって危ない」などといった苦情が大幅に増加しています。

こうした空地・空家の問題は、加速度的に進む少子高齢化や人口の減少、都市部への流出などが大きな要因と考えられます。所有者や管理者が近隣に住んでいない、そもそも所有者等が誰なのかわからないなど、土地や建物が適正に管理されていないために起こる問題です。

土地や建物が適正管理されず放置されたままですと、草木が繁茂し、ゴミの不法投棄の温床にもなり、害虫や鼠などが大量発生し不衛生です。また損壊した建物などで怪我をする可能性もあり、近隣に住む住民にとっては、安心して生活するためにも早急に解決したい問題です。

市では、平成 15 年４月に「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例（以下、「きれいで住みよい条例」という。）」を施行して以降、条例に基づいて、速やかな現地調査および所有者等に対する土地・建物の適正管理の通知をしているところです。しかし、所有者等を特定するにあたり、複雑な相続問題や親族間のトラブルなど、様々な問題が存在し、なかなか解決に至らない場合も少なからずあるのが現状です。

また対象地が山林や急傾斜地など、他の法律や規制対象となっている場合もあり、一概に所有者等が適正管理（木の伐採など）すれば問題解決するわけではないことも多く、より複雑な状況になる場合もあります。

空家等の問題に対しては、平成 27 年２月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という。）」が施行されたことに伴い、市でも平成 29 年４月に「勝浦市空家等対策の促進に関する条例（以下、「空家条例」という。）」を制定し、対応しているところです。

２　空地・空家の対策

（１）空家等対策の促進に関する条例による対策

市の空家条例第７条に基づき、平成 29 年度に特定空家を５件認定しました。いずれも長年放置され、一部倒壊や倒壊の危険性が高い空家でした。

特定空家認定直後に第 14 条の規定による緊急措置として、倒壊部位の解体及び飛散防止処置を１件実施しました。

この５件の特定空家に対し助言及び指導を繰り返した結果、平成 30 年度に１件、所有者等（相続人などを含む）による解体・除却が行われ、特定空家の認定を解除しました。

また令和２年度に入り、同じく所有者等による補修・修繕が１件、解体・除却が１件

あり、市による解体・飛散防止の緊急措置も１件実施しました。
　今後も引き続き、特定空家の認定や対策について、法令に基づき対処してまいります。

（２）きれいで住みよい環境づくり条例による対策

　市では、空家特措法や空家条例が施行される以前から、きれいで住みよい条例に基づき、所有者等に空地や空家の適正管理を指導をしてまいりました。
　空地や空家を放置すると、樹木雑草の繁茂による廃棄物等の投棄、病害虫や火災の発生、不法侵入や犯罪の発生、台風や暴風による損壊・倒壊など、さまざまな問題が起きてきます。これら近隣からの苦情に対し、現地調査し所有者等へ現状を通知、適正管理を指導し危被害の防止に努めています。

表９－１　空地・空家の対応件数

年度／地区	27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
	空地	空家	空地	空家	空地	空家	空地	空家	空地	空家
勝浦地区	12	12	18	20	16	24	9	8	25	22
興津地区	4	6	3	11	5	7	4	3	5	11
上野地区	0	0	3	0	3	0	1	0	2	6
総野地区	4	0	5	4	7	1	3	1	5	3
合　計	20	18	29	35	31	32	17	12	37	42

（３）その他の対策

　市では、空家を利用し、地域活性化を図るため「空き家バンク」を運営しています。
　近年、健康志向やスローライフブームにより、都会から田舎に移住を希望する人が増えています。こうした移住希望者に勝浦市内の登録された空家を紹介して、調整役として空家所有者と移住希望者との橋渡しをしています。
　また、平成 27 年度から、空家の有効活用と移住・定住人口の増加による地域の活性化を図るため「空き家活用奨励金交付制度」を創設、平成 28 年度には、同じく空家の有効活用と地域経済の活性化を目的とした「空き家リフォーム補助金」を創設しました。どちらも空き家バンクに物件登録していることが条件となっています。

・空き家活用奨励金交付制度…空き家バンクの登録物件で賃貸借契約が成立した場合、
　　１件につき 10 万円を支給。

・空き家リフォーム補助金…空き家活用奨励金の交付を受けていない空家で、市内事業者
　　によるリフォーム工事を行った方に対し、50 万円を限度に
　　補助対象経費の 20%補助。

第10章
不法投棄対策

第１０章　不法投棄対策

１　不法投棄の現状

近年、不法投棄については、ダンプ数台による捨て逃げ型の不法投棄や、家庭から出される一般廃棄物及び家電リサイクル法の指定6品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）の投棄などが増加傾向にあります。

市民の意識向上に伴い、早い段階で不審車両や不審者、不審行動の通報が入るようになっています。平成２年10月１日には不法投棄監視員制度を設け、不法投棄監視員による不法投棄防止パトロールを実施して、人の目による監視の強化を図っています。また、平成25年からは、さらに不法投棄監視カメラを不法投棄多発地点に設置し、監視体制の強化を図ってきました。

市と市民が一体となって、できうる限りの防止対策をしているところですが、それでも不法投棄は後を絶ちません。

不法投棄の行為者を特定した場合は、県や警察と協力し、行為者に対し廃棄物を撤去させるなど指導を行っています。しかしながら、不法投棄は行為者を特定することが困難な場合が多いのが現状です。当然のことながら行為者が一番悪いのですが、行為者が特定できない場合、土地を管理するべき土地所有者等が責任を持って撤去することとなります。

今後も、市では、監視体制の強化及び市民や関係機関との連携を深め、不法投棄の防止に努めてまいります。また、土地の所有者や管理者の方にも、日頃から所有地（管理地）の見回りや定期的な草刈り、安易に人の出入りが出来ないように柵を設置するなどして、不法投棄をされにくい環境づくりにご協力をお願いします。

表１０－１　不法投棄発生件数

区分	産業廃棄物					一般廃棄物				
地区　年度	H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31
勝浦地区	4	12	7	1	2	54	64	26	27	38
興津地区	4	4	2	2	1	13	26	10	6	17
上野地区	1	0	1	2	0	4	9	15	8	22
総野地区	7	7	8	6	0	9	24	13	21	29
合　計	16	23	18	11	3	80	123	64	62	106

＊＊

図１０－１　不法投棄発生件数

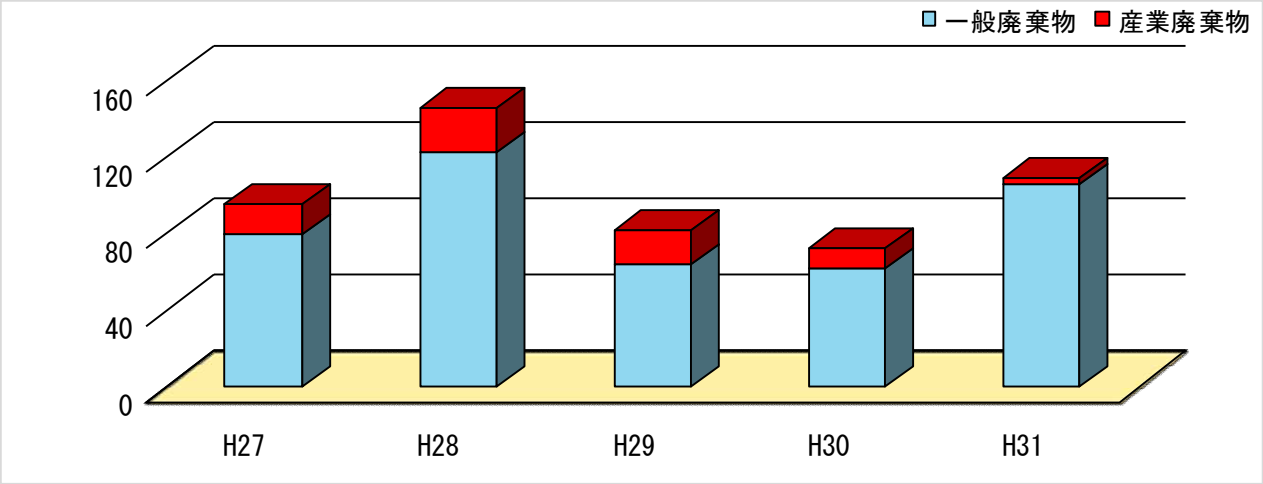

【平成 31 年度　主な産業廃棄物の不法投棄】

	
H31 年４月、川津地先の道路脇に冷蔵庫やタイヤなど大量に投棄されているをパトロール中の職員が発見。市において撤去。	R元年６月、上植野地先でカーペットや雨どいなどの投棄を通報により確認。県で調査するも行為者不明のため市において撤去。
	
R元年 11 月、上植野地先でプラスチック片が入ったフレコンバック約 50 袋を発見。監視カメラにより不審車両の出入りを確認。県及び警察と連携し行為者を特定したところ、さらに串浜地先にもフレコンバック約 30 袋などを確認。市・県による事情聴取後、行政指導中。	

２　不法投棄対策

（1）不法投棄防止フェンス

勝浦市は豊かな自然と美しい景観に恵まれており、日頃から観光客を含む多くの方が散策を楽しんでいます。しかし、市内の至る所で、以前から心ない人たちによる数多くの不法投棄がされており、苦情も多く寄せられています。

市としても、大規模な清掃作業を実施したり、不法投棄防止の看板を設置するなど対策してきました。

また平成14年度からは、不法投棄の多発する区間に、景観に配慮して不法投棄防止フェンスを設置したり、平成28年度からは、ラミネートフィルムによる簡易プレートと、トラロープやアニマルネットを組み合わせた簡易なフェンスネットを設置して、不法投棄の抑制に努めています。

【簡易なフェンスネット等による注意喚起】

（2）不法投棄監視パトロール

市では 12 名の不法投棄監視員を委嘱し、原則として担当区域内を月 1 回程度巡回パトロールしています。平成 31 年度は延べ 236 回実施しました。

また市職員による監視パトロールも年間 62 回実施しました。

５月 30 日（ごみゼロの日）から６月５日（環境の日）までの「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」や６月の「環境月間」、「年末年始における廃棄物の不法投棄防止及び適正処理推進運動」には、不法投棄監視員にも協力をお願いし、監視パトロールを強化するとともに、夷隅地域振興事務所職員と年２回の合同パトロールを実施するなど、不法投棄の早期発見・防止に努めました。

（3）不法投棄監視カメラの設置

市内には常習的に廃棄物が投棄される場所が存在しています。そこでは以前から、投棄されては市で撤去するといったイタチごっこが延々と続いているのが現状です。

この状況を打破すべく、平成 25 年度から県の補助金を利用して、移動式の不法投棄監視カメラの設置を開始しました。平成 31 年度末には 19 台（H25、26 年度リース 1 台、H27、28 年度 5 台ずつ、H29～31 年度 3 台ずつ購入）が稼働しています。今後も台数を増やし、さらに監視体制の強化を図っていきます。

また、監視カメラの設置と併せて「不法投棄監視カメラ作動中」や「不法投棄監視カメラ設置区間」などと記された看板も設置し、行為者を特定するだけでなく、不法投棄に対する抑止力としています。

【不法投棄監視カメラ設置状況】

（4）その他の対策

街なかにおけるポイ捨て禁止等の注意喚起のため、路面に貼り付ける看板を設置し、景観に配慮しつつ足元から注意喚起を行いました。また、路傍の草むらがポイ捨てゴミの温床となることから、職員による草刈りと、草が繁茂しないよう防草シートを施工しました。

路面貼付看板

草刈り後の防草シート施行

（５）合同撤去作業

市内には、不法投棄の多発する場所が数多くあります。これらの場所の多くは、人通りの少ない道路沿いの谷津などの共通点があります。人目につかず不法投棄しやすく、また、一度投棄された廃棄物は撤去が難しいという特徴を持っています。投棄された廃棄物は長期間にわたり放置、堆積してしまいます。

このため市では、職員と専門業者による合同撤去作業を毎年実施しています。この撤去作業にはクレーン車などの重機を使用し、家庭から出される一般廃棄物はもちろん、通常では撤去が難しい谷底に投棄された大型家電なども回収しています。撤去が完了した場所については、不法投棄防止用のバリケードや看板等を設置するとともに、不法投棄監視カメラを設置するなどして再発防止に努めています。

平成 31 年度は、長年懸案であった浜勝浦川の粗大ゴミをクレーン車によって撤去しました。

表１０－２　合同撤去作業状況

年　度	場　　所	回　収　物
２７年度	林道　大楠台深堀線（大楠地先）	冷蔵庫5台、タイヤ80本、原動機付自転車1台、可燃・不燃ゴミ等。
２８年度	市道　鵜原荒川線（鵜原地先）	タイヤ5本、テレビ6台、洗濯機1台、カーペット、可燃・不燃ゴミ等。1,260kg
２９年度	市道　部原布施線（部原地先）	冷蔵庫2台、テレビ4台、タイヤ28本、可燃・不燃ゴミ等。1,520kg
３０年度	林道　大楠台深堀線　（大楠地先）	大型ﾊﾞｲｸ１台、ﾀｲﾔ４本、ﾃﾚﾋﾞ６台、洗濯機２台、農機具、ｶｰﾍﾟｯﾄ、可燃・不燃ｺﾞﾐ。2,150 kg
３１年度	浜勝浦川　（小家名歩道橋付近）	バイク部品、魚網、可燃・不燃ゴミ。

【合同撤去作業（浜勝浦川　小家名歩道橋付近）】

浜勝浦川の粗大ゴミ

クレーン車による引き上げ作業

（６）ゴミゼロ運動

国の「ごみ減量・リサイクル週間」（５月３０日から６月５日）に合わせ、ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、道路周辺や観光地等における散乱空き缶等の一斉清掃を主とするキャンペーンを実施しています。

本市では、平成９年度からゴミゼロ運動を実施しています（令和２年は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止）。

表１０－３　ゴミゼロ運動参加者数及び回収量

年　　度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
実　施　日	5 月 31 日	5 月 29 日	5 月 28 日	5 月 27 日	5 月 26 日
参　加　人　数	566 人	462 人	490 人	391 人	382 人
ごみ収集総量	810 kg	570 kg	200 kg	270 kg	480 kg
うち空き缶収集量	200 kg	210 kg	80 kg	110 kg	100 kg

（７）一 日 清 掃

清潔で快適な市民生活を営むための生活環境を整備することを目的に、一日清掃日を各地区毎に年６回設け、市の区域内における道路側溝、公共広場、海岸、空き地等の清掃、ポイ捨てごみの収集を市民総ぐるみで行っています。

市民が「自分達の街は自分達できれいに」という純粋な気持ちを持ち、市民の積極的な理解と協力のもと昭和53年度から実施している制度です。

（８）巡 回 清 掃

年間を通じて月に２～４回程度、市内の主要道路や市の指示した区域を対象に、委託業者が巡回し、ポイ捨てごみ等の収集を行っています。

表１０－４　巡回清掃実施状況

年　度	実施回数	ごみ収集量	ごみの種類
２７年度	５６回	３，０５０ kg	可燃物・不燃物（缶・ビン等）
２８年度	２８回	９２０ kg	可燃物・不燃物（缶・ビン等）
２９年度	２８回	９１０ kg	可燃物・不燃物（缶・ビン等）
３０年度	２８回	１，０６０ kg	可燃物・不燃物（缶・ビン等）
３１年度	２８回	８８０ kg	可燃物・不燃物（缶・ビン等）

第11章
廃　棄　物

第１１章　廃 棄 物

１　クリーンセンターの概要

市内から排出される一般廃棄物の処理をクリーンセンターにおいて行っています。
クリーンセンターは、ごみ焼却施設と不燃物処理施設で構成されています。
ごみ焼却施設は、平成13・14年度の２ヶ年継続事業でダイオキシン類の削減を図るため「排ガス高度処理施設改造工事」を実施し、平成14年10月から焼却炉1炉で焼却処理を行っています。

- 廃棄物
  - 一般廃棄物
    - ごみ
      - 生活系ごみ
        - 可燃物（紙くず、生ごみ等）
        - 不燃・燃焼不適物（金属、ガラス等）
        - 資源ごみ（空き缶、空きびん等）
        - 粗大ごみ（家具等）
      - 事業系ごみ
        - 可燃物（紙くず、生ごみ等）
        - 不燃・燃焼不適物（金属、ガラス等）
        - 資源ごみ（空き缶、空きびん等）
        - 粗大ごみ（家具等）
    - し尿
    - 特別管理一般廃棄物（一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの）
  - 産業廃棄物
    - 1　燃えがら（石灰灰等）
    - 2　汚でい（工場排水処理や製品の製造工程、建設工事等から出る汚でい）
    - 3　廃油
    - 4　廃酸（有機性、無機性に関わらず酸性の液体）
    - 5　廃アルカリ（有機性、無機性に関わらずアルカリ性の液体）
    - 6　廃プラスチック（合成ゴムを含む）
    - 7　紙くず（製紙業、印刷物加工業建設業に係る工作物から出る紙くず）
    - 8　木くず（木材製造業、パルプ製造業、建設業に係る工作物から出る木くず）
    - 9　繊維くず（建設業、繊維工業から出る繊維くず）
    - 10 動植物残渣（食品製造業等で原料として使用した物の残り）
    - 11 動物系固形不要物
    - 12 ゴムくず（天然ゴム）
    - 13 金属くず（研磨くず、切削くず等）
    - 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
    - 15 鉱さい
    - 16 がれき類（工作物の除去等に伴うコンクリート、アスファルト等）
    - 17 動物のふん尿（畜産農業から出るもの）
    - 18 動物の死体（畜産農業から出るもの）
    - 19 ばいじん（集じん施設で集められた工場、焼却施設等のばいじん）
    - 20 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの
    - 特別管理産業廃棄物（産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの）

施設概要

表１１－１　勝浦市クリーンセンター施設概要

施　設　名　称	勝浦市クリーンセンター
所　　在　　地	勝浦市串浜1936-18
敷　地　面　積	10,145㎡（有効面積　5,500㎡）
建　設　年　度	着工　昭和58年10月　～　竣工　昭和60年3月
改　造　工　事	着工　平成13年7月　～　竣工　平成14年9月
処　理　能　力	ごみ焼却施設　35ｔ/日（35t/16h×1基）
	不燃物処理施設　10ｔ/日（10t/5h　×1基）
処　理　方　式	ごみ焼却施設　准連続燃焼式流動床炉
	不燃物処理施設　機械式破砕・選別設備による4種選別
施設全体配置	図１１－１のとおり

図１１－１　勝浦市クリーンセンター施設配置図

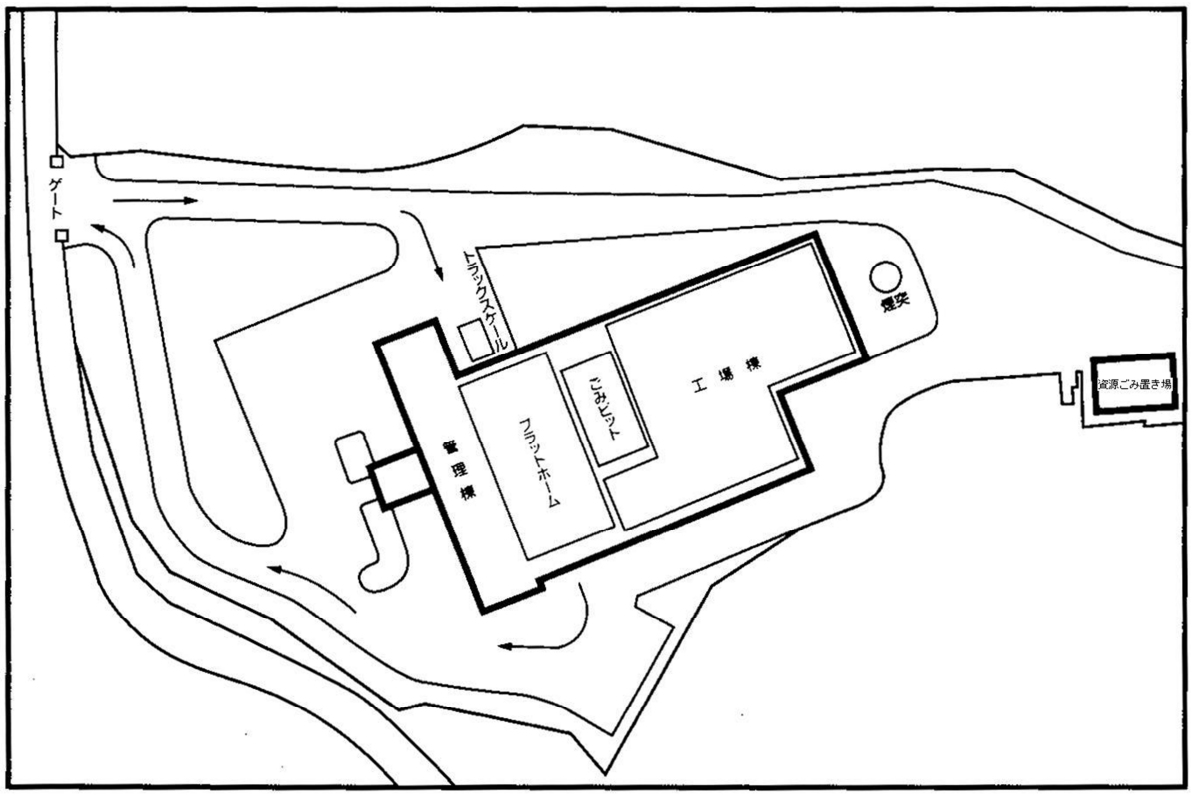

２　ごみ収集から処理・処分の流れ

（１）収　集

①　家庭ごみ

市内から排出されるごみを、可燃ごみ（紙くず類、草等）、不燃ごみ（空き缶・ガラス類、小型金物類）、資源ごみ（ペットボトル、衣類、古紙類、びん類、プラスチック製容器包装、その他製品プラスチック）、粗大金物（指定された7品目）の4種類に分別し、約880ヶ所にごみ集積所を設け収集しています。また、申し込みによる粗大ごみの戸別収集（有料）を行っています。

（ア）可 燃 ご み・・・黄色い半透明の指定袋（サイズ：20ℓ 、30ℓ、40ℓ）または証紙を貼った青色の旧指定袋（サイズ：30ℓ、45ℓ）を使用し、週２回収集しています。

（イ）不 燃 ご み・・・透明の指定袋（サイズ：30ℓ、45ℓ）を使用し、月２回収集しています。

（ウ）資 源 ご み・・・ペットボトル、衣類を土曜日に、古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ、飲料用紙パック）を水曜日にそれぞれ月２回収集しています。
ペットボトルは透明の指定袋を使用し、衣類と古紙類についてはひもで十字にしばって出すこととしています。
びん類は青・黄色のコンテナに、無色透明びんと色付きびんをそれぞれ分別し、月2回収集しています。プラスチック製容器包装は透明の指定袋を使用し、概ね月３回収集しています。その他製品プラスチックは、小型のものについては透明の指定袋を使用し、大型のものについてはそのままの状態で、金物７品目の集積所より年３回収集しています。

（エ）粗大金物類・・・市であらかじめ指定した７品目を金物７品目の集積所より年 3 回収集しています。

（オ）そ　の　他・・・可燃性粗大ごみ（ふとん、タンス等）は直接クリーンセンターに搬入し、10kgごとに60円の処理手数料を納めていただきます。不燃性粗大ごみ（パイプ類、家電リサイクル法対象品目やパソコンを除いた家電等）は、直接クリーンセンターに搬入（無料）していただきます。また大きさ、重さ、可燃及び不燃に関わらず、１点あたり500円での粗大ごみの戸別収集を行っています。

② 事業系ごみ（農・漁業含む）

小売店やレストランなどの事業活動から排出される事業系ごみは事業者の責任で処理することになっていますが、生ごみ、空き缶・ガラス類、びん類、ダンボールなどといった事業系の一般廃棄物については、自らもしくは許可業者の搬入（有料）によりクリーンセンターで受け入れており、10kgごとに60円の処理手数料を納めていただきます。

図１１－２　過去５年間ごみの種類別搬入量

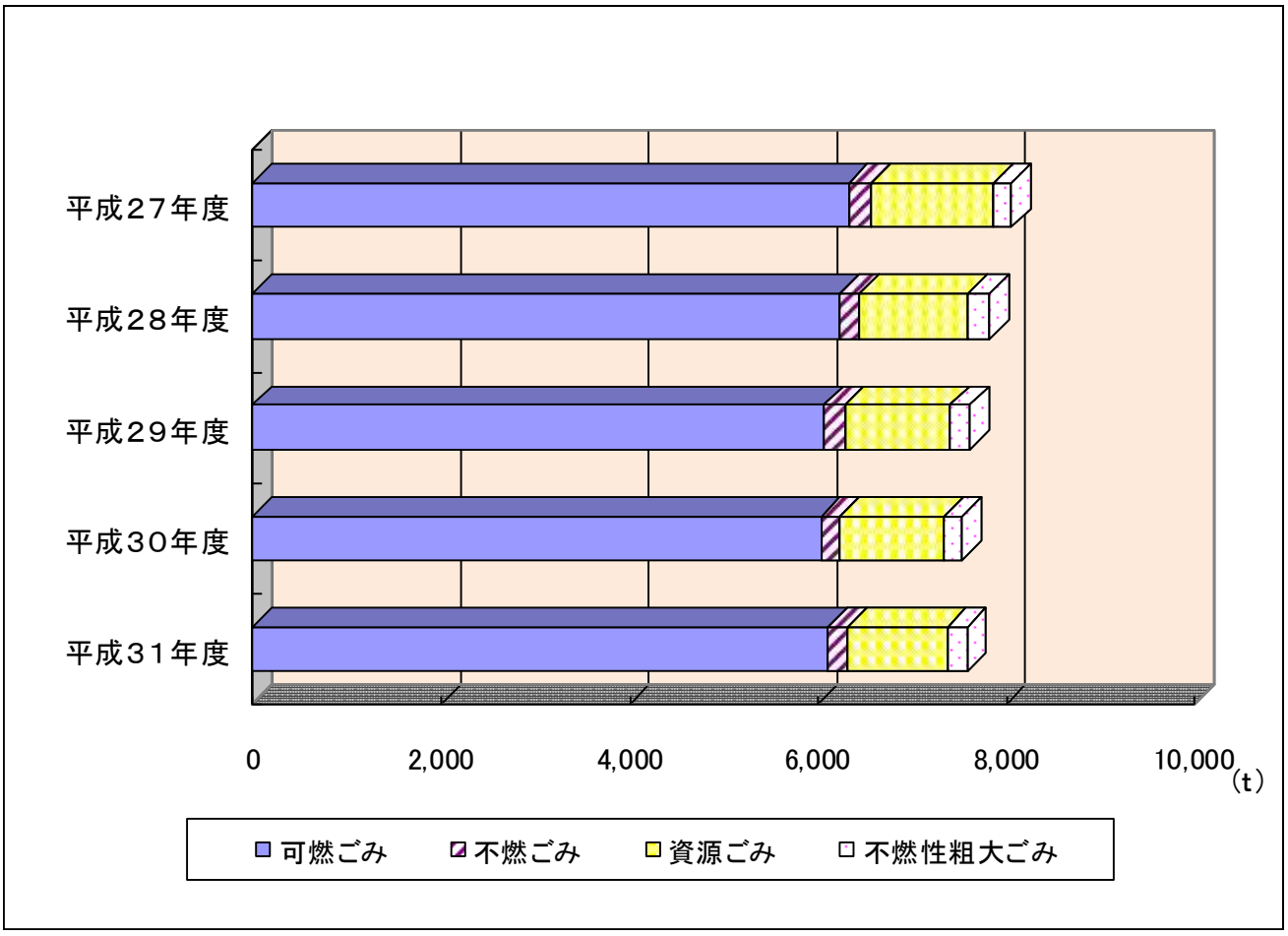

（単位：ｔ）

種別＼年度	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
可燃ごみ	6,326	6,223	6,063	6,034	6,112
不燃ごみ	237	224	218	197	207
資源ごみ	1,301	1,147	1,123	1,108	1,051
不燃性粗大ごみ	191	222	210	189	208
合計	8,055	7,815	7,614	7,528	7,578

（２）処理・処分

クリーンセンターに収集された可燃ごみは、焼却処理します。焼却により発生する灰はセメントで固化し、最終処分場で埋立処分しています。

空き缶類は鉄とアルミに分類しプレス処理した後、再資源化します。ガラス類は破砕した後、最終処分場で埋立処分します。

ペットボトル、衣類、古紙類、びん類は再資源化します。

プラスチック製容器包装は、(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を行っています。

その他トタン、パイプ類、廃家電、廃プラスチックなどの不燃性粗大ごみについては、資源となるものを回収した後、残渣を最終処分場で埋立処分します。

図１１－３　ごみ処理フロー図

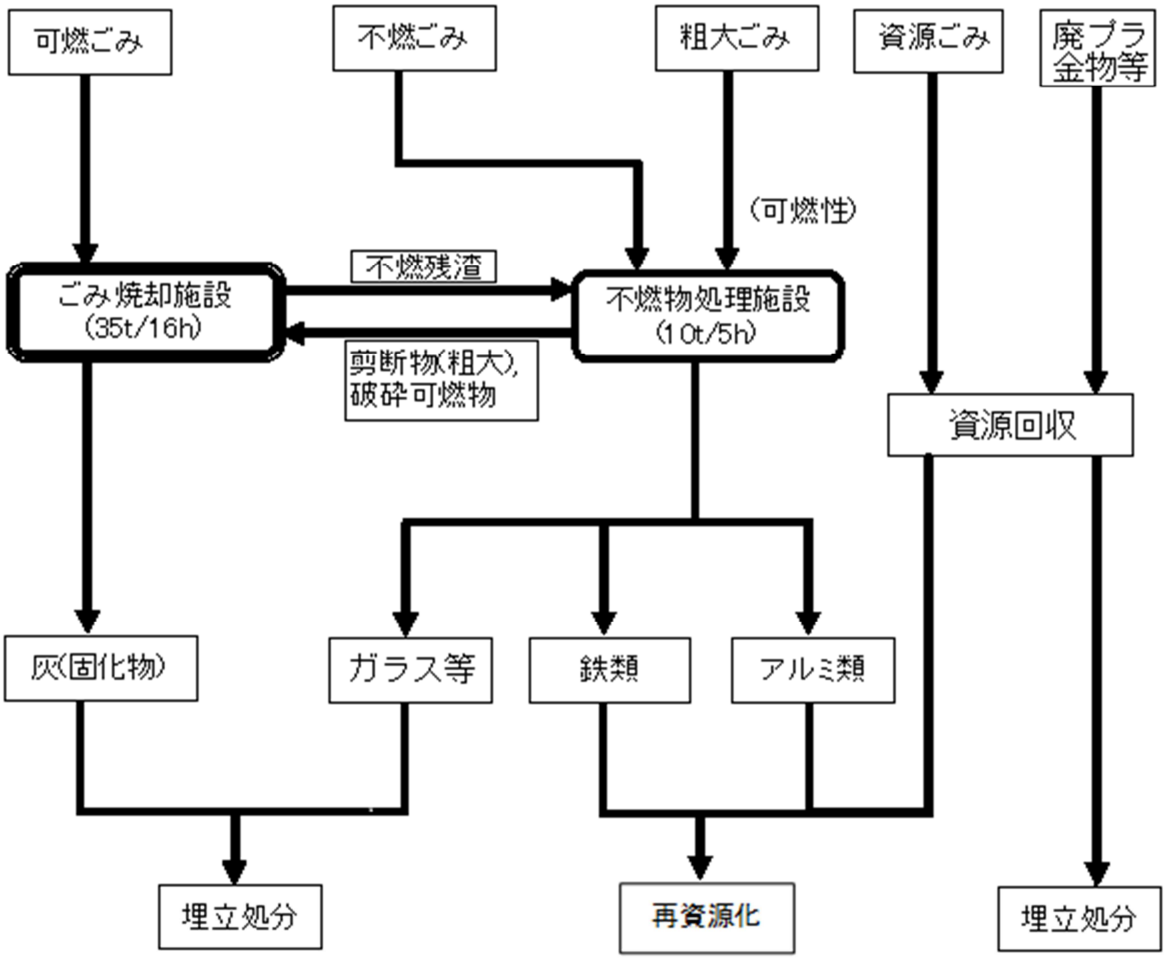

（３）処理実績

①　ごみ焼却量

平成12年度からごみの分別収集を、平成20年7月から可燃ごみの有料化を開始したことにより、それまで焼却処理されていた古紙類、衣類、ペットボトルなどが資源回収され、年度ごとに増減がありますが、ゆっくりと減少傾向にあります。

ごみの焼却には多くの費用がかかりますので、一人ひとりがごみに対する認識を改め、物を大切にし、リサイクルを心がけ、ごみを減らしていくよう努めなければなりません。

図１１－４　ごみ焼却量の推移状況

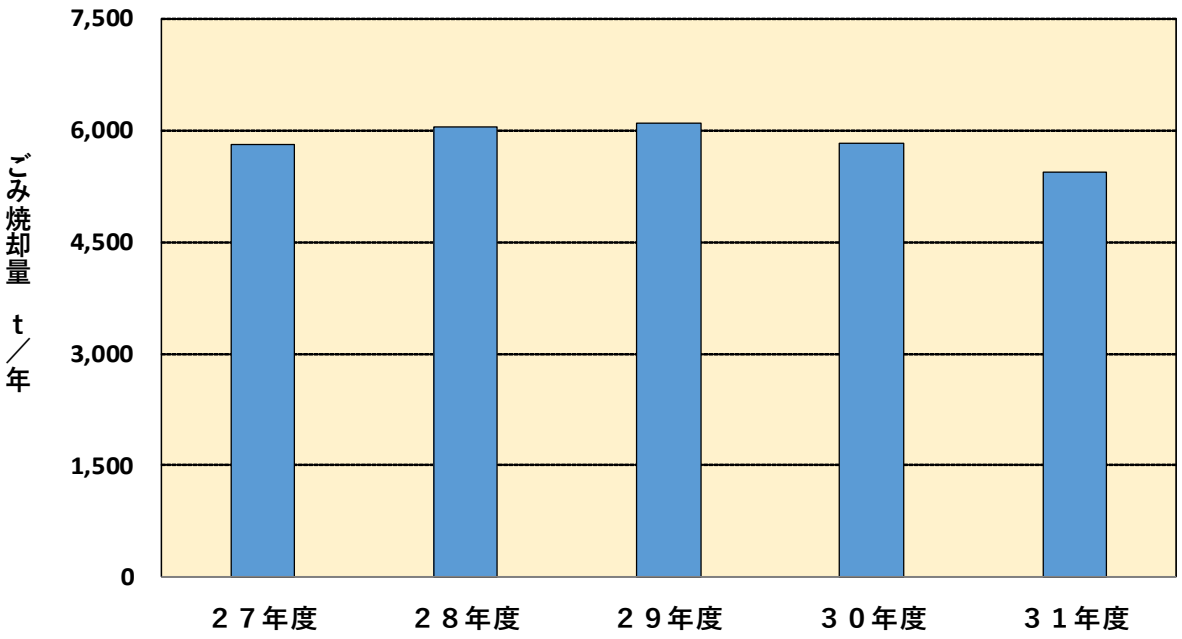

項　　目	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
ごみ焼却量　（ｔ／年）	5,803	6,049	6,090	5,826	5,439
延べ焼却日数（日／年・炉）	237	230	238	236	245
実平均焼却量（ｔ／日）	24.0	26.0	25.6	24.7	22.2
稼働炉数　（炉）	1	1	1	1	1
定格処理能力（ｔ／日）	35	35	35	35	35

②　不燃物処理量

過去5年間の空き缶・ガラス類処理量は、平成26年度が年間244ｔと最も多く、その後は減少傾向にあり、平成30年度は200ｔを切りました。平成12年度からごみの分別収集を開始したことにより、処理量が大幅に減少したこと、びん類を資源として回収したことによる成果が見られます。

図１１－５　不燃物処理量の推移状況

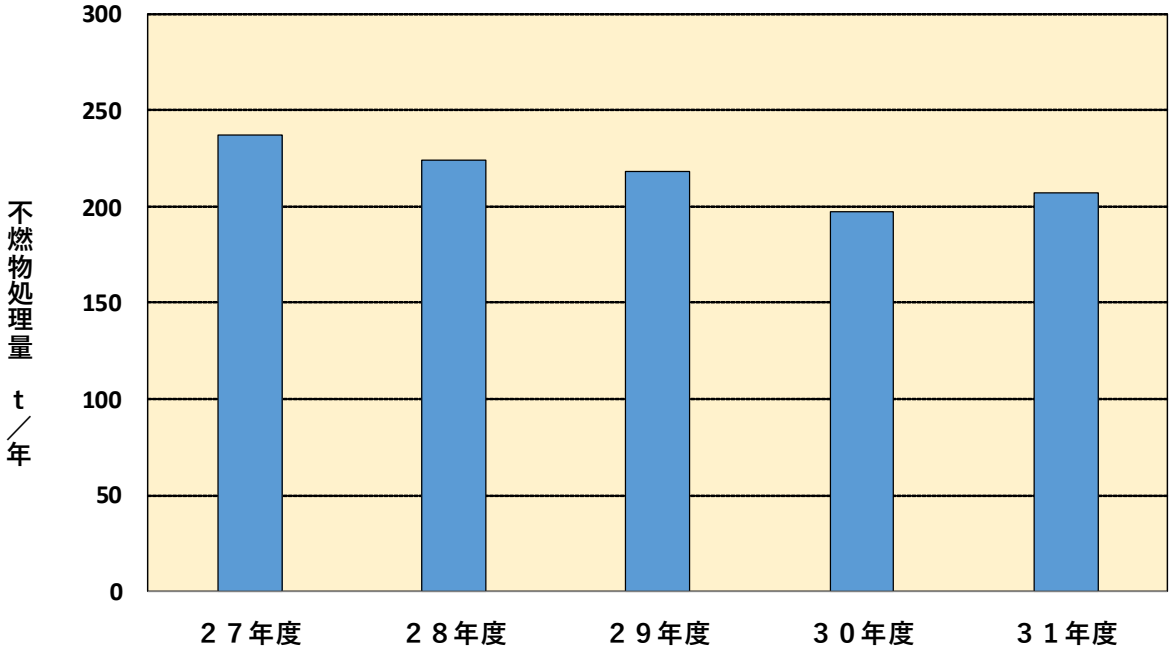

項　　目	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度
不燃物処理量（ｔ／年）	237	224	218	197	207
延べ稼働日数（日／年）	244	253	249	249	224
実平均処理量（ｔ／日）	1.0	0.9	0.9	0.8	0.9
定格処理能力（ｔ／日）	10	10	10	10	10

３　ごみ減量対策

生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機購入費補助制度

平成５年９月より、家庭の生ごみ減量化対策の一環として、生ごみを堆肥化させるコンポスト容器を購入し、かつ設置した市民に対して購入費の一部に補助金を交付しています。また、平成13年度より有用微生物群（ＥＭ）を利用して生ごみを堆肥化させるＥＭ生ごみ処理容器と機械式生ごみ処理機も補助対象としました。

表１１－２　生ごみ処理容器等購入費補助実績　（単位：基）

種別／年度	コンポスト容器	ＥＭ生ごみ処理容器	機械式生ごみ処理機
平成　５年度	１６０		
平成　６年度	２３０		
平成　７年度	１７２		
平成　８年度	１７１		
平成　９年度	６６		
平成１０年度	５８		
平成１１年度	５３		
平成１２年度	７８		
平成１３年度	６	１２	２８
平成１４年度	８	３	９
平成１５年度	１０	４	５
平成１６年度	３	２	６
平成１７年度	３	２	６
平成１８年度	７	０	８
平成１９年度	１０	２	９
平成２０年度	２２	５	２９
平成２１年度	５	２	６
平成２２年度	１０	２	２
平成２３年度	８	４	５
平成２４年度	８	０	２
平成２５年度	６	１	３
平成２６年度	５	０	６
平成２７年度	３	０	１
平成２８年度	２	０	２
平成２９年度	０	０	２
平成３０年度	２	０	１
平成３１年度	４	１	１

４　し　尿

（1）し尿の収集・処理

し尿の収集は、平成12年４月１日より収集業務の効率化を図るため委託業者により定期的（概ね月1回）に市内全域を車両４台で行っています。し尿は浄化槽汚泥（許可業者による収集）と共に衛生処理場（昭和57年３月に竣工、高負荷酸化処理方式、処理能力40kℓ／日）において処理しています。ここで発生する汚泥は再利用の促進と循環型社会の構築のため、委託業者により堆肥化しています。

表１１－３　衛生処理場施設の概要

処理対象廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
所　　在　　地	勝浦市部原２１４１番地
処　理　能　力	４０kℓ／日
処　理　方　式	１）前 処 理　破砕機＋し渣焼却（小型焼却炉） ２）一次処理　高負荷酸化処理方式 ３）二次処理　活性汚泥・散水ろ床処理方式 ４）汚泥処理　遠心脱水（分離液と脱水汚泥に分離）処理方式 ＋焼却処理（昭和５８年から平成１１年まで） ＋焼却及び脱水処理（平成１２年から平成１３年まで） ＋脱水処理（平成１４年～現在に至る） ５）脱臭処理　酸洗浄＋アルカリ洗浄＋活性炭吸着

表１１－４　車両（号車）別し尿汲み取り地域

号車	汲 み 取 り 区 域
1	勝浦、出水、墨名、串浜（春日台）地区
2	勝浦、浜勝浦、出水、川津、沢倉、新官、部原地区及び旭ヶ丘団地、 万名浦団地
3	串浜（春日台を除く）、松部、大沢、浜行川、興津、守谷、鵜原地区及び 梨の木団地
4	上大沢、台宿、上植野、名木、大森、中里、赤羽根、上野、植野、中島、 南山田、北区及び関谷、中谷、新戸、宿戸、白木、白井久保、芳賀、大楠、 小松野、松野、中倉、杉戸、佐野、市野郷、市野川地区及び串浜新田台

表１１－５　平成３１年度　し尿処理実績（平成３１年４月～令和２年３月）

種別 / 年・月	し尿汲み取り量					浄化槽汚泥持込量	脱水汚泥搬出量
	１号車（kℓ）	２号車（kℓ）	３号車（kℓ）	４号車（kℓ）	合　計（kℓ）	（kℓ）	（ｔ）
H31. 4	15. 696	44. 535	49. 896	48. 096	158. 223	474. 4	33. 16
R 1. 5	15. 048	43. 560	49. 320	41. 004	148. 932	457. 1	33. 82
6	14. 220	44. 280	47. 664	44. 357	150. 521	542. 9	45. 42
7	14. 616	48. 024	47. 376	43. 776	153. 792	532. 1	26. 63
8	15. 264	43. 308	55. 224	42. 480	156. 276	454. 7	27. 43
9	14. 976	41. 472	40. 248	36. 828	133. 524	447. 6	28. 79
１０	13. 644	42. 876	49. 068	49. 572	155. 160	443. 2	22. 51
１１	5. 184	38. 160	40. 104	38. 988	122. 436	428. 3	28. 23
１２	15. 732	46. 980	52. 056	45. 432	160. 200	500. 2	34. 54
R 2. 1	11. 916	32. 004	36. 576	37. 764	118. 260	275. 2	22. 97
2	13. 176	37. 080	43. 560	38. 520	132. 336	447. 2	27. 92
3	10. 368	37. 944	42. 444	41. 040	131. 796	552. 6	34. 12
合　計	159. 840	500. 223	553. 536	507. 857	1721. 456	5573. 5	365. 54

（2）浄化槽

下水道の整備されていない地域でトイレを水洗にするには、浄化槽の設置が必要となります。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水全般を処理する合併処理浄化槽の2種類があります。単独処理浄化槽は、し尿のみの処理に限られ、その他の生活雑排水は未処理のまま放流されることから、排水全体のBODで考えた場合、約80%が未処理のまま放流されていることになります。これに対し、生活排水のすべてを処理することのできる合併処理浄化槽のBOD除去率は90%以上ですので、家庭から排出される処理水のBODは10分の１以下に減少することになります。

第４章の水質汚濁でも述べたとおり、下水道の整備されていない本市においては、公共用水域の水質汚濁を防止するために合併処理浄化槽の普及は不可欠と考えます。

既存の住宅の単独浄化槽または汲み取り式便所を合併処理浄化槽に転換する場合、設置費用の一部を補助する制度があります。なお、平成13年度以降、浄化槽法の規定により単独処理浄化槽の設置はできなくなりました。

①　浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の働きを利用して、汚水を処理する装置ですので、正しい使い方と適正な維持管理を行う必要があります。維持管理を適正に行わないと、浄化槽の機能が低下し、水質汚濁や悪臭などの原因となります。

（ア）保守点検

保守点検は、浄化槽の点検・修理、スカムや汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。専門的な知識が必要となりますので、千葉県の登録を受けた保守点検業者に委託が必要です。

表１１－６　単独処理浄化槽の保守点検回数

対 象 人 員	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
２０人以下	３ヶ月に１回以上	４ヶ月に１回以上	６ヶ月に１回以上
２１人以上 ３００人以下	２ヶ月に１回以上	３ヶ月に１回以上	６ヶ月に１回以上
３０１人以上	１ヶ月に１回以上	２ヶ月に１回以上	６ヶ月に１回以上

表１１－７　合併処理浄化槽の保守点検回数

対　象　人　員	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
２０人以下	４ヶ月に１回以上
２１人以上５０人以下	３ヶ月に１回以上

（イ）清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業のことをいいます。これは、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので、許可業者に委託することになります。また、清掃回数は年1回以上が原則となりますが、浄化槽の方式・使用頻度によって、汚泥などの溜まり具合が異なりますので、清掃時期については保守点検業者からの助言にしたがってください。

② 法定検査

（ア）設置後の水質検査（7条検査）

浄化槽の設置工事等が適正に行われたか否かを判断するため、浄化槽の使用開始後 ３～５ ヶ月の間に、県の指定した検査機関（（一財）千葉県環境財団）※による水質検査を受けることが義務づけられています。

※平成29年3月31日までに設置届が受理された浄化槽の指定検査機関は（公社）千葉県浄化槽検査センターとなります。

（イ）定期検査（11条検査）

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか否かを判断するため、毎年１回、県の指定した検査機関（（公社）千葉県浄化槽検査センター）による定期検査を受けることが義務づけられています。

表１０－８　検査手数料（7条検査、11条検査）

種　別 ＼ 人槽区分	７条検査 設置後の水質検査	１１条検査 定期検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
１０人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
１１人槽～２０人槽	14,000円	8,000円	10,000円
２１人槽～５０人槽	15,000円	9,000円	11,000円
５１人槽～１００人槽	18,000円	12,000円	14,000円
１０１人槽～３００人槽	20,000円	14,000円	16,000円
３０１人槽～５００人槽	22,000円	16,000円	18,000円
５０１人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円

③ 浄化槽の使用上の注意

（ア）ブロワー（モーター）の電源を切らないこと。
（イ）劇薬の使用はさけ、洗剤を使用する場合は表示された使用量を守ること。
（ウ）水はきちんと流すこと。
（エ）トイレットペーパーを使用すること。
（オ）浄化槽の上部、周辺にはものを置かないこと。
（カ）故障のときは、直ちに保守点検業者に連絡し処置をすること。

第12章
環境保全・環境衛生

第１２章　環境保全・環境衛生

１　環境保全協定

事業者等の事業活動による公害等を未然に防止し、自然環境及び生活環境を保全するとともに、市民の健康を保護するため事業者等と環境保全協定を締結しています。

表１２－１　環境保全協定締結事業所

事　業　所　名	所　在　地
ＴＯＴＯプラテクノ株式会社　勝浦工場	勝浦市松野９７５－２

２　環境ポスター・標語コンクール

近年、私たちの周辺では廃棄物の不法投棄や地球温暖化などをはじめとする様々な環境問題が発生しています。

市では、これらの環境問題を解消するには、次の世代を担う年齢層や市民に対して、環境保全に対する意識を広く啓発をすることが必要であると考え、平成13年度から環境ポスターコンクールを、また、平成15年度からは環境標語コンクールを併せて実施してきました。

受賞作品については、市役所ホールでの展示、環境白書や広報誌への掲載など、環境保全に対する啓発に活用しています。

今後も環境ポスター・環境標語コンクールを通じて、環境保全に対する啓発活動を継続していく考えです（令和２年は新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止）。

＊＊＊

表１２－２　2019 年度環境ポスターコンクール入賞者一覧（応募総数 129 点）

※学校名及び学年は受賞時のものです。

＜小学校低学年の部＞　　敬称略

	学 校 名	学年	受 賞 者 氏 名（ ふりがな ）
市　　長　　賞	勝浦小学校	3	押田　心菜　（おしだ ここな）
市 議 会 議 長 賞	豊浜小学校	3	江澤　愛斗　（えざわ まなと）
副　市　長　賞	豊浜小学校	2	長谷川 虎太郎（はせがわ こたろう）
教　育　長　賞	豊浜小学校	3	上村　樹生　（うえむら いつき）
環境審議会会長賞	総野小学校	1	堀込　知里　（ほりこみ ちさと）

＜小学校高学年の部＞　　敬称略

	学 校 名	学年	受 賞 者 氏 名（ ふりがな ）
市　　長　　賞	豊浜小学校	4	鈴木　日菜乃　（すずき ひなの）
市 議 会 議 長 賞	勝浦小学校	6	竹内　旺太朗（たけうち おうたろう）
副　市　長　賞	興津小学校	5	忍足　奏音　（おしだり かのん）
教　育　長　賞	上野小学校	4	雉嶋　煌虎　（きじま きらと）
環境審議会会長賞	総野小学校	4	山口　蒼空　（やまぐち そら）

＜中学校の部＞　　敬称略

	学 校 名	学年	受 賞 者 氏 名（ ふりがな ）
市　　長　　賞	勝浦中学校	2	岩堀　妃来里　（いわほり きらり）
市 議 会 議 長 賞	勝浦中学校	3	中山　苺　（なかやま いちご）
副　市　長　賞	勝浦中学校	2	山本　凪紗　（やまもと なぎさ）
教　育　長　賞	勝浦中学校	1	永島　優花　（ながしま ゆうか）
環境審議会会長賞	勝浦中学校	2	伊丹　夕海人　（いたみ ゆみと）

＊＊

表１２－３　2019 年度環境標語コンクール入賞者一覧（応募総数 453 点）

※学校名及び学年は受賞時のものです。

＜小学校低学年の部＞　　敬称略

	学 校 名	学年	受 賞 者 氏 名（ ふりがな ）
市　　長　　賞	勝浦小学校	1	大村　尚　（おおむら なお）
市 議 会 議 長 賞	上野小学校	1	板坂　莉愛　（いたさか りりあ）
副　市　長　賞	勝浦小学校	3	木村　凛咲　（きむら りさ）
教　育　長　賞	興津小学校	2	忍足　玲奈　（おしだり れな）
環境審議会会長賞	勝浦小学校	2	砂田　愛音　（すなだ あのん）

＜小学校高学年の部＞　　敬称略

	学 校 名	学年	受 賞 者 氏 名（ ふりがな ）
市　　長　　賞	上野小学校	6	渡邉　莉音　（わたなべ りおん）
市 議 会 議 長 賞	上野小学校	5	石井　菜々美　（いしい ななみ）
副　市　長　賞	上野小学校	4	鈴木　柚菜　（すずき ゆな）
教　育　長　賞	勝浦小学校	4	髙梨　真理明　（たかなし まりあ）
環境審議会会長賞	勝浦小学校	6	目羅　海斗　（めら かいと）

＜中学校の部＞　　敬称略

	学 校 名	学年	受 賞 者 氏 名（ ふりがな ）
市　　長　　賞	勝浦中学校	1	渡邉　菜々美　（わたなべ ななみ）
市 議 会 議 長 賞	勝浦中学校	1	末吉　暖歌　（すえよし はるか）
副　市　長　賞	勝浦中学校	1	平松　夢悠　（ひらまつ みゆ）
教　育　長　賞	勝浦中学校	3	関　こゆき　（せき こゆき）
環境審議会会長賞	勝浦中学校	2	鈴木　大雅　（すずき たいが）

３　市民環境学習会

有識者による環境をテーマとした講演会や身近な環境問題などを取り上げ、環境に対する意識の向上を目的として毎年開催しています。

（１）市民環境学習会

平成 31 年度の環境学習会は、長年の懸案事項である浜勝浦川の汚濁、悪臭等の問題に対し、新たな試みとして平成 31 年度から開始したバイオ資材の投与による川の底質改善について講演会を開催しました。バイオ資材投与前後の浜勝浦川の水質検査結果データから一定の底質改善成果を報告させていただきました。

内　　容：「バイオ資材による浜勝浦川の浄化の試み」
開催日時：令和２年２月１日（土）１３時３０分～

表１２－３　市民環境学習会開催状況

年　度	内　　容	開催日
２２年度	河川水・海水の汚れと水質調査（全 8 回）	H22.6.6～8.29
２３年度	ﾄｳｷｮｳｻﾝｼｮｳｳｵ講演と卵嚢の観察会	H24.3.10
２４年度	鵜原苗代川流域の植生図の作成	H24.12.8
２５年度	第 1 部 ﾐﾔｺﾀﾅｺﾞの保全の方向性と淡水域における生物多様性保全の重要性 第 2 部 再発見！勝浦市の自然	H26.3.9
２６年度	興津海岸でクサフグの産卵を見てみよう！	H26.6.15
２７年度	キョンについて知ろう！	H27.12.13
２８年度	勝浦の自然と生物の魅力～生物多様性の保全と課題について～	H29.2.4
２９年度	海と川のつながる所にすむカニの観察会～夏休みの自由研究に～	H29.6.24
３０年度	ホタル再生への取り組み～鵜原 苗代川～	H31.1.26

（2）クサフグの産卵観察会

市では、平成 26 年度の市民環境学習会でクサフグの産卵の観察会を開催して以降、ＮＰＯ法人南外房環境クラブが主催する「クサフグの産卵観察会」に後援する形で協力しています。

興津海岸の湾の中に遡上してきたクサフグが、岩や石造りの岸辺に乗り上げて産卵する様子は、とても珍しく貴重なものです。

【フサフグの産卵の様子】

 遡上するクサフグ	 激しく産卵する様子

４　住宅用省エネルギー設備等設置補助

2011 年３月 11 日の東日本大震災に起因した電力不足などを背景に、エネルギーの安定確保や再生可能エネルギーへの関心が高まりをみせています。また地球温暖化対策としてCO^2 を削減するため節電や省エネなどといった環境への配慮がより一層求められています。

市では再生可能エネルギーの導入促進及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るとともに地球温暖化対策の一環として、平成 23 年９月から太陽光発電システムを対象とした「勝浦市住宅用太陽光発電システム設置補助事業」を、平成 25 年 10 月からは更に家庭用電量電池システム（エネファーム）・定置用リチウムイオン蓄電池システム・エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）・電気自動車充給電設備も対象とした「勝浦市住宅用省エネルギー設備設置補助事業」を開始しました。

平成 29 年度にはＨＥＭＳ・電気自動車充給電設備を補助対象外としましたが、太陽光発電システムの補助上限額を７万円から９万円に引き上げました。

平成 30 年度以降、エネファームの補助額が段階的に引き下げられています。

太陽光発電システムは事業開始当初から問い合わせが多く、平成 27 年度から補助金対象件数は少なくなっていますが、家庭における省エネルギー対策の重要な位置づけとなっています。

また令和 31 年度には、台風 15 号による大規模停電があったことから、定置用リチウムイオン蓄電池システムへの関心が高まり、問合せが増えています。

市は地域におけるエネルギーの安定確保、地球温暖化の防止のため、今後も積極的に広報・啓発し、住宅用省エネルギー設備等の導入を促進していきます。

表１２－４　住宅用省エネルギー設備設置補助金（令和２年４月１日現在）

補　助　対　象	補助金額
太陽光発電システム	上限　　９万円 (※)
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限　　５万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限　１０万円

※最大出力（小数点第 3 位以下四捨五入）に 1kw 当たり 2 万円を乗じた金額（千円未満切り捨て）

図１２－１　住宅用省エネルギー設備設置補助件数

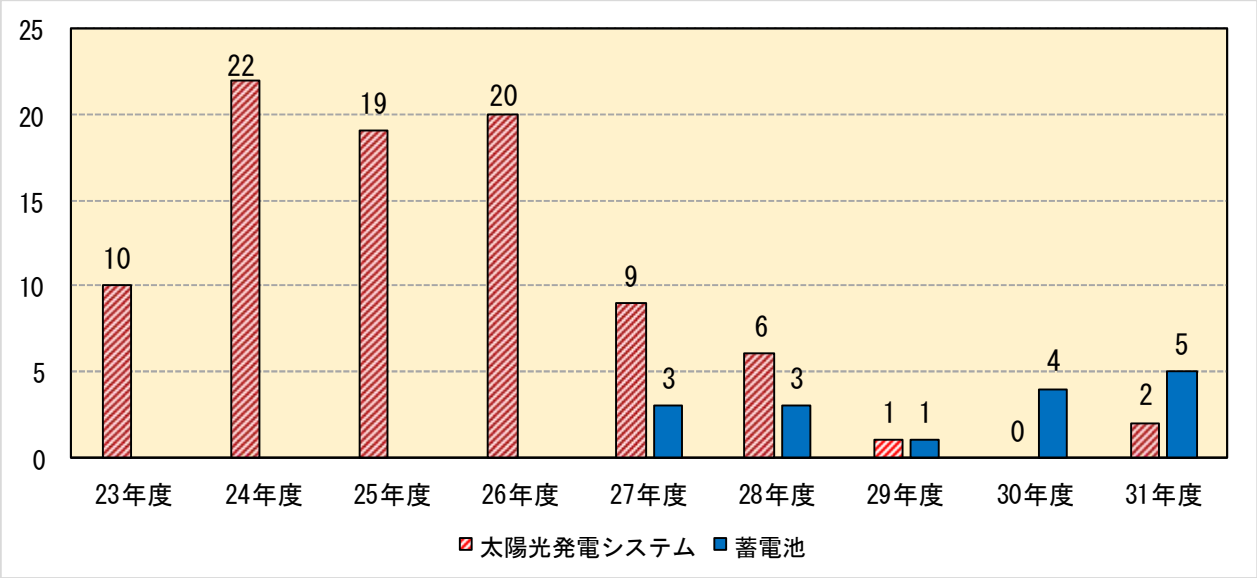

※家庭用燃料電池システム（エネファーム）は補助実績がありません。

５　勝浦市の環境保全への取り組み

（１）地球温暖化防止対策実行計画

地球温暖化防止対策については、2015 年 12 月、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（ＣＯＰ21）で新たな法的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、産業革命前と比して平均気温の上昇を 2℃未満、できれば 1.5℃以内に抑え、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることなどを世界共通の長期目標と定められました。これを受け、日本は 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26%削減することを約束し、地球温暖化に関する総合計画として「地球温暖化計画」が 2016 年５月に閣議決定されました。

市では、2020 年３月に「第３次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス総排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度と比較して、28.3%削減を目標としています。職員一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制に努め、また、その実施状況等を公表することを通して、市民や事業者の意識の高揚を図り、地球温暖化防止対策を積極的に推進しています。

表１２－５　温室効果ガス総排出量

（単位：t－CO2）

温室効果ガスの種類	区分		基準年度（H25） 排出量	基準年度（H25） 割合	H26	H27	H28	H29	H30	H31（2019）
エネルギー起源 CO2	公用車以外の燃料	灯油	113	1.6%	105	91	89	80	76	41
		ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ	33	0.5%	45	85	111	123	135	81
		A重油	263	3.6%	175	130	126	143	104	57
		ガソリン	0	0.0%	0	0	0	0	1	1
		軽油	1	0.0%	1	1	0	0	0	5
	電気		3,519	48.4%	3,282	3,312	3,160	3,049	2,964	2,725
	公用車	ガソリン	93	1.3%	77	78	79	74	75	73
		軽油	124	1.7%	115	107	108	104	96	98
非エネルギー起源 CO2	一般廃棄物焼却		2,941	40.5%	2,021	1,739	2,566	2,222	2,209	2,041
二酸化炭素（CO2）計			7,088	97.6%	5,822	5,543	6,240	5,795	5,660	5,121
メタン（CH4）	公用車の走行 家庭用機器 下水等処理 浄化槽 一般廃棄物焼却		51	0.7%	52	53	52	51	48	48
一酸化二窒素（N2O）			123	1.7%	118	115	119	118	114	107
ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（HFC）	公用車のｴｱｺﾝ		2	0.0%	2	1	1	1	1	2
温室効果ガス総排出量			**7,264**	**100.0%**	**5,993**	**5,713**	**6,412**	**5,966**	**5,823**	**5,277**
対基準年度増減率					▲18%	▲21%	▲12%	▲18%	▲20%	▲27%

（注）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合があります。

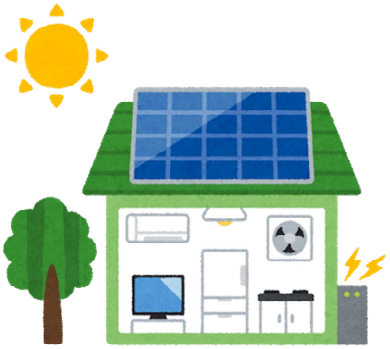

表１２－６　部署別温室効果ガス排出量

（単位：t－CO_2）

部門		基準年度（H25） 排出量	基準年度（H25） 割合	H26	H27	H28	H29	H30	H31（2019）	備考
市長部局	総務課	403	5.5%	377	373	382	372	352	358	本庁舎
	総務課（消防関係）	30	0.4%	26	29	26	24	25	29	消防関係
	企画課	18	0.3%	23	3	17	14	18	1	
	財政課	15	0.2%	15	15	15	14	13	12	
	税務課	2	0.0%	2	2	2	2	1	2	
	市民課	3	0.0%	3	3	3	3	3	4	
	高齢者支援課	6	0.1%	6	7	6	6	6	5	
	生活環境課	82	1.1%	75	76	72	77	73	69	火葬場
	清掃センター	4,392	60.5%	3,057	2,811	3,639	3,255	3,129	2,943	クリーンセンター、衛生処理場
	都市建設課	222	3.1%	210	204	195	188	184	176	
	農林水産課	7	0.1%	7	7	6	6	5	5	
	観光商工課	36	0.5%	43	45	33	39	33	33	
	福祉課	406	5.6%	383	334	324	368	380	119	保健福祉センター、総野園、保育所、こども園、こども館
	勝浦診療所	13	0.2%	11	11	10	12	12	11	
	水道課	974	13.4%	963	909	817	836	815	786	浄水場
	議会事務局	2	0.0%	1	2	2	1	1	1	
	選挙管理委員会	0	0.0%	1	0	0	0	0	0	
	市長部局　小計①	6,611	91.0%	5,204	4,828	5,547	5,217	5,052	4,555	
教育部局	学校教育課	419	5.8%	385	384	357	221	246	246	小・中学校、幼稚園
	生涯学習課	8	0.1%	8	9	9	19	19	16	
	公民館	20	0.3%							公民館、各集会所
	芸術文化交流センター Küste			111	213	228	224	220	198	Küste、各集会所
	図書館	39	0.5%	38	35	35	35	33	33	
	学校給食共同調理場	168	2.3%	247	244	234	249	254	228	
	教育部局　小計②	653	9.0%	788	885	865	749	771	722	
合計 ①＋②		7,264	100.0%	5,993	5,713	6,412	5,966	5,823	5,277	
対基準年度増減率				▲18%	▲21%	▲12%	▲18%	▲20%	▲27%	

（注）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しない場合があります。

（2）グリーン購入

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点からグリーン購入法が制定されました。

本市では、グリーン購入法に基づき勝浦市グリーン購入推進方針を作成し、環境物品等の調達の推進に努めています。

（3）省エネ法の規制

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の規制により、事業者全体の 1 年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1,500kℓ以上であった場合、国から特定事業者の指定を受ける必要があり、事業者全体での判断基準の遵守（管理基準の設定、省エネ措置の実施等）および努力目標として年平均 1％以上のエネルギー消費原単位（効率値）の削減が求められます。

これに基づき、平成 31 年度の勝浦市（市長部局）のエネルギー使用量（原油換算値）を算定したところ、合計が 1,500 kℓ以下であったため、規制の対象に該当しないと判断されました。

（4）ノー残業デーの実施

ノー残業デーの徹底に取り組み、庁舎全体の一斉退庁により照明や OA 機器などの省エネルギー対策の推進を実施しています。

（5）節電推進員の設置

休息時間等における消灯の徹底やエレベーターの使用抑制、その他節電の啓蒙等により、省エネルギーを推進し、地球温暖化の防止を目的として、節電推進員設置要領を制定しています。

（6）夏季・冬季省エネルギー対策の実施

庁舎等施設における室内温度設定を夏季 28℃、冬季 18℃～20℃とし、省エネルギー対策を推進しています。また、この室内温度における職員の事務効率等を担保するため、夏季にはノーネクタイ等によるクール・ビス、冬季には厚着等のウォーム・ビスを実施しています。

（7）庁舎省エネルギー対策の実施

温室効果ガスの排出を抑制するため、平成 21 年度に地域グリーンニューディール基金事業により本庁舎の省エネルギー対策として、事務室の照明を環境配慮型蛍光灯へ改修および窓ガラスへの遮光省エネフィルムの貼り付けを実施しました。

また、本庁舎の事務室以外の照明ＬＥＤ化を段階的に進めており、平成 31 年度は市民ロビー・１階カウンター・各会議室を、令和２年度には各階段・議場内を改修しています。

（8）公用車の効率的利用

不必要なアイドリングや空ぶかしを止め、急発進・急加速を控えるなど「エコドライブ10」を実践するとともに、公用車の購入時は、軽自動車や低公害車を優先的に購入していきます。

（9）その他の取り組み

トイレや洗面所において、はり紙などで水を大切に使用することを呼びかけ、節水に努めています。また事務手続きや資料等の簡素化や、庁内 LAN を積極的に活用してペーパーレス化を推進するとともに、事務用品の在庫管理の徹底及び再利用を図っています。

＜エコドライブ１０のすすめ＞

- **エ**　エンジンブレーキを使いましょう
- **エ**　エアコンの使用は控えめに
- **ふ**　ふんわりアクセル**e**スタート
- **う**　ウォームアップは適切に
- **けい**　計画的なドライブを
- **に**　荷物は必要なモノだけ
- **あ**　アイドリング･ストップ
- **い**　違法駐車はやめましょう
- **たい**　タイヤの空気圧チェック
- **ね**　燃費の良い加減速の少ない運転を

出典：九都県市あおぞらネットワーク　http://www.9kaiki.jp

資 料 編

1. 勝浦市環境基本計画
   （旧勝浦市地域環境総合計画）

2. 勝浦市環境保全条例

3. 勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例

4. 勝浦市空家等対策の促進に関する条例

5. 勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染
   及び災害の発生の防止に関する条例

6. 用語の解説

7. 採水場所位置図

1　勝浦市環境基本計画（旧勝浦市地域環境総合計画）

近年、水質汚濁・大気汚染・オゾン層の破壊・地球温暖化などをはじめとする地球規模での環境問題に対する懸念が高まっています。

本市においても、河川の水質汚濁、廃棄物の不法投棄など、様々な環境問題が発生しています。

これらの負の遺産とも言える数々の環境問題を解消し、次の世代に住みよい環境を受け継ぐことの必要性から、市では、平成15年度から平成24年度を計画期間とする「勝浦市地域環境総合計画」（以下「第１次計画」という。）を平成14年度に策定し、将来の望ましい環境像を実現するために、市民・事業者・市のそれぞれが取り組むべき指針を定めました。

この間、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、自然の持つ圧倒的な力を前に人間の力の限界、さらに大量に資源やエネルギーを消費する今日のあり方を見つめ直す必要性を改めて認識させられ、また第1次計画の未達成な部分や課題も残されており、このような中で、名称を「勝浦市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）に改め、平成25年度に策定しました。

第2次計画は東日本大震災後のエネルギー問題や地球温暖化防止対策、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて見直していく目標や取組および施策について定めました。計画期間は平成25年度から平成34年度とし、実施事業の進み具合や新規に取組むべき項目の必要性に応じて柔軟に修正します。

＜計画の構成＞

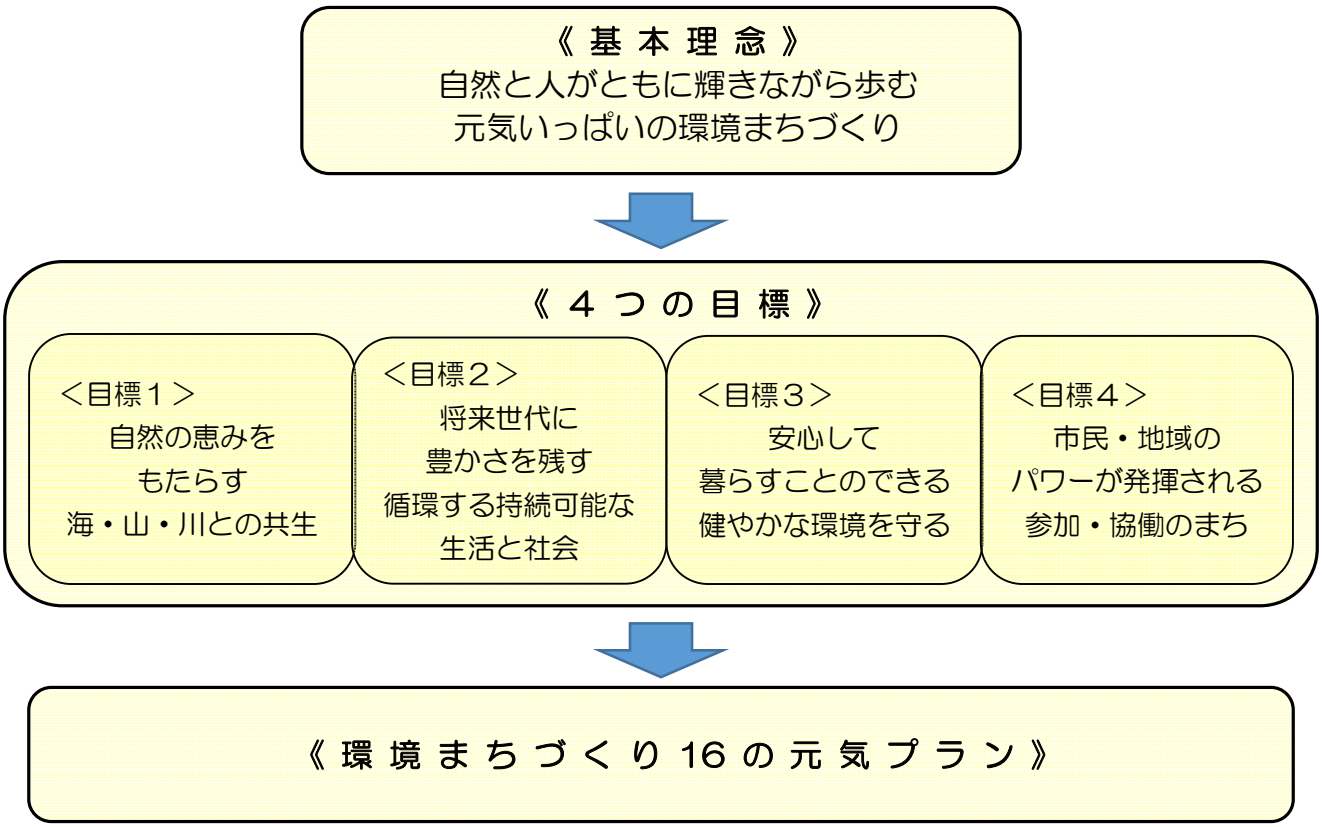

＜元気プランの構成＞

（１）取組の基本的方向性	今後実行していく取組についての具体的なプランを掲げ、市民や事業者を含めた勝浦市全体としての基本的方向性を定めます。
（２）現状と課題	現時点での状態や課題を整理します。
（３）2022 年の…… 望まれる理想の姿	第２次計画最終年度の 2022（平成 34）年度の“望まれる理想の姿”のイメージを示します。
（４）みんなの関わり	①市民・事業者の役割 ②市の施策
（５）数値目標	“望まれる理想の姿”を客観的に数値で把握できる“数値目標”を設定し、推移を観察します。

定期的に望まれる理想の姿の進み具合をまとめ、改善やより一層の具体化に向けた展開を図ります。

＜みんなが関わるイメージ図＞

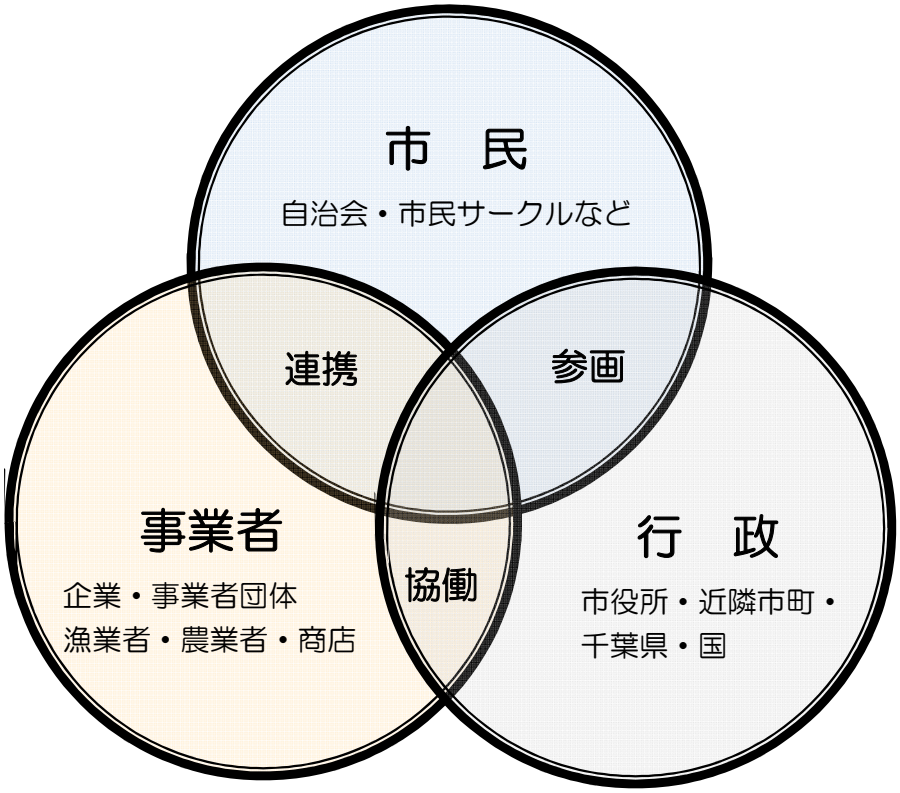

２　勝浦市環境保全条例

（目的）

本条例は、生活環境の保全を目的として、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、また、公害防止のための規制を行うことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

（責務）

市　・・・　環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施し、また、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供します。

事業者・・・　事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じ、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有します。

市　民・・・　環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努め、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

（施策）

市は、騒音、振動及び悪臭等をはじめとする公害により、良好な生活環境を損なうことのないように必要な規制の措置を講ずるとともに、公害の防止に係る知識の普及及び啓発を図り、公害防止に関する市民の意識の高揚に努めます。

（規制基準）

騒音、振動及び悪臭等を規制するために、様々な規制基準を定めていますので、これらを発生させる者は、規制基準を遵守しなければなりません。

（特定施設設置の届出）

工場又は事業場に設置される機械及び施設のうち、著しい騒音、振動及び悪臭を発生する施設であって規則で定める施設を設置しようとする者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

（特定作業実施の届出）

著しい騒音、振動及び悪臭を発生する作業のうち規則で定める作業であって、業として当該作業を行おうとする者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

（特定建設作業実施の届出）
建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動及び悪臭を発生させる作業であって規則で定める作業を実施する者は、必要事項を記載した届出書により、市長に届け出なければなりません。

（拡声器使用の制限）
拡声器の使用方法、使用時間等について規則で定めています。

（飲食店営業等における音響機器使用時間の制限）
飲食店等の深夜営業による騒音を規制し、基準を定めています。

（勧告・命令）
特定施設が設置されている工場等又は特定作業場所周辺の生活環境が損なわれ、規制基準に適合していないと判断された場合、市長は改善勧告及び改善命令をすることができます。

３　勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例

（目的）

勝浦市環境保全条例では、市民の健康で文化的な生活の確保や、騒音、振動及び悪臭などの公害を防止するため、各種の規制や届出等について規定しています。

しかしながら、近年私たちの周辺では、生活環境の変化により当該条例だけでは対応が困難な事案が多くなりました。

また、法での規定はあるものの即応できないポイ捨てや放置自動車などの問題は、法規制のみでは対応が困難でありました。このため、「ポイ捨て禁止条例」、「草刈り条例」、「放置自動車条例」など、それぞれに対応する条例を各自治体で制定し対応していましたが、これらの条例については、いずれも「まち」の清潔保持、環境美化を目的としており、市民生活に支障となる行為を防止するためのものであるため、市では、これらを一括にまとめた「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」を平成15年４月より施行し対応することとしました。

（概要）

・空缶類等の投棄行為等の禁止等

ポイ捨てごみ防止の観点から、現行の法令規制外のごみ投棄、放置を禁止するとともに、違反行為への処分手続きを定めています。

・ごみ集積所の清潔保持等

環境衛生の向上と快適な市民生活の観点から、ごみ集積所の利用管理に関する一般ルールを定めるとともに、不適正なごみ出しに対する規制手続きを定めています。

・愛玩動物等の管理

犬、猫その他のペットにより引き起こされるごみの散乱、糞、あるいは臭気や鳴き声など環境美化や衛生の保持その他環境上の迷惑行為の防止に関する基準を定めています。

・空地等の管理

空地及び空家の適正な管理を促すことにより、ごみ等の投棄防止、病害虫の発生を防止し、環境衛生の保持を図るための基準や規制手続きを定めています。

・自動車の放置行為の禁止等

自動車や二輪車（50cc 未満の原付を除く）放置行為を禁止するとともに、所有者不明の車両の処理についての基準や規制手続きを定めています。

４　勝浦市空家等対策の促進に関する条例

（目的）

少子高齢化や人口減少に伴う空家の増加、既存建物の老朽化に伴う倒壊の危険性や公衆衛生・景観の悪化などが全国的に問題となっており、空家問題の解決に的を絞った「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年２月に施行されました。

当市においては、以前から「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」に基づき、空家等の適正な管理を促してきました。しかし、所有者等の関心が薄かったり、所有者等の死亡により相続人が複数または特定できず、老朽化が進み倒壊の危険がある状態のまま放置され、周辺住民の安全を脅かしている空家等が増加しています。

このような空家問題を解決していくために、空家等対策の推進に関する特別措置法第４条の規定に基づく空家等に関する対策の実施、その他空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、防災、衛生、景観等の市民の生活環境を保全することを目的に「勝浦市空家等対策の促進に関する条例」を平成 29 年４月１日に施行しました。

（空家等対策計画）

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本的な方針、特定空家等に対する措置や対処に関する事項などを定めた空家等対策計画を作成することが規定されています。

（協議会）

委員は市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者などから６名以内で組織され、空家等対策計画の作成や変更、特定空家等に対する措置などについて協議します。任期は２年です。

（特定空家等の認定等）

空家等に関し調査等を行い、現に特定空家等であると認められるときは、特定空家等に認定します。認定する際は、あらかじめ協議会の意見を聴きます。

（特定空家等に対する措置）

市は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等の除却、修繕、立木竹の伐採、その他必要な措置をするように助言又は指導します。しかし状態の改善が認められないときは勧告、さらに正当な理由がなく勧告に係る措置を行わなかったときは、その勧告に係る措置を履行するよう命令します。しかしその措置が履行されない場合、行政代執行法に基づき代執行します。代執行をしようとする際は、あらかじめ協議会の意見を聴きます。

（緊急措置）

特定空家等の状態により、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを緊急に回避する必要がある場合は、必要最低限度の措置を講ずることができます。その際、所有者等に緊急措置に係る通知をし、その経費を請求します。

５　勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

（目的）

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て、盛土、たい積行為及び土砂等の土質について、従来よりも強力な規制を行うことにより、一層の市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とし、平成23年９月１日から施行されました。

なお、新条例施行に伴い、従前の「勝浦市小規模埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」は平成23年9月1日に廃止されました。

（不適正な土砂等の埋立て等の禁止）

勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第６条に規定する安全基準に適合しない土砂等を使用して、埋立て等を行うことはできません。

（許可の申請）

土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上の埋立て、盛土、たい積を行う場合には、あらかじめ市長の許可が必要になります。

なお、3,000 ㎡以上の場合は許可申請に先立ち、市と事前協議が必要となり、また、埋立てなどを行う区域より 500m以内に居住する世帯から、２分の１以上の承諾を得る必要があります。

（許可の基準）

勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 14 条に定める事項に適合していると認められた場合、許可を受けることが出来ます。

（土地の所有者）

土砂等の埋立て等に土地を提供しようとするときは、土地の所有者及び権利者は、事前に事業計画の内容について十分説明を受け、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認して下さい。

６　用語の解説

〈環境一般〉

・典型７公害

公害対策基本法、環境基本法で公害として定義されている、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭をさします。

・規制基準

ばい煙、汚水、騒音、振動、悪臭等を発生させる施設の設置又は作業を実施しようとする場合、事業者が遵守しなければならない許容限度のことです。規制基準値は区域の種類及び時間帯ごとに定められており、規制基準を超えた場合には、施設の改善命令や使用の一時停止などの指導対象となります。

・上乗せ条例

大気汚染防止法、水質汚濁防止法では、国が全国一律の排出基準、排水基準を定めてますが、自然的・社会的にみて不十分であれば、都道府県は条例でこれらの基準に代えて適用するより厳しい基準を定めることが出来ます。このような条例を「上乗せ条例」といい、定められた基準を「上乗せ基準」といいます。

その他、規制対象施設の範囲を広げることを「横だし」といいます。

・オゾン層の破壊

地球上のオゾンの大部分は成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守っていますが、近年、フロンなどの人口化学物質によって破壊されていることが判明しました。

フロンは、冷蔵庫、エアコンの冷媒、電子部品製造時の洗浄剤、スプレーの噴射剤として使用されてきました。使用されたフロンは、成層圏に到達し太陽光により分解されますが、その際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊します。

オゾン層の破壊により増加する紫外線は、白内障や皮膚ガンの増加、皮膚免疫機能の低下などの様々な悪影響を及ぼします。

・地球温暖化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の大気中に存在することで地球の平均気温は 15℃程度に保たれていますが、人間活動に伴う二酸化炭素の増加や二酸化炭素の吸収源である森林の伐採により、大気中の温室効果ガスの濃度が増し、地球全体の気温が上昇する現象を地球温暖化といいます。

〈大気関係〉

・ダイオキシン

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンを略してダイオキシンといいます。ダイオキシン類と表記されることもありますが、これは塩素含有物質等が燃焼する際に発生する狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するものです。ダイオキシンは、250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすいとされており、その特徴は、生物の体内に蓄積しやすく、発ガン性、催奇形性、免疫機能低下などの毒性を有するといわれています。

・揮発性有機化合物（ＶＯＣ）

揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれます。

・水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的に、水銀及び水銀を使用した製品の製造と輸出入を規制する国際条約です。

日本は平成 25 年 10 月 10 日に同条約に署名後、「水銀による環境汚染の防止に関する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の成立を経て、平成 28 年２月２日に締結しました。

平成 29 年５月 18 日に条約発効の要件である締約国数が 50 ヶ国となり、同年８月 16 日から発効されました。

・エコドライブ

エコドライブとは、燃費向上のために自動車などのユーザーが行う様々な施策や、そうした配慮を行った運転のことです。 自動車は同じ距離を移動するにも、運転方法などによって消費する燃料の量に差が生じます。また、消費する燃料の量の増加に比例し、CO_2 排出量も増加するため、地球温暖化防止のため、エコドライブが推進されています。

・アイドリングストップ

駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されています。メーカーや車種により動作基準等は異なりますが、環境問題への意識の高まりや自動車排出ガス規制、エコカーブームを受け、アイドリングストップ機能が搭載されている車種も増えています。

・低公害車

大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車ことです。電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド自動車のほか燃料電池自動車または低燃費かつ低排出ガス認定車を含みます。

・一般環境大気測定局（千葉県）
　地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地など一般的な生活空間の大気汚染物質の測定を行う千葉県が設置した測定局のこと。

・光化学スモッグ
　自動車や工場からの排気ガスなどに含まれる窒素酸化物と、塗料や接着剤などに含まれている揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こすと「光化学オキシダント」という物質ができ、この濃度が高くなると、遠くの景色やビルが「もや」がかかったように見えにくくなったりします。この「もや」が光化学スモッグです。スモッグ（smog）とは、煙（smoke）と霧（fog）から作られた造語です。

・微小粒子状物質（PM2.5）
　大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径 2.5 μm（ﾏｲｸﾛﾒｰﾄﾙ）以下のものを微小粒子状物質としてＰM2.5 と呼んでいます。
　物の燃焼などによって直接発生するほか、大気中での化学反応により発生する等、発生のメカニズムについては解明されてない点も多くあり、国及び県において現在研究中です。

・シンチレーションサーベイメータ
　放射線測定器のひとつで、ガンマ線やエックス線と反応して微弱な光を発する物質（シンチレーター）を使って、放射線のエネルギーや線量を測定します。

〈水質関係〉

・公共用水域
　水質汚濁防止法では、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路とされています。

・ｐＨ（水素イオン濃度）
　水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。ｐＨが７のときに中性、７を越えるとアルカリ性、７未満では酸性を示します。河川におけるｐＨの環境基準は類型別に定められており、「6.5（あるいは 6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめます。
　この他、雨水中の溶存物質等により、雨水が強い酸性を示すことがあり、ｐＨ5.6 以下の雨を酸性雨と定義づけています。

・ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）
　水中の有機物は、有益な微生物によって硝酸・亜硝酸・炭酸ガス・窒素・炭素などに分解されます。このとき微生物が必要とする酸素の量をＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）といい、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなります。

・ＳＳ（浮遊物質量）
　水中に浮遊する直径２㎜以下の粒子状物質の量のことをいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその量を量ります。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがあります。

・Ｔ－Ｎ（総窒素含有量）／Ｔ－Ｐ（総りん含有量）
　水中に含まれる窒素及びりんの濃度の上昇は、水域の富栄養化を引き起こします。富栄養化の進行した水域では、春から秋にかけて藻類が異常に発生する場合があり、このような現象をアオコといいます。アオコの発生した水域では、透明度が低下したり、酸欠状態による水生生物や魚類の死亡、藻類の発生する有害物質による水質悪化など、様々な悪影響が生じます。

・ＤＯ（溶存酸素量）
　有機物を酸化し安定な形にするために必要とされる酸素が水に溶けている量のことであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しくなります。また、ＢＯＤの数値が高いほどＤＯは欠乏しやすくなり、10㎎／ℓ以上で悪臭の発生が見られます。

・Ｏ－Ｎ（有機性窒素含有量）
　排水の汚濁の程度を表す指標のひとつです。排水中のアミノ酸・タンパク質などの有機物に含まれています。このものが多いということは、有機物による汚濁度が高いことを示します。

・バイオパネル
　窒素酸化物等の分解にすぐれた微生物ＤＢ9011（枯草菌の一種で日本、米国、欧州７カ国の特許を取得）を混入した500㎜角のパネルです。
　この微生物は、腐敗菌、大腸菌、真菌類などへの高い対抗性があり、悪臭の発生している河川に敷設することにより、主要悪臭源である硫化水素の汚水中での発生を抑制する効果があります。

・ＥＭ
　有用微生物群（Effective　Micro-organisms）の略で、自然界に存在する光合成菌・乳酸菌・酵母を主に、80種類以上の微生物が混じり合った液体です。水質汚濁の原因物質となるアンモニアや硫化水素などを栄養源に、有機物を分解する特性を持っています。
　市では、浜勝浦川の浄化を目的として、平成16年度からＥＭを製造し浄化活動を実施していましたが、平成25年度に事業を一旦休止しています。

・暗渠（あんきょ）
　地中に埋設されたあるいは地表にあっても蓋がけして外から見えないようになっている河川や水路のこと。市では浜勝浦川の浄化対策のひとつとして、平成26年度に浜勝浦橋付近の暗渠化工事を実施しました。

・カドミウム

カドミウムは、金属として銅・銀・ニッケルなどの合金、鉄などの電気メッキ、蓄電池の電極板、原子炉制御棒、ハンダ、銀ロウ、また化合物として顔料、合成樹脂安定剤などの用途に使用されます。この物質は富山県神通川流域で発生したイタイイタイ病の原因となった物質として知られています。

・シアン

水中のシアンは、シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアノ錯体、有機シアン化合物等の形で存在します。

シアンを発生する事業場としては、メッキ工場、金属精錬所などがあげられます。

毒物の代名詞となっている、青酸カリに代表されるように、シアン化合物は一般的に毒性が強く、微量でも生物に障害を与えます。

・鉛

鉛は、人類がもっとも古くから用いた金属のひとつです。金属として、あるいは種々の化合物として用途が広く、また、職業病としても長い歴史を持っています。

過剰に摂取すると、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉などを伴う急性胃腸炎を起こし、時には死亡する場合もあります。

鉛は、急性中毒を引き起こすことはまれであり一般的に慢性中毒が問題となります。一日あたりの摂取量が 1.0 ㎎を越えると、排泄量を上回って体内蓄積が起こるといわれています。

・クロム

クロムは地殻中に 100 ㎎／㎏程度含まれ、重金属類の中では鉄、マンガンについで多い物質です。大部分は難溶性で自然水中に含まれることはまれですが、河川水で 1～10 μｇ／ℓ、海水で＜0.1～5μｇ／ℓ程度含まれるとされています。

水中のクロムは通常３価または６価の形で存在しますが、６価クロムは非常に毒性が強く胃腸炎、腎炎、皮膚炎、潰瘍、鼻中隔穿孔、肺ガンなどを引き起こします。

・砒素

元素としての地殻中の存在度は比較的少ない方ですが、一般の河川水中の濃度は平均 1.7μｇ／ℓとされています。

人為的な汚染源としては、染料、冶金、製薬、化学、半導体などの工場排水、鉱山排水、農薬などが考えられます。

水質汚濁で問題となるものとしては、常時摂取することによる慢性中毒であり、体重減少、反復性の下痢と便秘、皮膚の色素沈着や角質化、知覚障害、ガンなどの障害が現れるといわれています。

・総水銀

水銀は、紀元前500年以前から知られていた元素で、常温で唯一の液体金属です。水銀は無機水銀及び有機水銀に分けられ、これらの水銀を総称して総水銀といいます。　無機水銀は一般的に毒性は低いとされていますが、体内に蓄積されると障害を引き起こすこともあり、重傷の場合死に至ることもあります。有機水銀はメチル水銀をはじめとするアルキル水銀、フェニル水銀、アリール水銀などがあり、中でもアルキル水銀は毒性が非常に強いためアルキル水銀単独としても規制されています。

・アルキル水銀

アルキル水銀は水銀の中でも非常に毒性の強い物質で、消化管、肺、皮膚から容易に吸収され、諸臓器、特に脳に蓄積して知覚障害、運動失調、歩行障害、難聴、言語障害、視野狭窄、中枢神経障害などを引き起こします。

アルキル水銀で最も重要なことは、吸収されやすく排泄されにくい性質から高度な生物濃縮が起こることであり、水中の濃度はわずかであっても魚介類の中に高濃度に蓄積されて毒性を発揮する可能性があります。

・ＰＣＢ

ベンゼン環が2つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたものです。置換塩素の数と位置によって計算上209種類の異性体が存在します。

ＰＣＢは熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙などに用いられましたが、難分解性で生物に蓄積されやすいため、食物連鎖を通じて生物から生物への濃縮蓄積が起こります。

熱媒体として利用されたＰＣＢが製造過程で米ぬか食用油に混入し、それを食べた人に皮膚障害、肝機能障害などの油症を発症した「カネミ油症事件」によりその毒性が注目されました。

〈地盤沈下〉

・天然ガスかん水

天然ガスを溶存している塩分を多く含んだ地下水で、太古の海水が地下深くに閉じこめられたものです。ヨウ素の含有量も多く、本県一帯の第３紀層中に存在しています。

・沖積層

１万年ほど前から現在に至るまでの間に堆積した比較的新しい地層です。沖積層は粘土、シルト等で構成され、地下水を豊富に含んだ軟弱地盤であるため、地下水の急激な大量採取が行われた場合、地盤沈下が起こりやすく、軟弱地盤特有の自然圧密によるわずかな沈下も起こりやすいとされています。

・揚水施設
　勝浦市環境保全条例では、「動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上ある時はその断面積の合計）が六平方センチメートルを超えるものをいう。」と規定されています。

・精密水準測量
　地盤沈下の状況を監視する高精度の水準測量です。毎年、定点の標高を観測し、前年度からの変動を求めて、地盤沈下の進行を監視しています。

・地盤沈下観測井
　観測井戸の底から地表面までの地層の収縮量を観測する施設です。通常の井戸の中に揚水設備の替わりに内管を立てた形になっていて、この抜けあがりの状況を測定、記録します。主要な帯水層にストレーナーを設置し、地下水位もあわせて観測する場合が多いようです。

・国土地理院
　日本国内におけるすべての測量の基礎となる測量（基本測量）を行い、一般に国の基本図である「地形図」の発行元として知られています。

〈悪臭関係〉

・特定悪臭物質
　悪臭防止法第２条に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」であり、現在 22 物質が指定されています。
　これらの物質について、都道府県知事が必要として指定した地域、物質については敷地境界における濃度等が規制されます。

・アンモニア
　し尿臭、刺激臭のある物質で代表的な悪臭物質です。主な発生場所は、アンモニアの合成・工業的な利用の行われる事業場、畜産事業場、化製場、し尿処理場などがあげられます。

・メチルメルカプタン
　腐った玉ねぎのような臭いの化学物質です。石油精製・石油化学工場、クラフトパルプ製造工場、化製場、し尿処理場、下水処理場などで多く発生します。

・硫化水素
　腐った卵のような臭いのある物質であり、石油精製・石油化学工場、クラフトパルプ・セロファン・ビスコースレーヨン製造業、生体やその排泄物などの分解、腐敗などに伴う畜産事業場、化製場、下水処理場、し尿処理場、ゴミ処理場などにおいて多く発生します。

・硫化メチル
　腐ったキャベツのような臭いのある物質であり、クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、し尿処理場、下水処理場、ゴミ処理場などにおいて多く発生します。

・二硫化メチル
　腐ったキャベツのような臭いのある物質であり、硫化水素、硫化メチルと同様にクラフトパルプ製造工場、し尿処理場などから多く発生します。

・トリメチルアミン
　魚の腐ったような臭いのある物質であり、畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰工場などにおいて多く発生します。

・アセトアルデヒド
　青臭い刺激臭のある無色の化学物質であり、エチレンを酸化する方法などによって合成され、酢酸、ブタノール、合成高分子などの製造原料となります。主な発生場所は、アセトアルデヒドの製造工程、アセトアルデヒドを原料とする物質の製造工程から、その他では、自動車排出ガスやたばこの煙から発生します。

・スチレン
　ビニルベンゼン、フェニルエチレンとも呼ばれ、芳香ある無色の液体で、ポリスチレン樹脂、ABS 樹脂などの原料として利用され、主な発生場所は、化学工場、プラスチック製造業などがあげられます。

〈環境保全関係〉

・特定外来生物
　外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定されます。個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれ、特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡、引渡し、販売などが原則禁止され、また、野外へはなつ、植える、まくといった行為も禁止されます。

・太陽光発電システム
　屋根の上に太陽電池モジュールを取り付け、太陽の光から電気を作り出すシステムです。作った電気は家庭で使用し、余った電気は電力会社で買い取ります。災害などの停電時でも太陽が照っていれば電気を使用することができます。

・家庭用燃料電池システム（エネファーム）
　ガスと空気から電気とお湯を作り出すシステムです。火力発電所等で発電する場合と比較して、電気を使用する場所で発電するため送電ロスがなく、排熱は給湯に利用します。

・定置用リチウムイオン蓄電池システム

電力料金が安い夜間に貯めた電力を昼間に使用することで、電力需要ピーク時に電力事業者からの供給電力の使用を抑え、光熱費も削減できます。また災害など非常時の電力確保に役立ちます。

・気候変動枠組条約締約国会議（COP）

平成４（1992）年の地球サミット（国連環境開発会議）で採択された気候変動枠組条約の締約国により、温室効果ガス排出削減等を協議する会議で、条約に関する最高決定機関です。平成７（1995）年ドイツ・ベルリンで開催された第１回締約国会議（COP1）以来、毎年開催されています。

平成９（1997）年京都で開催された第３回締約国会議（COP3）では、平成 24（2012）年までの各国の具体的な温室効果ガス排出削減目標を課した「京都議定書」が採択され、京都議定書第１約束期間（2008-2012）、京都議定書第２約束期間（2013-2020、※日本は参加せず）、また京都議定書第２約束期間に参加しない国の平成 32（2020）年までの削減目標等を設定した「カンクン合意」を経て、平成 27（2015）年フランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、平成 32（2020）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。

・パリ協定

平成 27（2015）年 12 月に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来、18 年ぶりに合意された温暖化問題に対処する国際条約です。

「平成 32（2020）年以降の地球温暖化対策にすべての国が参加」、「世界共通の長期目標として平均気温上昇を産業革命から 2℃未満、できれば 1.5℃に抑える」、「今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標をたて、５年ごとに見直し・報告」「温暖化被害への対応、適応策にも取り組む」「途上国への資金援助を先進国に義務付ける」などが含まれています。

・京都議定書

平成９（1997）年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第３回締約国会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書のことです。先進各国が平成 20（2008）年～平成 24（2012）年の約束期間における温室効果ガスの削減数値目標(日本６%、アメリカ７%、EU８%など)を約束しました。

・京都メカニズム

京都議定書に規定される排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムの３つの柔軟性措置のことで、他国での排出削減プロジェクトの実施による排出削減量等をクレジットとして取得し、自国の議定書上の約束達成に用いることができる制度です。

・温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことで、とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタン、フロンガスなどが人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3）が削減対象の温室効果ガスと定められました。

・省エネ（省エネルギー）

より少ないエネルギーで社会的・経済的効果が得られるようにすることを省エネ（省エネルギー）と呼んでいます。

オイルショック（石油危機）当時、エネルギーコストの抑制、省資源の視点からのその必要性が告げられましたが、1990 年代以降、地球温暖化や大気汚染などの地球環境問題の深刻化に伴い、温室効果ガス排出量の削減等のひとつの手法として強調されるようになりました。また平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、福島第一原子力発電所の事故に伴い電力供給が大幅に低下したことによって、節電がクローズアップされました。

・原油換算値（省エネ法）

省エネ法におけるエネルギー使用量の算定に用いるもので、燃料、熱及び電気の熱量（GJ：ｷﾞｶﾞｼﾞｭｰﾙ）に 0.0258（原油換算係数：kℓ/GJ）を乗じて求めたものです。この数値が 1,500 kℓ以上の事業者は省エネ法の規制対象となります。

・地域グリーンニューディール基金事業

地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されています。こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、環境省から都道府県・政令指定都市に対し、補助金を交付し、基金を造成したものです。

・グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択することをいいます。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めています。

・九都県市あおぞらネットワーク

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の九都県市で取り組んでいる自動車公害対策に関するサイトで、九都県市では大気環境の改善に向けていろいろな取り組みを行っています。

7 採水場所位置図

勝浦市全図

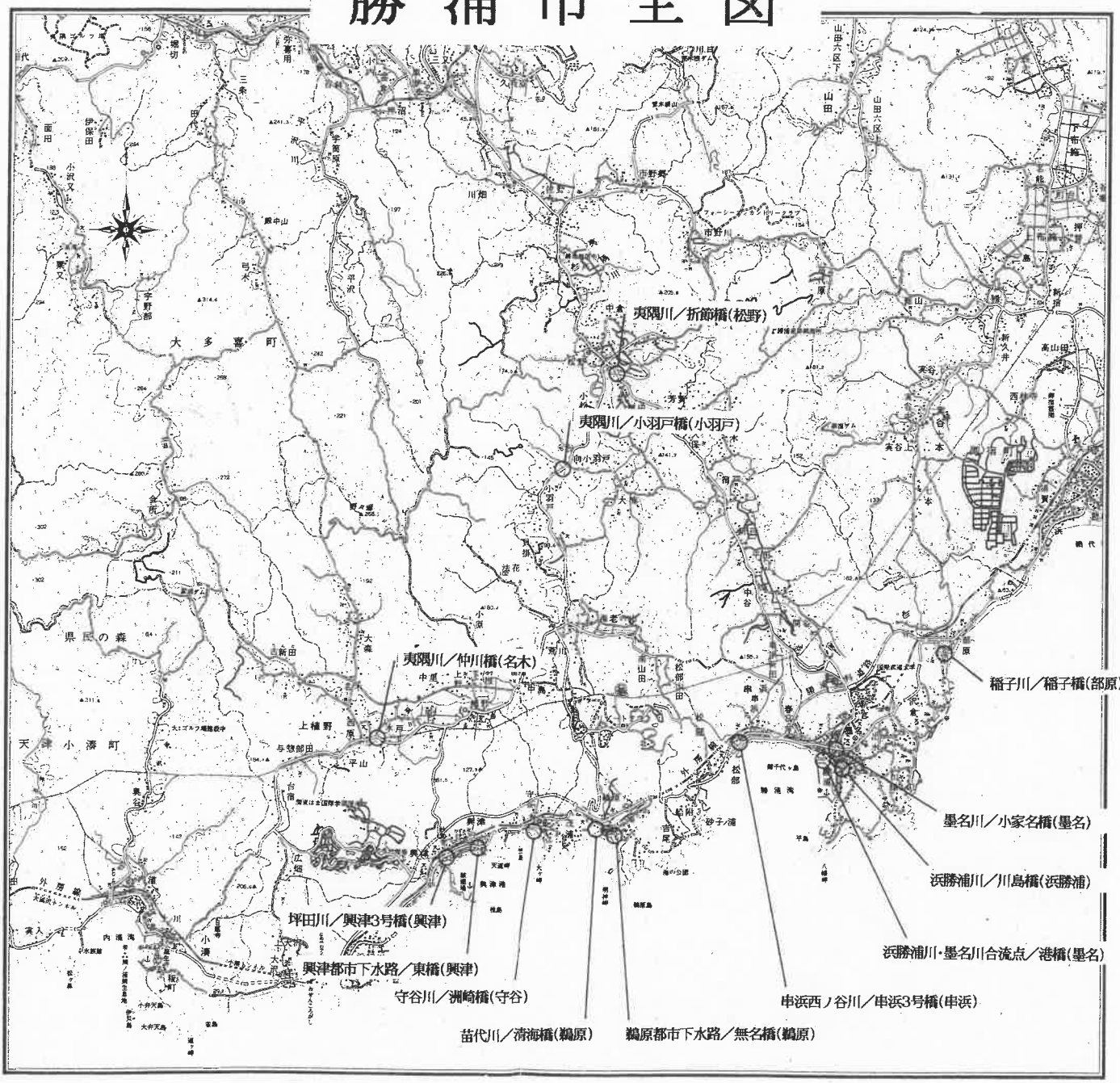

採水場所位置図

浜勝浦川・墨名川合流点／港橋(墨名)

採水場所位置図

墨名川／小家名橋（墨名）

採水場所位置図

串浜西ノ谷川／串浜3号橋（串浜）

採水場所位置図

稲子川／稲子橋（部原）

採水場所位置図

坪田川／興津3号橋（興津）

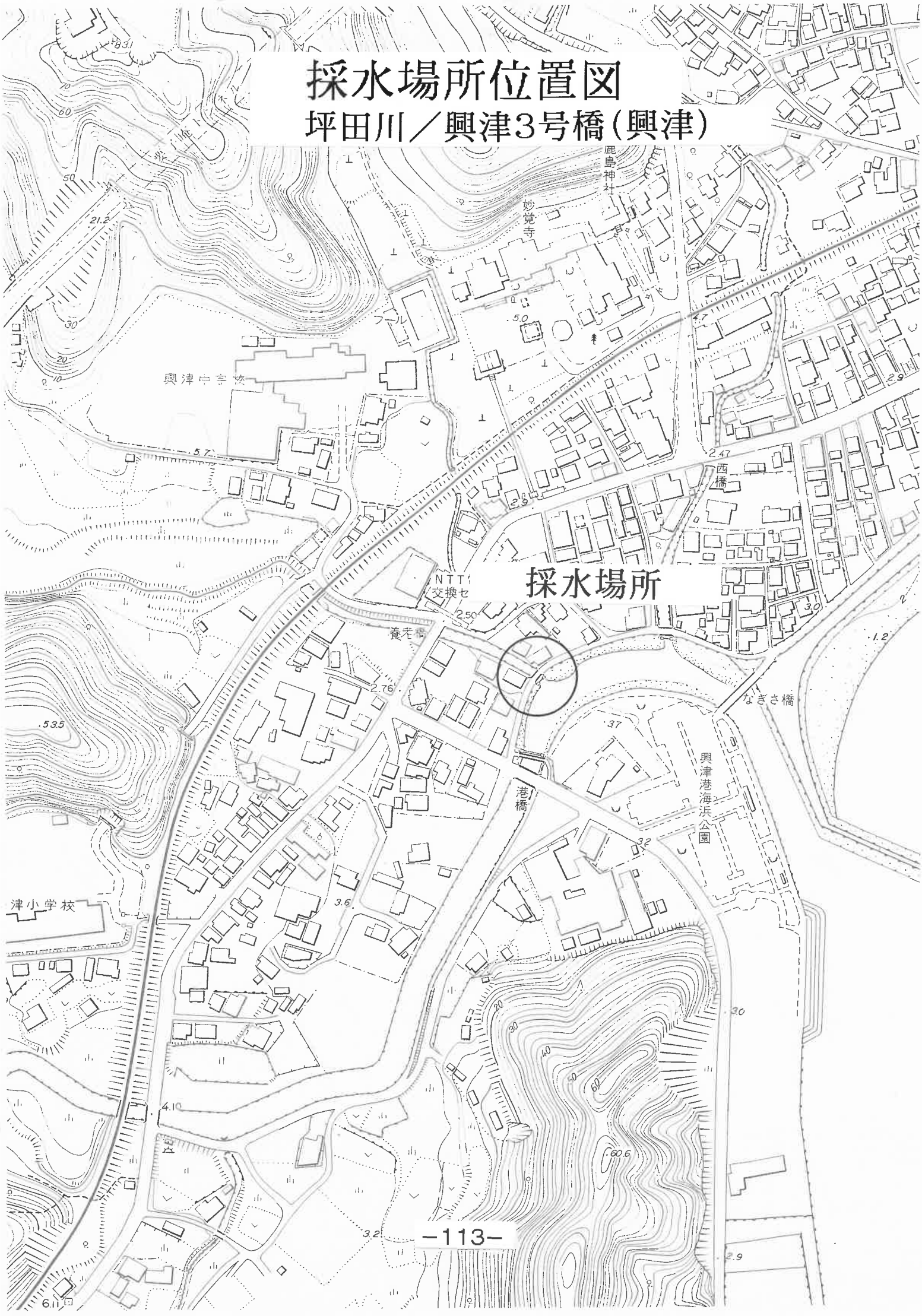

採水場所位置図

興津都市下水路／東橋（興津）

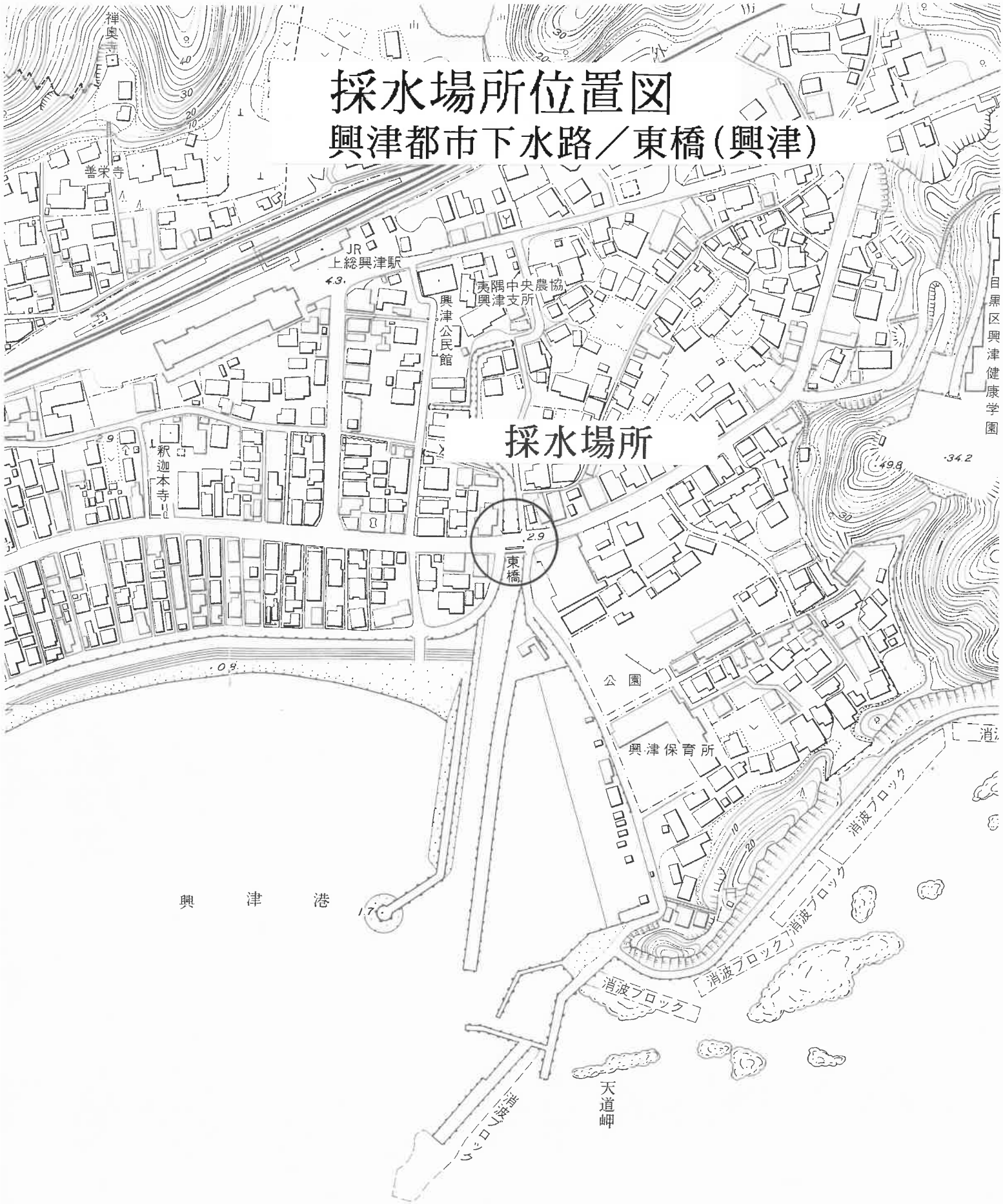

採水場所位置図

守谷川／洲崎橋（守谷）

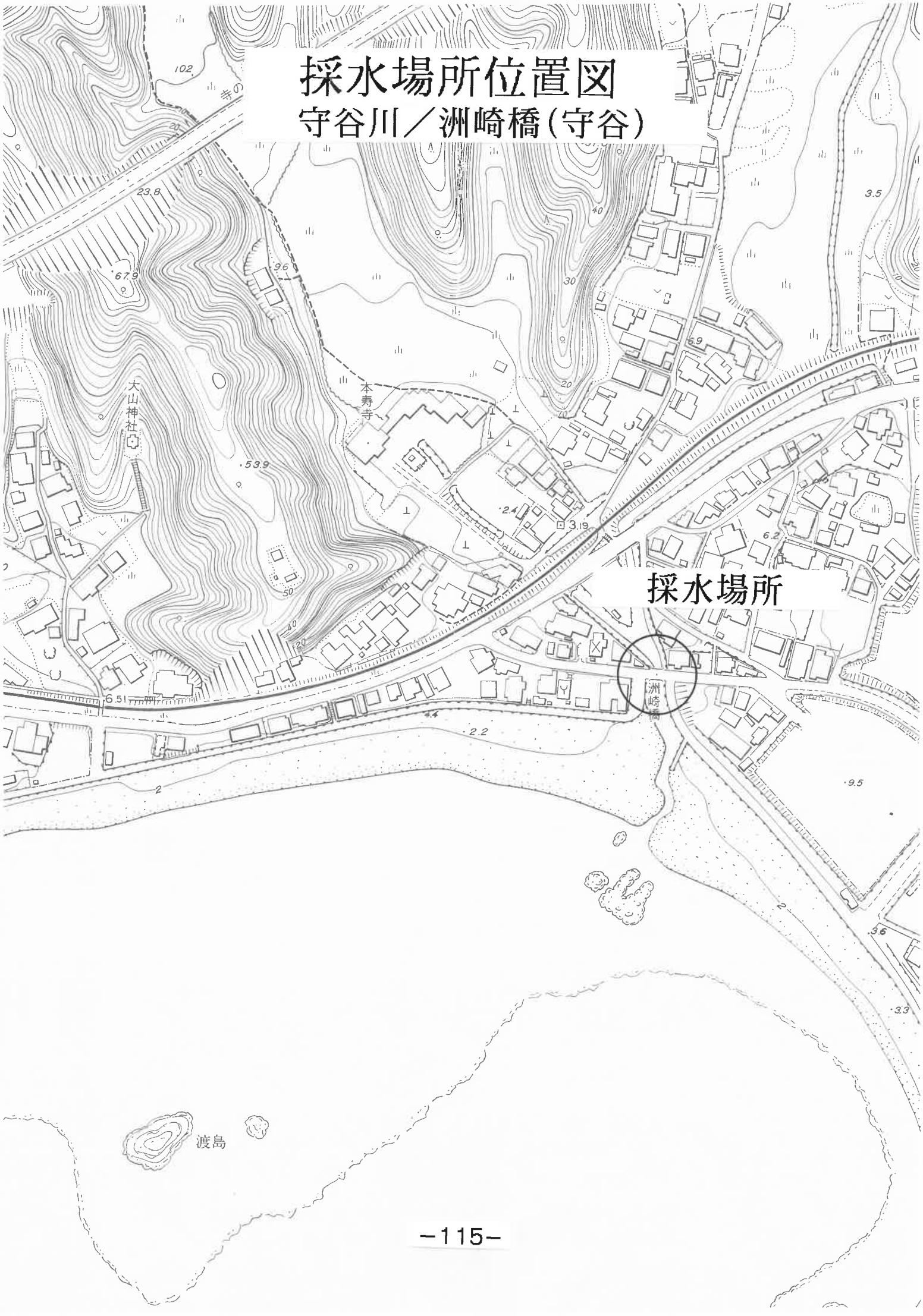

採水場所位置図

苗代川／清海橋（鵜原）

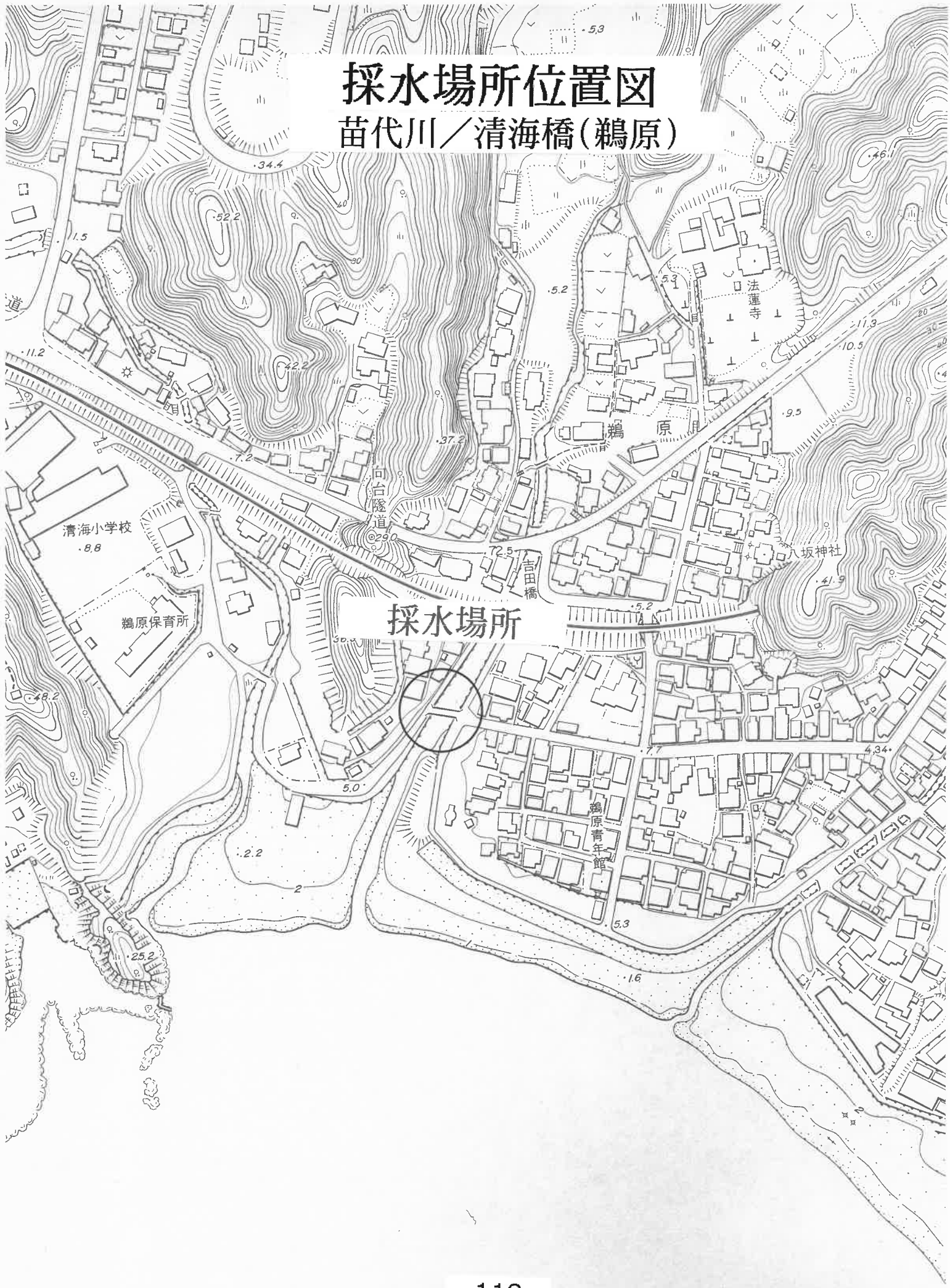

採水場所位置図

鵜原都市下水路／無名橋（鵜原）

採水場所位置図
夷隅川／仲川橋（名木）

採水場所位置図

夷隅川／小羽戸橋（小羽戸）

採水場所位置図

夷隅川／折節橋（松野）

採水場所位置図

浜勝浦川／川島橋（浜勝浦）

勝浦市環境白書２０２０

発行年月　2021年３月（令和２年度版）

編集・発行　勝浦市役所生活環境課

〒299-5292
千葉県勝浦市新官1343番地の１
℡0470-73-6639
http://www.city.katsuura.lg.jp

２０１９年度　環境標語コンクール市長賞

あおいうみ
みんなでまもろう
みらいのため

勝浦小学校　大村（おおむら）　尚（なお）

「汚さない」
意識の高さ
自分から

上野小学校　渡邉（わたなべ）　莉音（りおん）

きれいな環境
未来のみんなに
とどけよう

勝浦中学校　渡邉（わたなべ）　菜々美（ななみ）

敬称略

勝浦市環境白書

２０２０

Katsuura City